

関東信越厚生局の事業年報

(令和2年度)

厚生労働省 関東信越厚生局

は じ め に

関東信越厚生局は、関東甲信越地域の1都9県を管轄区域とし、厚生行政の実施機関として、医療、健康保険、年金、地域包括ケアシステム構築、福祉保健、食品衛生、薬事監視、麻薬取締などに関する業務を行っております。

当厚生局は、厚生労働省と地域社会の架け橋の役割を果たしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策を実施し、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えることを基本理念として取り組んでいます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、講習会の開催を中止するなどその影響を受けた事業がありましたが、会議等をリモートによる開催とするなど、その影響を最小限にとどめるよう工夫を行って参りました。未だ終息が見えない状況ではありますが、できる限り予定する業務を実施できるよう努めるとともに、今後とも、行政サービスの質の更なる向上を目指し、業務の実施体制の充実を図りながら、きめ細かな行政サービスを提供して参ります。

本書は、令和2年度に当厚生局が実施した事業について、業務実績や関係資料を取りまとめたものです。当厚生局の業務や厚生行政に対するご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

令和3年8月

厚生労働省関東信越厚生局長

目 次

第Ⅰ章 関東信越厚生局の業務概要・基本理念等

1. 関東信越厚生局の業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ・・・・3
3. 関東信越厚生局の「業務計画」の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. 関東信越厚生局の組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第Ⅱ章 業務概況（実績）

（総務課）

1. 情報公開・個人情報開示の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について・・・・・・・・8

（企画調整課）

1. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について・・・・・・・・・・・・・10
2. 国民の皆様からの「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」
について・・・12
3. 「国民の皆様の声」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. 公益通報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（年金指導課）

1. 日本年金機構の業務に係る認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2. 厚生年金保険料等の納付の猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

（年金調整課）

1. 社会保険労務士に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2. 年金委員に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3. 学生納付特例事務法人に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
4. 保険料納付確認団体に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
5. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
6. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について・・・・・・・・・・・・・・21
7. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務
について・・22

（年金審査課・各年金審査分室）

1. 年金記録の訂正手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
2. 関東信越地方年金記録訂正審議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

（健康福祉課）

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について・・・・・・・・・・・・・・27

2.	三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び 四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について	27
3.	温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・ 報告・公表制度に係る業務について	28
4.	民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名 について	29
5.	施設整備に係る補助金等について	30
6.	義務的経費に係る補助金等について	32
7.	財産処分について	33
8.	児童扶養手当支給事務指導監査について	34
9.	保護施設に対する指導監査について	35
10.	生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）について	35
11.	生活保護法に規定する指定医療機関への指導等について	36
12.	障害者自立支援等業務実地指導等について	36
13.	障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査について	37
14.	各種養成施設等の指定及び監督について	38
15.	社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者 講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会 の実施届出及び変更届出の受理について	40
16.	実務者研修教員講習会の実施届の受理について	40
17.	医療的ケア教員講習会の実施届の受理について	41
18.	大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する 業務について	41
19.	経営力向上計画について	42
(医事課)		
1.	臨床研修に関する業務	
1-1	医師の臨床研修について（臨床研修費等補助金含む）	43
1-2	歯科医師の臨床研修について	44
2.	医療の安全に関する取組の普及及び啓発について	46
3.	関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について	46
4.	医師の確保について	47
5.	行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について	47
6.	医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等 について	47
7.	再生医療等の安全性の確保について	48
8.	看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について	49

9. 臨床研究に対する信頼の確保について	50
10. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務について	51
11. 災害時における医療の確保の支援に関する業務について	51
12. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務 について	51
(薬事監視指導課)	
1. 医薬品及び再生医療等製品の製造業等の許可について	53
2. 輸入確認証の発給業務について	54
(食品衛生課)	
1. HACCPの普及促進に係る業務について	55
2. 食中毒に係る調整事務について	56
3. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等について	57
4. 輸出食肉認定施設に対する指導、確認及び査察について	59
5. 輸出食肉製品施設の認定及び査察等について	60
6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書の発行について	60
7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に 関する関係機関との連携について	64
8. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて	64
(地域包括ケア推進課)	
1. 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について	66
2. 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会等の設置・運営について	66
3. 地域包括ケア推進支援について	66
4. 地域包括ケア推進状況の把握及び助言・支援について	67
5. 講演と後援について	67
6. 地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について	67
7. 地域支援事業交付金の執行について	68
8. 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の設備・介護従事者の確保） について	68
9. 介護保険事業（支援）計画の作成・進捗状況の把握及び助言・支援 について	68
(保険課)	
1. 健康保険組合について	69
2. 全国健康保険協会支部について	70
3. 医療保険制度の概要について	71
(企業年金課)	
1. 確定拠出年金について	73

- 2. 確定給付企業年金について・・・73
- 3. 厚生年金基金について・・・74
- 4. 国民年金基金について・・・75

(管理課)

- 1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について・・・77
- 2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について・78
- 3. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について・・・78
- 4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について・・・79
- 5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について・・・81

(医療課)

- 1. 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務について・・・83
- 2. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に対する指導監査について・・・84

(調査課)

- 1. 保険医療指導部門の情報公開請求について・・・86

(特別指導第一課、第二課)

- 1. 特定事項に関する監督について・・・87

(指導監査課・各都県事務所)

- 1. 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査について・・・88
- 2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について・・・90
- 3. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の運営について・・・93

(麻薬取締部)

- 1. 麻薬取締部の業務について・・・94
- 2. 薬物犯罪の取締りに関して・・・94
- 3. 正規麻薬などの流通に対する指導・監督について・・・94
- 4. 再乱用防止対策について・・・95
- 5. 薬物乱用防止啓発活動について・・・95

(社会保険審査官)

- 1. 社会保険審査官が行う事務等について・・・96

第Ⅲ章 不正事案への対応など

- 1. 不正事案への対応・・・99

第IV章 指導監査等の実績・主な指摘事項等

1. 健康福祉課関係	102
2. 食品衛生課関係	106
3. 保険課関係	110
4. 企業年金課関係	115
5. 指導監査課・都県事務所関係	116

第V章 資料・データ集

1. 主な所掌業務（課別）	121
2. 所在地・連絡先一覧	126
3. 所掌事務に係る参考資料・データ集（課別）	
(総務課関係)	
1. 国有財産の処理状況	129
(企画調整課関係)	
1. 関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの保険医療機関及び 保険薬局の審議状況	131
(年金指導課関係)	
1. 認可等件数の推移	133
(年金調整課関係)	
1. 社会保険労務士会員数	134
2. 年金委員委嘱件数	135
3. 年金委員解嘱件数	135
4. 年金委員委嘱者数	135
5. 学生納付特例事務法人一覧表	136
6. 国民年金等事務取扱交付金交付実績	140
7. 健康保険事務指定市町村交付金交付実績	140
8. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付実績	141
(年金審査課・各年金審査分室関係)	
1. 令和2年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況	142
2. 令和元年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況	143
3. 平成30年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況	144
(健康福祉課関係)	
1. 指定医療機関等の指定等の状況	145
2. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び 四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督の状況	145

3. 温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・ 報告・公表制度に係る処理の状況	145
4. 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の 指名の状況	145
5. 児童扶養手当支給事務指導監査の状況	146
6. 保護施設に対する指導監査の状況	146
7. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正）の状況	146
8. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等の状況	146
9. 障害者自立支援等業務実地指導の実施実績	146
10. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査の状況	146
11. 経営力向上計画の認定状況	146
12. 補助金等の交付の状況	147
13. 激甚災害に伴う特別財政援助に係る交付決定の状況	148
14. 財産処分の処理の状況	148
15. 都県別養成施設（所）学校数	149
16. 各種養成施設等の指定・廃止の年度別推移	149
17. 令和2年度に指定した養成施設（所）一覧	150
18. 令和2年度に廃止した養成施設（所）一覧	150
(医事課関係)	
1. 臨床研修に関する業務	151
2. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発について	152
3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について	152
4. 医師の確保について	152
5. 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について	152
6. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等 について	153
7. 再生医療等の安全性の確保について	153
8. 看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について	153
9. 臨床研究に対する信頼の確保について	154
10. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務 について	154
(薬事監視指導課関係)	
1. 医薬品等の製造業の許可について	155
2. 輸入確認証（旧 薬監証明）発給業務について	155

(食品衛生課関係)

1. 総合衛生管理製造過程の承認に関する立入検査件数・・・156
2. 食中毒速報等収集件数・・・156
3. 登録検査機関への立入検査件数・・・156
4. 輸出食肉認定施設への査察等件数・・・156
5. 輸出食肉製品認定施設への査察等件数・・・157
6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書発行件数・・・157
7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する相談等件数・・・157

(地域包括ケア推進課関係)

1. 補助金等の交付の状況・・・158

(保険課関係)

1. 健康保険組合等の状況・・・159
2. 業務処理状況・・・160

(企業年金課関係)

1. 確定拠出年金の状況・・・161
2. 確定給付企業年金の状況・・・161
3. 厚生年金基金の状況・・・161

(管理課関係)

1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明件数・・・162
2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数・・・162
3. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督件数・・・162
4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督件数・・・162
5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督件数・・・162

(医療課関係)

1. 特定機能病院等一覧・・・163
2. 保険医療機関等の指導・監査状況・・・165
3. 指定訪問看護事業者の指導・監査状況・・・168
4. 保険医療機関等の指定状況・・・169
5. 指定訪問看護事業者の指定状況・・・170
6. 保険医等の登録状況・・・171

(麻薬取締部関係)

1. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(関東信越厚生局麻薬取締部)・・・174

(社会保険審査官関係)

1. 令和2年度	審査請求取扱状況	175
2. 令和2年度	審査請求決定状況	176
3. 令和元年度	審査請求取扱状況	180
4. 令和元年度	審査請求決定状況	181
5. 平成30年度	審査請求取扱状況	185
6. 平成30年度	審査請求決定状況	186

第 I 章 関東信越厚生局の業務概要

- 基本理念等

1. 関東信越厚生局の業務概要

関東信越厚生局は、国民の皆様の身近な社会保障政策の実施機関として、関東甲信越地域 1 都 9 県で生活・活動される国民の皆様の健康で安全な暮らしを支えるための様々な業務を行っています。

地域社会の

ニーズに応える事業

- 安全な医療供給体制の確保
- 臨床研修実施体制の確保
- 再生医療等の安全性の確保
- 年金給付等の審査請求への対応
- 年金記録の訂正請求への対応
- 薬物犯罪の捜査・取締り
- 薬物乱用防止の啓発活動
など

国民の皆様の健康で
安全・安心な暮らし

事業者等の

指導監督

- 保険医療機関等の指導監督
- 健康保険組合の指導監督
- 企業年金等の指導監督
- 障害福祉サービス事業者の業務管理体制の検査
- 各種養成施設の指導監督
- 医薬品・再生医療等製品製造業等の許可
- 食品の総合衛生管理製造過程の承認
- 日本年金機構が行う事務の認可
など

地方自治体の

支援・連携

- 地域包括ケアシステムの構築に関する支援
- 健康福祉関係の補助金交付による支援
- 医療保険者（国民健康保険・後期高齢者医療）の指導監督・助言
- 生活保護法等に基づく指導監督等による助言
- 市区町村が行う国民年金事務に係る交付金の審査
- 健康危機管理
- 食中毒対策等
- 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション
など

2. 関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ



ひと、くらし、みらいのために

関東信越厚生局

基本理念

私たち関東信越厚生局は、
地域社会の身近な行政機関として、
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

職員行動規範

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえて、
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

- 地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
- 行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
- 行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

- 公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
- 法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
- 自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

関東信越厚生局では、平成21年9月に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、若手職員を中心としたチームでの議論、全職員へのアンケートや意見募集を行い、平成22年1月26日に「基本理念」「職員行動規範」「キャッチフレーズ」を策定

3. 関東信越厚生局の「業務計画」の取組

- 関東信越厚生局は、地域社会の身近な行政機関として、厚生労働省と地域社会の架け橋の役割を果たしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策を行い、国民の健康で安全・安心な暮らしを支えていかなければなりません。
- 国民、本省の担当部局、地方自治体や関係団体等のステークホルダーから、「頼りになる、頼りにされる厚生局」となるためには、時代の変化に的確に対応し、求められる役割を十分に果たし続けていくことが必要であり、日頃から、常に業務を見直し、行政運営の質の維持・向上に努めなくてはなりません。具体的には、当局の各部署が目標を定めて、職員がそれを実践し、定期的に結果検証を行うとともに、実践から得られた経験知や創意工夫を適切に反映して、生産性を向上させる「PDCAサイクル」が不可欠です。
- そこで、関東信越厚生局においては、計画的な業務運営を行うための手法として、目標管理方式による「業務計画」の取組を実施しています。



4. 関東信越厚生局の組織体制

総務年金部門

総務課
企画調整課
年金指導課
年金調整課
年金審査課
年金審査分室（千葉・東京・神奈川）

健康福祉部門

健康福祉課
医事課
薬事監視指導課
食品衛生課
地域包括ケア推進課
保険課
企業年金課

指導部門

管理課
医療課
調査課
特別指導第一課
特別指導第二課
指導監査課（埼玉県を管轄）
都県事務所（茨城・栃木・群馬・千葉・
東京・神奈川・新潟・山梨・長野）

麻薬取締部

社会保険審査官（社会保険審査事務室）

第Ⅱ章 業務概況（実績）

（総 務 課）

1. 情報公開・個人情報開示の推進について

（1）情報公開について

① 制度の概要

政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」に基づき、行政文書を開示するものです。

② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する行政文書について開示請求があった場合、不開示情報として規定された6つの類型^(※)に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された6つの類型

- ① 特定の個人を識別できる情報
- ② 法人の正当な利益を害する情報
- ③ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ④ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ⑤ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑥ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

③ 実 績

（単位：件）

	前年度からの繰越件数	令和2年度 開示請求件数	開 示 結 果			翌年度への 繰越件数
			開示（部分 開示含）	不開示	取り下げ	
令和2年度	4	362	330	2	24	10

（2）個人情報開示について

① 制度の概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、個人から自己の個人情報について、行政機関に対し開示請求があった場合に開示します。

② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する個人情報について開示請求があった場合、不開示情報として規定された7つの類型^(※)に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された7つの類型

- ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報
- ③ 法人の正当な利益を害する情報
- ④ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ⑤ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ⑥ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑦ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

③ 実績

(単位：件)

	前年度からの繰越件数	令和2年度 開示請求件数	開 示 結 果			翌年度への 繰越件数
			開示（部分 開示含）	不開示	取り下げ	
令和2年度	0	21	17	0	0	4

2. 年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について

(1) 制度の概要

平成22年1月1日の社会保険庁廃止に伴い、これまで旧社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産については、同日付をもって、当該財産の所在地を管轄する地方厚生局に所属替えされました。

また、日本年金機構へ出資したのち不要となった財産については、国庫納付され、土地や建物の国有財産については、当該国有財産の所在地を管轄する地方厚生局に所属替えされることとなっております。

関東信越厚生局においては、これらの国有財産については、年金財政に資するため売却手続きを進めることとしており、早期売却に向けて適切な管理を実施しているところです。

(2) 業務内容

① 国有財産の管理

(ア) 国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開(一件別情報)

- (イ) 財産の維持管理
 - ・防犯、警備会社への委託、看板（立入禁止）の設置
 - ・環境衛生、雑草駆除
 - ・土壌汚染調査、ポリ塩化ビフェニル（PCB）調査
 - ・境界確定及び測量
- (ウ) 国有財産の貸付
 - ・有償貸付、無償貸付

② 国有財産の処分

- (ア) 売払い
 - ・行政財産の用途廃止手続き
 - ・不動産鑑定評価
 - ・公用・公共用取得要望の有無の確認
 - ・売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
 - ・売払いに係る財務大臣承認申請手続き
 - ・一般競争入札
- (イ) 譲与
- (ウ) 建物の取壊し

(3) 実績

令和2年度 売却処分なし

（企画調整課）

1. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について

（1）制度の概要

「社会保険医療協議会法（昭和25年法律47号）」（以下この項目において「法」という。）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が設置され、地方には「地方社会保険医療協議会」が全国8地方厚生（支）局ごとに設置されています。

① 地方社会保険医療協議会の所掌事務

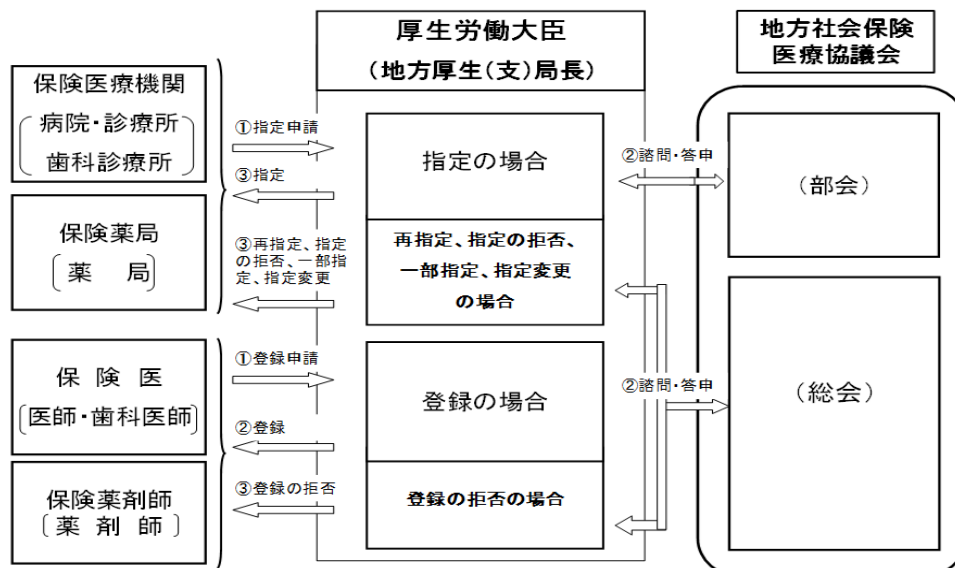
法第2条第2項の規定により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。」と規定されています。

② 地方社会保険医療協議会の組織

審議内容により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し」などを審議する「総会」と、法施行令とこれに基づき関東信越地方社会保険医療協議会が定めた「関東信越地方社会保険医療協議会議事規則」（以下この項目において「議事規則」という。）による、「保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の審議事項を除く）」を審議する「部会」で構成され、定数は法によって、それぞれ20名と8名と規定されています。

なお、部会については議事規則第7条1項の規定により、都道府県ごとに部会を置くことができ、管内1都9県に設置されています。

【保険医療機関の指定等の流れ】



③ 地方社会保険医療協議会の構成員

令和3年3月末現在では総会審議のみに参画する委員6名、総会及び部会の審議に参画する委員14名と、原則として部会審議にのみ参画し事案により総会審議に参画する臨時委員66名の計86名です。

(2) 業務内容

企画調整課及び関東信越厚生局管内の各都県の事務所（埼玉県については指導監査課。以下同じ。）が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しています。

具体的には、関東信越地方社会保険医療協議会会長又は部会長と調整を行ない、総会と部会の運営を行っています。

また、委員の改選は、法第4条第1項により任期は2年とされ、1年ごとにその半数を任命することとなっており、これに係る事務も行っていきます。

（改選以外に委員又は臨時委員が辞任した場合は、後任の委員又は臨時委員を委嘱します。）

(3) 実績

① 総会

総会は、法第6条において、正当な理由がある場合を除いては、6か月に1回以上開かなければならないと規定されています。

総会においては、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し等を審議するほか、会長及び会長代行の選出、部会に属すべき臨時委員の指名を行っています。

【開催状況】

令和2年度は、総会を6回開催し、その概要は以下のとおりです。

	審議を行った事項等
第58回総会 (令和2年7月29日開催)	<ul style="list-style-type: none"> 元保険医療機関への対応（東京） 保険医の登録の取消（神奈川） 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（神奈川） 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（神奈川）
第59回総会 (令和2年8月26日開催)	<ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（千葉）
第60回総会 (令和2年10月7日開催)	<ul style="list-style-type: none"> 部会に属すべき委員及び臨時委員の承認
第61回総会 (令和2年12月21日開催)	<ul style="list-style-type: none"> 改選に伴う会長代行の選出 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（東京）
第62回総会 (令和3年2月15日開催)	<ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関の指定の取消（長野） 元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消（東京）
第63回総会 (令和3年3月24日開催)	<ul style="list-style-type: none"> 元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消（神奈川） 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（埼玉）

（注）これまでに開催された「関東信越地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨等は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[関東信越地方社会保険医療協議会（総会）
\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken_kyogi/sokai/index.html\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken_kyogi/sokai/index.html)

② 部 会

関東信越厚生局管内の各都県の事務所では、保険医療機関・保険薬局指定申請を随時に受理しているため、毎月開催することとなっています。

【開催状況】

管内10部会とも、令和2年4月から令和3年3月まで（主に令和2年5月から令和3年4月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和2年度に関東信越地方社会保険医療協議会（管内10部会）で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
審議件数	1,766	3,051	953	2,234	1,436	2,054

※ 詳細は第Ⅴ章 資料・データ集の企画調整課関係に掲載をしています。

③ 改選について

令和2年10月の半数改選の際には、関係の団体へ委員・臨時委員の推薦依頼を行い、厚生労働本省へ内申の手続きを行うとともに、令和2年10月1日付で40名（委員10名、臨時委員30名）に対し厚生労働大臣からの委嘱状を交付しました。

また、令和2年度では5名の臨時委員が任期途中で交代したため、前任者の残期間を任期として委嘱状を交付しました。

2. 国民の皆様からの「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」について

（1）概要

厚生労働行政に関して、関東信越厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

（2）業務内容

企画調整課においては、国民の皆様からホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の受付をし、担当部署へ回送をしています。また、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に対して速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただきます。

なお、令和2年度中にホームページに寄せられた件数は、「ご意見・ご要望」が286件、「お問い合わせ（ご質問）」は1,285件ありました。

3. 「国民の皆様の声」について

（1）概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、厚生労働本省の部局へ報告し、業務改善に役立っています。なお、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

（2）業務内容

企画調整課においては、関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、「国民の皆様の声」の内容を所管する厚生労働本省の部局へ報告しています。また、厚生労働本省への報告状況を関東信越厚生局内に周知しています。

なお、令和元年度中に関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省の部局へ報告した件数は25件です。

4. 公益通報について

（1）概要

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とした「公益通報者保護法」により、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、公益通報窓口を設置し、内部職員及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っています。

また、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、通報対象事実があると認められる場合には、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じることとしています。

（年金指導課）

1. 日本年金機構の業務に係る認可について

（1）制度の概要

公的年金制度は、加齢による稼得能力の減退等に対する所得保障のほか、被保険者が傷病等によって障害の状態が残った場合や死亡した場合における社会保険機能の役目も担っています。

現在、公的年金制度である政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）は、厚生労働大臣から政府管掌年金事業に係る権限の委任及び事務が委託された日本年金機構（以下「機構」という。）によって、国の適正な管理・監督の下、各法令の規定等に基づき、業務が行われています。

機構が行う業務のうち、滞納処分や適用事業所への立入検査等といった公権力の行使を有する業務については、公正性や客観性が十分に担保された上で実施されなくてはなりません。

このため、機構が滞納処分等を実施しようとする場合には、あらかじめ地方厚生局長の認可（厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任）が必要になります。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、平成28年3月24日付年金管理審議官通知「日本年金機構組織規程の一部改正に伴う厚生年金保険等の適用・徴収関係通知の改正について」により改正された「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領」等に基づき、機構が実施する滞納処分等の認可の申請等を審査し、認可しています。

また、機構が実施した滞納処分等の結果報告等により、機構が適正に滞納処分等を実施しているか等の事後確認も行っています。

（3）認可等の種類

① 認可業務

- (ア) 機構の徴収職員・収納職員の任命に係る認可
- (イ) 機構が行う滞納処分等に係る権限の認可
- (ウ) 機構が行う立入検査等に係る権限の認可

② 結果報告等の確認業務

- (ア) 徴収職員・収納職員の異動報告
- (イ) 滞納処分等の結果報告
- (ウ) 立入検査等の結果報告

（4）実績

	令和2年度
徴収職員・収納職員の認可	
① 徴収職員	325 人
② 収納職員	270 人

滞納処分等の認可	
① 厚生年金保険関係	534,500 件
② 国民年金関係	53 件
立入検査等の認可	
① 事業所関係	286,783 件
② 受給権者・被保険者関係	1 件
滞納処分等の結果報告の確認	
① 厚生年金保険関係	19,811 件
② 国民年金関係	6,341 件
立入検査等の結果報告の確認	
① 実施	126,817 件
② 実施不能	1,661 件
③ 未実施	178,182 件

2. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

（1）制度の概要

納付義務者が災害等により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、厚生年金保険法第89条等の規定により準用する国税通則法第46条に基づき、その納付を猶予することができるものと規定されています。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、納付義務者から申請された厚生年金保険料等の納付の猶予に係る申請について、平成28年3月24日付年金管理審議官通知「日本年金機構組織規程の一部改正に伴う厚生年金保険等の適用・徴収関係通知の改正について」により改正された「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」等に基づき、適正に審査等を行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための厚生年金保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（以下「特例猶予」という。）が令和2年4月30日付けで公布・施行され、地方厚生局において実施している納付の猶予に係る許可又は不許可の決定の事務については、特例猶予に限り日本年金機構において実施することとなりました。

（3）実績

	令和2年度
厚生年金保険料等の納付猶予の許可等	
① 許可	8 件
② 不許可	0 件

（年金調整課）

1. 社会保険労務士に関する業務について

（1）制度の概要

社会保険労務士は、労働・社会保険の専門家として、労働保険・社会保険諸法令に基づいて、行政機関に提出する書類や申請書等を依頼者に代わって作成することや企業の労務管理やコンサルティング等を行っています。

社会保険諸法令に基づく、こうした業務が適正に実施されるよう社会保険労務士に関する業務を行っています（※労働諸法令に関する業務は、都道府県労働局となっています）。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に委任されており、主に次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

（3）実績

令和2年度における社会保険労務士の不正事案に係る情報提供数等は次のとおりです。

情報提供	社会保険諸法令に関するもの	労働諸法令に関するもの	社会保険諸法令に関する懲戒処分
17	7	13	0

（注1）労働諸法令に関するものについては、都道府県労働局に転送しています。

（注2）社会保険関係及び労働関係の両方に関するものが3件あり合計と一致しない。

（参考）都県別の社会保険労務士の会員数

（令和3年3月31日現在）

都 県 名	会 員 数（人）					社 労 士 法 人 会 員 数
	開業	法人の社員	勤務	その他	合計	
茨 城 県	353	39	81	36	509	21
栃 木 県	264	33	42	17	356	22
群 馬 県	359	29	0	194	582	16
埼 玉 県	1,293	93	449	133	1,968	54
千 葉 県	1,083	59	254	215	1,611	41
東 京 都	4,238	951	4,637	1,198	11,024	590
神 奈 川 県	1,636	128	434	527	2,725	68
新 潟 県	337	50	100	55	542	26
山 梨 県	140	13	23	11	187	10
長 野 県	384	42	154	53	633	22
合 計	10,087	1,437	6,174	2,439	20,137	870

2. 年金委員に関する業務について

（1）制度の概要

日本年金機構法に規定する年金委員は、適用事業所の事業主や市区町村等の推薦により厚生労働大臣からの委嘱を受けて、年金制度への理解と信頼を深めていただくため、適用事業所や地域での普及・啓発活動を行う無報酬の民間協力員です。

年金委員は、適用事業所の事業主が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「職域型の年金委員」と、市区町村等が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「地域型の年金委員」の二種類に区分されています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を実施しています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、年金委員の委嘱等に関するものは厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に権限を委任されており、主に次の業務を行っています。

- ① 委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱・解嘱状、年金委員証明書の交付
- ② 年金委員名簿の管理
- ③ 年金委員功労者厚生労働大臣表彰候補者の確認・審査等
- ④ 諸変更手続

(3) 実績

令和2年度における年金委員委嘱処理件数等は次のとおりです。

区 分	委嘱件数	解嘱件数
職 域 型	2,436	2,320
地 域 型	339	193
合 計	2,775	2,513

(参考①) 都県別の年金委員数の状況は次のとおりです。

(令和3年3月31日現在)

都 県 名	職域型 (人)	地域型 (人)	合 計 (人)
茨 城 県	2,302	79	2,381
栃 木 県	1,975	96	2,071
群 馬 県	1,938	150	2,088
埼 玉 県	2,920	138	3,058
千 葉 県	2,747	112	2,859
東 京 都	5,970	213	6,183
神 奈 川 県	3,295	183	3,478
新 潟 県	3,851	103	3,954
山 梨 県	1,207	43	1,250
長 野 県	4,074	99	4,173
合 計	30,279	1,216	31,495

(参考②) 令和2年度における都県別の年金委員功労者厚生労働大臣表彰受賞者数

都 県 名	受賞者数 (人)
茨 城 県	0
栃 木 県	1
群 馬 県	1
埼 玉 県	2
千 葉 県	2
東 京 都	4
神 奈 川 県	2
新 潟 県	3
山 梨 県	1
長 野 県	3
合 計	19

3. 学生納付特例事務法人に関する業務について

（1）制度の概要

学生納付特例制度（就学中で所得が少ない20歳以上の学生は、本人の申請により国民年金保険料の納付を猶予（10年間）し、卒業後に追納できる仕組み）については、学生の住民票のある市区町村窓口に申請を行う必要があります。

このため、学生がより申請をしやすくするため、学生納付特例事務法人として指定を受けた大学等で申請を代行することができます。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 制度周知及び代行事務の協力要請
- ② 学生納付特例事務法人の指定等に係る審査及び決定
- ③ 学生納付特例事務法人の指定取消等
- ④ 学生納付特例事務法人の諸変更手続

（3）実績

令和2年度における学生納付特例事務法人の指定及び取消処理件数は次のとおりです。

新規指定法人等数	法人等指定取消数	年度末の指定法人等数
11 法人	1 法人	123 法人

（参考）新規の11法人は次のとおりです。

県名	学生納付特例事務法人	指定年月日
茨城県	公益財団法人 日立メディカルセンター	令和2年10月7日
栃木県	学校法人 中央学園	令和2年12月10日
群馬県	公益社団法人 前橋積善会	令和2年10月8日
埼玉県	学校法人 ものつくり大学	令和2年10月30日
東京都	医療法人社団 大和会	令和2年9月10日
新潟県	学校法人 新潟福祉医療学園	令和2年6月15日
	学校法人 エイシンカレッジ	令和2年6月24日
	学校法人 北陸学園	令和2年10月7日
山梨県	富士吉田市立看護専門学校	令和2年10月7日
長野県	公益財団法人 青葉	令和2年9月10日
	長野県工科短期大学校	令和2年10月7日

（注）学生納付特例事務法人一覧については、第VI章 資料・データ集 年金調整課関係をご覧ください。

4. 保険料納付確認団体に関する業務について

（1）制度の概要

保険料納付確認団体は、同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体等が、厚生労働大臣より権限を委任された地方厚生（支）局長の指定を受け、その団体の構成員である国民年金被保険者の委託を受けて、当該被保険者の国民年金保険料の納付状況を確認できる仕組みです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管轄する日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定等に係る確認及び決定
- ② 保険料納付確認団体への改善命令等
- ③ 保険料納付状況の情報提供

（3）実績

令和2年度に新たに指定を行った団体はありません。

（参考）保険料納付確認団体

県名	団体名
千葉県	公益社団法人千葉県医師会
山梨県	一般社団法人山梨県薬剤師会

5. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について

（1）制度の概要

住民の一番身近な行政窓口である市区町村に国民年金事務の一部を委託しており、市区町村が行う国民年金事務に必要な費用を国民年金事務費交付金として支払いを行っています。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

① 法定受託事務の主な業務

被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告する事務など

② 協力・連携事務の主な業務

市区町村において行われる業務や年金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内市区町村（１都９県４５０市区町村）に対して事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため「国民年金関係業務等説明会」の開催や市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての現地審査を行っています。

（３）実績

令和２年度における国民年金等事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

市区町村数	交付決定額（千円）	内 訳	
		概算交付額（千円）	精算交付額（千円）
450	9,243,093	4,616,347	4,626,745

② 協力・連携事務に対する交付

市区町村数	交付決定額（千円）	内 訳	
		概算交付額（千円）	精算交付額（千円）
450	2,360,160	1,042,829	1,317,330

（注）上記の表①、②の金額については千円未満を切り捨てていることから計が不一致の場合があります。

6. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

（１）制度の概要

健康保険事務指定市町村は、厚生労働大臣（平成２２年１月以前は当時の社会保険庁長官）が指定した市区町村（以下、指定市町村といいます。）が行う健康保険の事務（日雇特例被保険者手帳交付等）の執行に必要な費用を交付金として交付しています。

（※日雇特例被保険者とは、健康保険法第３条第２項に規定のある、適用事業所に使用される日雇労働者のことです。日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会ですが、指定市町村に居住している日雇特例被保険者は、居住地の役所（役場）にて日雇特例被保険者手帳の交付など一部の手続きができます。）

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、指定市町村に対して指定市町村交付金を交付するため、指定市町村から提出される各種書類の内容審査のほか、毎月、指定市町村からの事業状況報告の取りまとめ、厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

（3）実 績

令和2年度における健康保険事務指定市町村交付金の交付額

指定市町村数	申請市町村数	交 付 額	
		件 数	金 額（円）
29	22	179	15,536

7. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について**（1）制度の概要**

年金生活者支援給付金は、年金を含めて所得の低い方の生活を支援するため、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者の方に年金に上乗せして支給を行います（令和元年10月1日施行）。

この年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部は、住民の一番身近な行政窓口である市区町村に委託しており、市区町村が行う支給事務に対して必要な費用を年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金として支払いを行います。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが、厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

① 法定受託事務の主な業務

第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金の請求等の受理及びその請求等に係る事実を審査するとともに日本年金機構に送付する事務など

② 協力・連携事務の主な業務

市区町村において行われる業務や給付金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内市区町村（1都9県450市区町村）に対して支給業務市町村事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため「国民年金関係業務等説明会」の開催や市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての現地審査を行います。

（3）実 績

令和2年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

市区町村数	申請市区町村数※	交付決定額（千円）
450	447	166,379

② 協力・連携事務に対する交付

市区町村数	申請市区町村数※	交付決定額（千円）
450	409	72,009

※ 一部の市区町村において交付申請が0円のところがあったため、市区町村数と相違しています。

（注）上記の表①、②の金額については千円未満を切り捨てていることから計が不一致の場合があります。

（年金審査課・各年金審査分室）

関東信越厚生局には、年金訂正請求に関する調査事務などを行うための事務組織として、年金審査課（さいたま市）のほか、千葉年金審査分室（千葉市）、東京年金審査分室（新宿区）、及び神奈川年金審査分室（横浜市）を設置しています。以下、年金審査課及び各年金審査分室に共通する業務について説明します。

1. 年金記録の訂正手続きについて

（1）制度の概要

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など厚生労働大臣が管理している年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

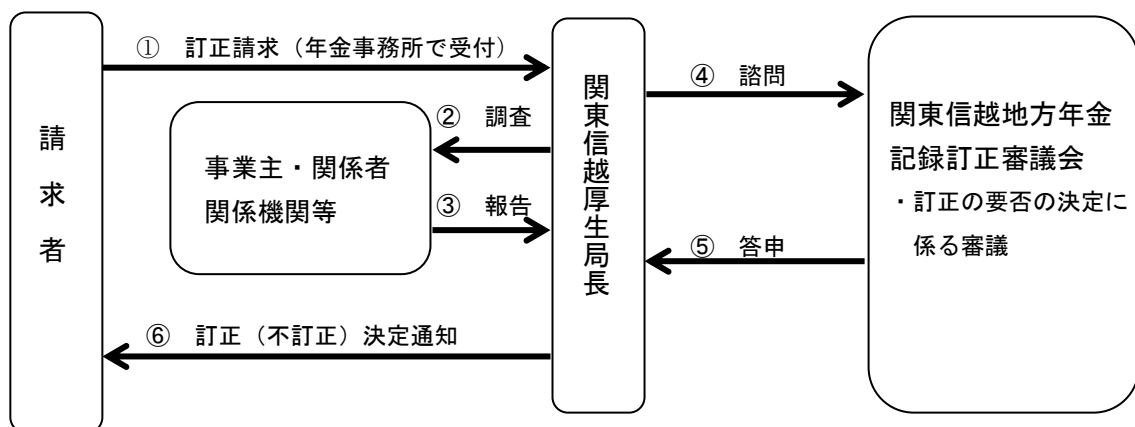
ご自身の年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対して年金記録の訂正請求をすることができます。

なお、訂正請求の窓口は、お近くの年金事務所になります。

（2）業務内容

厚生労働省（地方厚生（支）局）は、請求内容について、事業主・関係者・関係機関等に対する調査や情報収集を行い、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議（関東信越地方年金記録訂正審議会）に諮問し、審議・答申を経て、年金記録の訂正又は不訂正の決定をします。

【年金記録の訂正手続きの流れ】



2. 関東信越地方年金記録訂正審議会について

（1）関東信越地方年金記録訂正審議会について

① 関東信越地方年金記録訂正審議会の所掌事務

厚生年金保険法第28条の4第3項及び国民年金法第14条の4第3項の規定により諮問された訂正請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議のうえ議決することができるかとされています。

② 関東信越地方年金記録訂正審議会の組織及び構成員

関東信越地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）とは、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家で構成される会議です。

この審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議する「部会」で構成されています。

なお、部会は、年金審査課（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県を管轄）に6部会、千葉年金審査分室（千葉県を管轄）に2部会、東京年金審査分室（東京都を管轄）に6部会、神奈川年金審査分室（神奈川県を管轄）に3部会、併せて17部会が設置されています。

委員等は、令和3年3月末現在で、委員17名、臨時委員52名の計69名です。

（2）業務内容

年金審査課及び各年金審査分室は、地方年金記録訂正審議会規則に基づき、関東信越地方年金記録訂正審議会の庶務を行っています。

なお、委員等の任期は、地方年金記録訂正審議会規則第4条第1項により2年とされており、委員等の任命等に係る事務もを行っています。

（3）実 績

① 総会

【開催状況】（令和2年度）

	審議を行った事項
第7回総会 （令和2年7月3日 ～15日）※	・ 関東信越地方年金記録訂正審議会会長の選出について
第6回総会 （令和2年5月15日 ～25日）※	・ 関東信越地方年金記録訂正審議会運営規則の改定について

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催としたため、議決を行うのに期間を要しました。

② 部会

年金審査課及び各年金審査分室において、それぞれの部会を原則月1回ないし2回のペースで開催され、審議を行っています。

【開催状況】

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
部会開催数	248回	268回	322回
諮問件数	501件	436件	505件

(注) これまでに開催された「関東信越地方年金記録訂正審議会」の総会の概要及び部会の審議結果は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[関東信越地方年金記録訂正審議会](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/nenkin_shinsa/shingikai.html)

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/nenkin_shinsa/shingikai.html)

（健康福祉課）

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

（1）制度の概要

生活保護法に基づく医療扶助又は介護扶助として、困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事等が指定するものです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県に所在する医療機関等（国が開設したものに限る。）に対して指定、指定の取消、指定の更新（平成26年度施行の改正法により6年ごとの更新制が導入）、変更に関する業務等を行っています。

令和2年3月31日現在の生活保護指定医療機関は74機関です。

指定、指定取消、名称等の変更、廃止等を行った場合は、官報告示により公表することとなっています。

（3）実績

（単位：件）

区 分	令和2年度
指定（※）	0
指定の取消、指定辞退の申出の受理	0
変更届等の受理（※）	21
指定更新	0

※ 指定医療機関の移転に伴う廃止届の受理及び指定を含みます。

（注）指定医療機関等の指定一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[管轄法人等一覧（健康福祉課）](#)

・生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関一覧

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/index.html>

2. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について

（1）制度の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においては、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の管理の強化のため、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）について、病原体管理の必要性、バイオテロに用いられる危険度等、感染時の重篤性等に応じて、一種、二種、三種、四種に分類しており、その区分に応じて所持・輸入等の禁止、許可、届出、施設並びに使用、保管、滅菌及び運搬等に係る基準が設けられています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の三種病原体等の所持者からの所持等の届出の受付業務、並びに三種病原体等所持施設への立入検査により基準の遵守等の確認を行っています。（一種、二種は厚生労働省本省が所管）

（3）実績

（単位：件）

区 分	令和2年度
三種病原体等所持者からの届出・変更届出の受理	13
三種病原体等所持施設への立入検査	8

3. 温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る業務について

（1）制度の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、社会経済活動等による温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもので、その措置の一つとして、温室効果ガスを一定量排出する者に温室効果ガスの排出量を算定させ、国に報告することを義務付けています。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずること等により、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、その措置の一つとして、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には、指導・助言等を行うこととしています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、経済産業省が所管する上記（1）の2法を踏まえ、管内1都9県に所在する厚生労働分野の事業者について、排出量報告書、中長期計画書及び定期報告書の受理業務及び指導・助言等を行っています。

（3）実績

（単位：件）

区 分	令和2年度
排出量報告書の受理（温対法）	29
特定事業者の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法）	553
特定荷主の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法）	10

4. 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名について

（1）制度の概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われています。

なお、次回の一斉改選は、令和4年12月1日の予定です。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状授与などの業務を行っています。

（参考）民生委員数（令和3年3月31日現在）

◇66,798人　うち主任児童委員　5,677人

（3）実 績

（単位：件）

区 分	令和2年度処理件数
	随時分
民生委員・児童委員の委嘱	1,317
民生委員・児童委員の解嘱	958
主任児童委員の指名	107
厚生労働大臣表彰状の授与	124
厚生労働大臣感謝状の授与	342
計	2,848

（注）民生委員・児童委員の委嘱並びに主任児童委員の指名については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：

[申請等手続き（民生委員・児童委員の委嘱並びに主任児童委員の指名）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/kenko_fukushi/minsei_inn.html)

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/kenko_fukushi/minsei_inn.html)

5. 施設整備に係る補助金等について

（1）制度の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

（2）業務内容

施設整備に係る補助金等の交付については、平成16年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

（3）実績

令和2年度における施設整備に係る補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的及び主な対象施設等	交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第7条及び第19条の10、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条の規定により、都道府県等の医療機関等の施設及び設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	(施設整備) 1. 交付件数 33件 2. 交付額 320,548千円
		(設備整備) 1. 交付件数 154件 2. 交付額 423,908千円
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する費用の一部を負担（補助）することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 10件 2. 交付額 105,675千円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的とする。 (対象事業) 既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全確保の観点から行う防災改修事業、既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業	1. 交付件数 380計画 2. 交付額 2,754,953千円

<p>次世代育成支援対策施設整備交付金</p>	<p>次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。 (対象施設) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、子育て支援のための拠点施設、市区町村子ども家庭総合支援拠点、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設</p>	<p>1. 交付件数 138 施設 2. 交付額 2,487,583 千円</p>
<p>保育所等整備交付金</p>	<p>保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係る整備の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。 (対象施設) 保育所、幼保連携型認定こども園等のうち保育所機能部分、保育所分園、幼保連携型認定こども園等の分園のうち保育所機能部分、小規模保育事業所</p>	<p>1. 交付件数 437 施設 2. 交付額 16,436,328 千円</p>
<p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</p>	<p>福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (対象施設) 障害者（児）関連施設及び保護施設等</p>	<p>1. 交付件数 273 施設 2. 交付額 7,548,030 千円</p>
<p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金</p>	<p>福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保をすることを目的とする。</p>	<p>1. 交付件 153 施設 2. 交付額 3,204,958 千円</p>

(注) 施設整備に係る補助金等の業務内容や交付状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先: [健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

- ・ 地方厚生局に委任されている補助金等
- ・ 補助金等の交付実績
- ・ 被災された社会福祉施設等の事業者の方へ

[\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/)

6. 義務的経費に係る補助金等について

(1) 制度の概要

法令等により支出が義務づけられ、任意に削減できない性質の経費（義務的経費）に係る各補助金等の概要は次表のとおりです。

(2) 業務内容

義務的経費の補助金等に係る交付については、平成15年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

(3) 実績

令和2年度における義務的経費の補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・22 市・23 特別区 2. 交付額 832,189,874 円
結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・22 市・23 特別区 2. 交付額 112,499,124 円
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 80,090,110 円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 5,184,444,258 円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 150,385,586 円

児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県、市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・232 市・23 特別区 2. 交付額 45,539,522,032 円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市区町村長が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・433 市区町村 2. 交付額 302,229,388 円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県、市等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・232 市・23 特別区 2. 交付額 12,636,399,251 円
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金	売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を行うことを目的とする。	1. 交付先 10 都県 2. 交付額 718,281,870 円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的とする。	1. 交付先 10 都県・179 市・23 特別区 2. 交付額 44,809,176,784 円

(注) 義務的経費に係る補助金等の業務内容や交付状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

- ・地方厚生局に委任されている補助金等
- ・補助金等の交付実績
- ・被災された社会福祉施設等の事業者の方へ

[\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/)

7. 財産処分について

(1) 制度の概要

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

なお、災害により使用できなくなった場合等、一定の事項（包括承認事項）に該当する場合は、厚生労働大臣等に報告書を提出することで、財産処分に係る承認を受けたものとみなすこととされています。

（２）業務内容

補助金等の交付を受けた施設等に対する国庫補助財産の財産処分については、その業務を平成16年度から行っており、管内各都県等から提出された財産処分承認申請書の審査及び包括承認事項に係る報告書の受理等を行っています。

（３）実績

令和2年度における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。

（単位：件）

区 分	処理件数		合 計
	保健衛生関係	社会福祉関係	
財産処分承認申請	9	65	74
報告（包括承認）	13	122	135
計	22	187	209

※ 上記の財産処分の承認に伴い、国庫納付金が生じたものは27件（保健衛生関係6件、社会福祉関係21件）です。

（注）財産処分については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：

[財産処分について（厚生労働省所管一般会計補助金等に係るもの）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html

8. 児童扶養手当支給事務指導監査について

（１）制度の概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、父母の離婚等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。なお、児童扶養手当支給事務は、都道府県・市等で行われています。

（２）業務内容

児童扶養手当支給事務指導監査は、関東信越厚生局管内の都県・市等に対し、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

また、本指導監査は、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱に基づき、各都道府県にあっては3年に1回程度、市、福祉事務所を設置する町村及び特別区については6年に1回程度の頻度により実施しています。

本指導監査の具体的な内容としては、ヒアリングや請求書等の閲覧により、(ア)事務処理体制の状況、(イ)新規認定、現況届及び各種届出に係る事務処理等の状況、(ウ)資格喪失届の事務処理状況などの確認を行い、是正又は改善指導などの技術的な助言を行っています。

なお、是正・改善指導などの技術的な助言に当たっては、現地において行うほか、指導監査の結果を検討し、必要がある場合は文書をもって行うとともに、そ

の結果について報告を求めることとしています。

（3）実 績（令和2年度）

指導監査	0 都県 17 市（指定都市 1、一般市 16）
------	--------------------------

（注）児童扶養手当支給事務指導監査の結果については、第IV章 指導監査等の実績・主な指摘事項等に掲載をしています。

9. 保護施設に対する指導監査について

（1）制度の概要

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第23条第1項の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として実施しています。

指導監査は、都道府県・政令指定都市・中核市が設置する保護施設に対し、実地による監査を行います。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内の対象施設に対して、指導監査を概ね4年に1回の頻度で実施（一般指導監査）しています。

指導監査の具体的な内容は、入所者の処遇、生活環境、自立等への支援、又施設の運営管理が適正に行われているかを実地に確認するものです。

指導監査において、不正、著しい不当、最低基準違反等が認められる場合は、改善が図られるまで、随時、特別指導監査を実施することとしています。

（3）実 績（令和元年度）

一般指導監査	対象施設 3 施設のうち 1 施設
特別指導監査	対象施設なし

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施しませんでした。

（注）保護施設に対する指導監査の結果については、第IV章 指導監査等の実績・主な指摘事項等に掲載をしています。

10. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）について

（1）制度の概要

生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は、都道府県、政令指定都市及び中核市に対して、生活保護法第23条第1項に基づき、関係法令及び通知に照らして医療扶助が適正に適用されているかどうかを、①自立支援医療の適用状況に関する監査、②向精神薬における重複処方の状況の確認監査、③指定医療機関に対する指導等の実施状況の確認監査をすることにより、生活保護制度の適正な運営の確保に資することを目的として実施しています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県、6政令指定都市及び13中核市

に対し、①自立支援医療にかかる給付が、生活保護法の医療扶助から支出されている者に対して、適切に是正措置が執られているかどうか、②複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者に対して、適切に審査や是正措置が執られているかどうか、③指定医療機関に対する指導検査等の実施状況について、医療扶助運営要領等に基づき適正に実施されているかどうかを実地に聴取し、確認しています。

（3）実 績（令和2年度）

事務監査	8 県・4 政令指定都市・8 中核市
------	--------------------

（注）生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）の結果については、第IV章 指導監査等の実績・主な指摘事項等に掲載をしています。

1 1. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等について

（1）制度の概要

生活保護法に規定する指定医療機関に対し、医療扶助の適正化を図るため、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する指導等について、特に国の協力が必要と認められるものへの支援を行うこととしています。

（2）業務内容

国と連携して指導（共同指導）等を行う自治体を、①指導検査体制が整備されている、②一定程度以上の指導実績がある、③国民健康保険部局との連携が図られている、等の観点から関東信越厚生局が選定し、選定した自治体に所在する指定医療機関への共同指導を実施しています。

（3）実 績（令和元年度）

共同指導	2 県・1 政令指定都市・1 中核市の医療機関
------	-------------------------

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施しませんでした。

1 2. 障害者自立支援等業務実地指導等について

（1）制度の概要

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、平成18年4月1日に障害者自立支援法（平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）が施行され、同法に基づく障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う障害者自立支援制度^(※)が創設されました。

この障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、地方厚生局は、障害者総合支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、都道府県（政令指定都市、中核市含む）に対して、市町村及びサービス事業者に対する指導の実施状況及び自立支援給付事業の事務処理状況等についての

実地指導を実施しています。

※ 障害者自立支援制度の事業内容

自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療費及び補装具費の支給等）及び地域生活支援事業（市町村事業、都道府県事業）に大別される。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県、6政令指定都市及び13中核市を対象として、実地指導を実施しています。

（3）実績（令和2年度）

実地指導	1 県・1 政令指定都市・1 中核市
------	--------------------

1.3. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査について

（1）制度の概要

障害者総合支援法（旧「障害者自立支援法」）及び児童福祉法の改正により、平成24年度より指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられました。

業務管理体制に係る検査（一般検査）は、障害者総合支援法第51条の3等に基づき、業務管理体制整備の届出（※）があった事業者に対し、整備・運用状況を確認するために実施し、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と障害福祉サービス事業の運営の適正化を図ることを目的とするものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められており、具体的には、「法令遵守責任者」の選任〈全ての事業者が対象〉のほか、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備〈事業所等数20以上の事業者が対象〉、外部監査などによる「業務執行の状況の監査を定期的実施」〈事業所等数100以上の事業者が対象〉が必要とされます。

※ 届出先は厚生労働省本省（指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等）

◎ 届出に記載すべき事項

- ・全ての事業者：事業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名、法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ・事業所数20以上の事業者：上記に加え、法令遵守規程の概要
- ・事業所数100以上の事業者：上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、業務管理体制の届出のあった事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備・運用状況を確認する一般検査を実施しています。

（3）実 績（令和2年度）

一般検査	10 事業者
------	--------

1 4. 各種養成施設等の指定及び監督について

（1）制度の概要

厚生労働省では、法令等により、以下の専門職種に就くための資格要件を定め、当該資格又は受験資格等を得るための養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）の指定基準等を定めています。

- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ 栄養士
- ・ 管理栄養士
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士

なお、これら養成施設等の指定（認定）を受けようとする者、又は指定等内容の変更の承認を受けようとする者は、法令等により地方厚生局又は都県等に対し申請等を行うことになっています。

（注） 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）の施行に伴い、平成27年度（一部、28年度）から、関東信越厚生局で行っていた以下の専門職種に係る養成施設の指定及び監督の業務については、都県等に移譲されました。

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、調理師（入学及び学力認定の事務を含む。）、理容師（入学及び学力認定の事務を含む）、美容師（入学及び学力認定の事務を含む）、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者、社会福祉士（大学、短期大学が設置するものを除く）、介護福祉士（実務者研修を含む）（大学、短期大学が設置するものを除く）、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、保育士

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、厚生労働省組織規則等により、次表に掲げる管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、管内に所在する養成施設等に対して、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認する指導調査の実施をはじめ、養成施設等に対する監督等の業務を行っています。

関東信越厚生局が管轄する令和2年4月1日現在の養成施設等の学校数、課程数及び入学定員は次表のとおりです。

施設種別	学校数	課程数	入学定員
あ・は・き師等養成施設（※）	14	22	947
栄養士養成施設	51	51	4,360
管理栄養士養成施設	45	45	3,530
社会福祉士学校	1	2	500

介護福祉士学校	37	38	1,308
福祉系高等学校等	18	18	950
介護福祉士実務者学校	8	8	1,080
計	174	184	12,675

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

(注) 各都県別養成施設等の指定状況等については、第V章 資料・データ集 指導養成関係に掲載をしています。

(3) 実績

① 指定等に関する事務

令和2年度における指定、変更の承認及び変更届の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

施設種別	処理件数				
	指定 (認定)	取消 (廃止)	内容変更	変更届	実習施設
あ・は・き師等養成施設(※)	0	0	3	11	6
栄養士養成施設	1	0	10	8	—
管理栄養士養成施設	0	0	4	5	—
社会福祉士学校	0	0	0	2	2
介護福祉士学校	0	1	2	62	36
福祉系高等学校等	1	0	1	21	12
介護福祉士実務者学校	0	0	0	5	—
計	2	1	20	114	56

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

(注) 上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

- ・指定(認定)：新規指定(認定)
- ・取消(廃止)：申請による指定の取消し承認(但し栄養士、管理栄養士は届出事項)
- ・内容変更：指定内容変更の承認(定員、修業年限、施設・設備の変更等の変更承認事項)
- ・変更届：変更届の受理
- ・実習施設：変更届出のうち、実習施設の追加等に関するもの(変更届の内数)

② 指導監督に関する業務

令和2年度における指導調査の実施状況は、次表のとおりです。

施設種別	実施施設数	実施課程数
あ・は・き師等養成施設(※)	1	1
管理栄養士養成施設	1	1
栄養士養成施設(管理栄養士と同施設)	1	1
社会福祉士学校	0	0
介護福祉士学校	2	2

福祉系高等学校等	0	0
介護福祉士実務者学校（介護福祉士と同施設）	0	0
計	5	5

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設
 （注）養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

・各種養成施設等の指定等（養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項について）

[\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/)

15. 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施届出及び変更届出の受理について

（1）制度の概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会を修了した者であること等を要件としています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会を修了した者であること等を要件としています。

（2）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届等の受理業務を行っています。

（3）実績

令和2年度における業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理	2件(1事業者)
社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理	7件(7事業者)
介護教員講習会実施届の受理	2件(2事業者)
介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理	18件(17事業者)
計	29件(27事業者)

16. 実務者研修教員講習会の実施届の受理について

（1）制度の概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護

過程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実務者研修教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

（２）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

（３）実績（令和２年度）

受 理	16 件(9 事業者)
-----	-------------

17. 医療的ケア教員講習会の実施届の受理について

（１）制度の概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす医療的ケア教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

（２）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

（３）実績（令和２年度）

受 理	72 件(28 事業者)
-----	--------------

18. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務について

（１）制度の概要

社会福祉士の国家試験の受験資格を得るには、大学等において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下、「指定科目」という。）を修めて卒業するなどの要件が法律で定められています。

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等においては、指定科目等に係る開講科目の名称等について、事前に確認申請を行うことを原則としています。

（２）業務内容

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の6月前までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に大学等確認申請書を提出することとなっています。

また、指定科目のうち、実習演習科目については省令に要件等が定められているため、関東信越厚生局では、当該大学等確認申請書の受理及び実習演習科目の確認業務を行っています。

（3）実 績

令和2年度における業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
演習科目の確認	1件(1課程)
変更の届出	187件(83課程)
確認の取消し	1件(1課程)

※ 令和2年4月1日現在、105課程が開設されています。

19. 経営力向上計画について**（1）制度の概要**

「経営力向上計画」とは、中小企業者が人材育成や財務内容の分析、ITの活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上させるための実施計画です。

この計画について、大臣の認定を受けることにより、税制や金融の支援措置を受けることができるというものです。

（2）業務内容

医療分野、介護分野、食品分野等、厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）の経営力向上計画の認定事務を行っています。

（3）実 績（令和2年度）

認定件数	827件
------	------

（医 事 課）

1. 臨床研修に関する業務

1-1 医師の臨床研修について（臨床研修費等補助金含む）

（1）制度の概要

適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

医師臨床研修制度は昭和23年に卒後1年のインターン制度として開始され、昭和43年に臨床研修医制度として創設されました。昭和43年に創設された制度は、努力規定として位置づけられた研修でありましたが、平成16年4月からは、診療に従事しようとする医師には、2年以上の臨床研修を受けることが必修化となり医師法により義務づけられました。

この医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならぬ。」となっており、各臨床研修指定病院で作成されたプログラムが、医道審議会医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

（2）業務内容

平成30年7月の医療法及び医師法の改正により、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限等が、令和2年度より、都県へ移譲されました。関東信越厚生局においては、年次報告、研修プログラム変更及び実地調査等に関する技術的助言を都県に行うこととなるほか、実地調査、臨床研修費等補助金の交付に関する事業において各都県から提出される申請書の審査及び研修医等からの相談対応等を引き続き実施しています。

臨床研修修了に伴う医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

（3）実 績

	令和2年度
医籍登録の状況	
医籍登録件数	3,790 件
臨床研修費等補助金の交付状況 交付先及び交付額	
交付先	1 都 9 県(309 件)
交付額	38 億 3,803 万円
臨床研修病院等の実地調査の状況	
既指定臨床研修病院	5 件

1-2 歯科医師の臨床研修について

(1) 制度の概要

歯科医師臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

歯科医師臨床研修は昭和62年に一般歯科医養成研修事業として開始されました。その後、平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上の臨床研修を受けなければならないものとされ、平成18年4月より歯科医師臨床研修の必修化が開始されました。

この歯科医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修については、患者中心の全人格的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力(態度・技能・知識)を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならない。」となっており、大学病院や各臨床研修施設で作成されたプログラムが、医道審議会歯科医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、新規指定もしくはプログラム変更等の申請を行った施設の研修プログラムの内容を関係法令の定める基準に照らして審査し、他の地方厚生局管轄の申請の2次審査や臨床研修施設の実地調査も各厚生局の担当者との共同で実施しています。

また、全国各地で開催される指導歯科医講習会において、臨床研修制度の周知に関する講演を担当するなど、全国厚生局の総括的な役割も有しています。

臨床研修修了に伴う歯科医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	令和2年度
新規指定申請等の審査の状況（全国）	
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	78
臨床研修プログラムの変更申請に係る審査	77
歯科医籍登録の状況	
歯科医籍登録件数	1,097
指導歯科医講習会における講演	
指導歯科医講習会への講師派遣件数	0
臨床研修施設等の実地調査の状況（全国）	
大学病院・指定臨床研修施設	37

《臨床研修施設指定状況》（令和3年3月31日現在）

① 都県別指定施設数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数		
	施設数計	単独型	管理型
茨 城 県	1	0	1
栃 木 県	1	1	0
群 馬 県	2	2	0
埼 玉 県	10	6	4
千 葉 県	10	4	6
東 京 都	26	17	9
神 奈 川 県	15	12	3
新 潟 県	1	0	1
山 梨 県	1	1	0
長 野 県	4	4	0
合 計	71	47	24

② 医科大学・歯科大学（附属）病院数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数		
	施設数計	単独型相当	管理型相当
茨 城 県	1	1	0
栃 木 県	2	2	0
群 馬 県	1	0	1
埼 玉 県	3	0	3
千 葉 県	6	2	4
東 京 都	13	6	7
神 奈 川 県	5	0	5
新 潟 県	2	0	2
山 梨 県	1	1	0
長 野 県	2	1	1
合 計	36	13	23

※ 単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上をしています。

（注）臨床研修病院等の情報については、以下のホームページに掲載をしています。

ホームページのリンク先：[D-REIS 歯科医師臨床研修プログラム検索サイト](https://www.iradis.mhlw.go.jp/dreis/common/ad0.xhtml)
[\(https://www.iradis.mhlw.go.jp/dreis/common/ad0.xhtml\)](https://www.iradis.mhlw.go.jp/dreis/common/ad0.xhtml)

2. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発について

（1）制度の概要

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しています。

厚生労働省では平成13年度より毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置付け医療安全対策の推進を図っています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、平成14年度から「医療安全週間」の前後に、管内医療機関の病院管理者及び医療安全管理者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

また、医療課で実施している特定機能病院の立入調査においては、病院管理に係る専門知識を必要とするため、医事課においても医療監視員を発令し、医療安全ワークショップ等で得られる科学的知見を習得させ、テクニカルアドバイザーとして全ての立入検査に連携参加しています。

（3）実績

「医療安全に関するワークショップ」について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について

（1）制度の概要

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を実施しています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、保健所等）の連絡網及びメーリングリストを作成し、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実に健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

（3）実績

（単位：回）

	令和2年度
地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席	1

4. 医師の確保について

(1) 制度の概要

医師の確保に関する業務を所管しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、地域や診療科による医師不足問題に関して、地方自治体等の情報を収集しています。

(3) 実績

	令和2年度
地方公共団体からの医師派遣申請	申請なし

5. 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について

(1) 制度の概要

医師等の行政処分に係る調査の実施に関する業務及び行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関する業務を所管しています。

医師法及び歯科医師法の改正に伴い、平成19年4月1日より、1年以上の業務停止の行政処分を受けた医師・歯科医師、免許の取り消し処分に対し再免許を受けようとする者は、再教育として個別研修（倫理研修又は技術研修）を実施することになりました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、個別研修開始前における個別研修計画書の受理及び個別研修終了後における個別研修修了証の交付を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	令和2年度
個別研修計画書受理	4
個別研修修了証交付	6

6. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について

(1) 制度の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する業務を所管しています。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様な他害行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進する

ことを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」が平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対しての処遇が定められたものです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成なども行っています。

（3）実績

（単位：件）

	令和2年度
指定入院医療機関の指定	0
指定通院医療機関の指定	57
指定入院医療機関の選定及び移送	94
指定通院医療機関の選定	89
精神保健判定医の名簿収載	317
精神保健参与員の名簿収載	292
診療報酬請求の審査・支払	9,220
指定入院医療機関に対する指導監査	13
指定通院医療機関に対する指導監査	0

その他、法施行に際し、制度の円滑な運用のために、厚生労働本省、各都県担当部局、地方裁判所、保護観察所、指定医療機関等の関係機関と打合せを行っています。

（注）心神喪失者等医療観察法についての情報は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[医事課（心神喪失者等医療観察法関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/iji/shinshin.html

7. 再生医療等の安全性の確保について

（1）制度の概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成26年11月に施行されました。再生医療等を提供する機関は厚生労働大臣の認定を受けた再生医療等委員会の意見を聴いた上で、提供計画を厚生労働省へ提出することや、細胞培養加工施設を設置する者は細胞加工物の製造の届出又は許可を受けることなどが必要となりました。

（２）業務内容

再生医療等を提供する医療機関から提出された提供計画の受付や、特定細胞加工物事業者の許可証の発行を行っています。

- ① 再生医療等計画の届出受理（中止含む）
- ② 特定細胞加工物の製造の届出受理又は許可（廃止含む）
- ③ 再生医療等委員会の認定（廃止含む）
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等

（３）実績

（単位：件）

	令和２年度
再生医療等提供計画の受理	476
特定細胞加工物製造届出受理又は許可	239
再生医療等委員会の認定	11
提供状況定期報告書の受理	1,664
製造状況定期報告書の受理	1,039

８．看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について**（１）制度の概要**

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。そこで、実践経験のある看護師が厚生労働大臣が指定した指定研修機関の研修を受講することにより、事前に作成された手順書に基づき、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」を行うことができるようになりました。

（２）業務内容

専門的知識経験に基づく特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査や指導、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理などの業務を行っています。

- ① 新規指定研修機関の指定に係る研修計画や施設等に関する審査及び指導
- ② 研修計画、研修体制等に関する実地調査及び指導
- ③ 研修内容の変更に係る届出や申請の審査及び指導
- ④ 指定研修機関に関する年次報告書の確認及び指導
- ⑤ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の確認及び指導
- ⑥ 指定研修機関や受講する看護師からの相談対応

（３）実 績

（単位：件）

令和２年度	
指定研修機関の指定等に係る審査の状況	
指定申請に係る審査	20
特定行為区分の変更申請に係る審査	15
指定研修機関の変更届出に係る審査	137
年次報告に係る審査	43
特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理の状況	
報告書の受理	50
指定研修機関等の実地調査の状況	
指定研修機関申請者	0
指定研修機関	2

《指定研修機関指定状況》（令和３年３月３１日現在）

○ 都県別指定研修機関数

（単位：施設）

都 県 名	施 設 数
茨 城 県	3
栃 木 県	2
群 馬 県	7
埼 玉 県	3
千 葉 県	4
東 京 都	30
神 奈 川 県	18
新 潟 県	5
山 梨 県	1
長 野 県	6
合 計	79

9. 臨床研究に対する信頼の確保について

（１）制度の概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手續、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成２９年４月１４日に公布され、平成３０年４月１日から施行されました。

（２）業務内容

特定臨床研究を実施する者から提出された実施計画の受理や、臨床研究審査委員会の認定などを行っています。

- ① 特定臨床研究の実施計画の届出受理（中止含む）
- ② 臨床研究審査委員会の認定（廃止含む）
- ③ 定期報告の受理と必要な調査等

（３）実績

（単位：件）

	令和２年度
特定臨床研究の実施計画の受理	182
特定臨床研究実施計画事項変更届の受理	1,152
定期報告の受理	456
臨床研究審査委員会の認定	11

10. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務について

（１）制度の概要

2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めることで、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制の構築を推進することとしています。

（２）業務内容

都県等における議論の進捗状況について都県からヒアリング・情報収集を行い、また、地域医療構想調整会議等へ出席し、本省と情報の共有を行っています。

11. 災害時における医療の確保の支援に関する業務について

（１）制度の概要

災害発生時における医療提供体制の確保に関する業務を所管しています。

（２）業務内容

災害発生時における医療提供体制を確保することを目的に、都県の役割を尊重し厚生労働省医政局と連携を図りながら、厚生労働省医政局と都県の円滑な連絡・情報共有に向けた業務や都県への支援業務を行っています。

12. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務について

（１）制度の概要

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が認定する制度や、当該認定を受けた医師を一定の病院

の管理者として評価する仕組みが令和2年4月1日から施行されました。

（2）業務内容

医師少数区域等において6か月以上勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供に必要な業務を行った医師からの認定申請書を受理し、申請内容の審査及び認定証明書の交付を行っています。

（3）実績

（単位：件）

	令和2年度
医師少数区域経験医師の認定申請件数	7

（薬事監視指導課）

1. 医薬品及び再生医療等製品の製造業等の許可について

（1）制度の概要

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については、地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県知事が行うこととされています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

なお、許可対象施設において違反が判明した場合等には、事情聴取や立入検査等を行うこともあります。

① 厚生労働大臣の指定する医薬品等

- ・ 生物学的製剤
- ・ 放射性医薬品
- ・ 国家検定医薬品
- ・ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・ 細胞培養技術応用医薬品
- ・ 細胞組織医薬品
- ・ 特定生物由来製品医薬品
- ・ 再生医療等製品

② 地方厚生局における医薬品等の製造業等申請及びその届出に係る処理事項

- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可更新
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業区分追加（変更）許可
- ・ 生物由来製品・再生医療等製品製造管理者の承認
- ・ 各種届出の受理（変更、休止、廃止、再開の届）
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可証書換・再交付

（3）実績

（単位：件）

	令和2年度
医薬品・再生医療等製品製造業の許可等件数	127

2. 輸入確認証の発給業務について

（1）制度の概要

輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品並びに毒物及び劇物について、通関前に確認を行うことにより、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流通することを未然に防ぐことを目的として、「医薬品等輸入確認要領」及び「毒劇物輸入確認要領」に基づき、通関前に輸入者に指定の書類を提出させて審査を行っています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、上記提出書類を審査し、「輸入確認証」を発給します。

輸入監視業務の所轄範囲

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関される輸入貨物

（参考）

- ・近畿厚生局：名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関及び沖縄地区税関で通関されるもの

（3）実績

（単位：件）

	令和2年度
発給件数	87,614
電話照会件数	約 1,000 /月

（食品衛生課）

1. HACCPの普及促進に係る業務について

（1）制度の概要

EUや米国等においては、食品等事業者に、食品の製造等に関して危害を未然に防止する衛生管理手法として国際的にも有効とされるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point：ハサップ)に基づく衛生管理の義務化をすすめており、HACCPは食品衛生の国際的なスタンダードとなっています。

我が国においては、平成7年5月に食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律が公布され、HACCPに基づく総合衛生管理製造過程の承認制度が創設されました。関東信越厚生局では、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新、変更）内容の審査・現地調査、承認後の立入検査を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進と、その基礎となる一般的衛生管理、特に事業者による内部検証の充実に努めてきました。

さらに、平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理を求めることが、令和2年6月に施行され、1年間の猶予期間を経て令和3年6月より制度化されました。

関東信越厚生局では、業種や事業者の規模の大小を問わず広くHACCPを普及推進していくため、地方自治体及び事業者等関係者と協力して連絡協議会の開催や指導者の養成研修会の実施等を行っています。

なお、総合衛生管理製造過程は、HACCPに沿った衛生管理の制度化を受け、令和2年5月末で廃止されており、各施設の有効期限の満了日まで立入検査で指導を行っています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、HACCPの普及推進のため、関係者間の情報共有及び意見交換の場を設けることや地方自治体職員の指導方法の平準化のための研修を行っています。また、総合衛生管理製造過程施設の承認後の立入検査を通じて事業者への指導を行うなどHACCPによる衛生管理の推進に努めています。

- ・ HACCP普及推進地方連絡協議会の開催
- ・ HACCP指導者養成研修会の実施
- ・ 総合衛生管理製造過程の立入検査、変更承認等

（3）実績

・ HACCP普及推進地方連絡協議会及びHACCP指導者養成研修会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため協議会等の開催を中止しました。

（参考：令和元年度実績）

- ・ HACCP普及推進地方連絡協議会

（第1回）

実施日：令和元年8月29日 実施場所：全国市町会館大ホール

（第2回）

実施日：令和2年2月12日 実施場所：銀座ブロッサムホール

・ HACCP指導者養成研修会

（上期第1回）

実施日：令和元年7月31日～8月2日

（上期第2回）

実施日：令和元年9月18日～9月20日

（下期第1回）

実施日：令和元年11月13日～11月15日

（下期第2回）

実施日：令和2年1月22日～1月24日

実施場所：上記、いずれも関東信越厚生局会議室 他

・ 総合衛生製造管理過程施設への立入検査

（単位：件）

令和2年度	実績
新規承認に関する立入検査	1
変更承認に関する立入検査	1
更新承認に関する立入検査	0
その他の立入検査	13
計	15

（注）総合衛生管理製造過程施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（総合衛生管理製造過程関係）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/haccop.html)
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/haccop.html

2. 食中毒に係る調整事務について

（1）制度の概要

近年、食品の流通は複数の都道府県をまたがることが一般化しており、それに伴い、食中毒事案も広域化しています。

平成30年の食品衛生法の改正により、食中毒事案の発生及び拡大防止等のために、国及び都道府県等が行う監視指導が総合的かつ迅速に行われるよう、相互に連携・協力することが義務化されました。また、広域的な食中毒事案の調査方針の共有や情報交換等の対応を行う場として、広域連携協議会が設置され、厚生労働省を幹事とし、都道府県、保健所設置市、特別区と地方厚生局で構成されています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、複数の都県をまたがるような大規模食中毒の発生

時には、厚生労働省からの依頼等により、管内自治体との情報共有・連携強化のため広域連携協議会を開催及び自治体等と共同で立入調査等を行います。また、日常の食中毒対策等の実施及び食中毒事件の情報収集について、地方自治体及び厚生労働省と連携を図り調整を行っています。

- ・食中毒事例の情報収集
- ・自治体との連絡調整
- ・厚生労働省の依頼による広域連携協議会の開催
- ・厚生労働省の指示による調査

(3) 実績

(単位：件)

令和2年度	実績
食中毒速報等収集	59

・ 関東信越広域連携協議会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため協議会の開催を中止しました。

(参考：令和元年度実績)

(第1回)

実施日：平成31年4月16日 実施場所：関東信越厚生局会議室

(第2回)

実施日：令和元年12月25日 実施場所：厚生労働省会議室

(注) 関東信越広域連携協議会の開催状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（食中毒関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/kouiki_00001.html

3. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等について

(1) 制度の概要

食品衛生法第29条に規定される都道府県等の食品衛生検査施設及び第31条に規定される登録検査機関については、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴って試験検査の信頼性を確保する見地から、より適切な業務管理を実施する必要が生じ、平成7年の食品衛生法改正により、食品等検査の業務管理基準が導入されました。

さらに、平成15年の食品衛生法の改正によって、公正性・中立性を備える民間法人にも検査が実施できるよう指定制度から登録制度に移行し、定期的な見直しを行うための更新制度の導入や検査の技術的基準を設け、制度の透明性を確保しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、検査機関の登録業務の他に登録検査機関に対して、

業務規程の遵守、試験検査の精度管理及び業務管理の実施、帳簿等の適正な記録とその保存をはじめとした業務管理要領への適合性に関する立入検査及び指導を実施しています。

また、管内の登録検査機関の資質向上のため、最新の知見及び当該年度の立入検査及び指導の注意点等についての研修を実施しています。

① 登録検査機関

(ア) 登録・認可に関する事項

- ・登録の申請
- ・検査事業所の設置等の届出受理
- ・業務規程の認可及び変更認可
- ・検査業務の休止・廃止の許可
- ・登録事項変更の届出受理
- ・適合命令、改善命令

(イ) 製品検査・自主検査等の業務管理に関する事項

- ・業務規程の遵守に係る指導
- ・業務管理に関する技術上の基準への適合性（組織、施設・検査器具等の管理、製品検査の管理、信頼性確保業務等）に係る立入検査及び指導
- ・帳簿の記載事項・保存に関する立入検査及び指導

(ウ) 検査精度管理業務研修会の実施

② 検査所が行う試験及び検査の業務に関する点検及びその結果に基づく助言

(3) 実績

・登録検査機関への立入検査

(単位：件)

令和2年度	実績
新規登録に関する立入検査	2
変更事項に関する立入検査	0
登録の更新に関する立入検査	3
定期立入検査	35
臨時立入検査	1
計	41

・検査精度管理業務研修会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修会の開催を中止しました。

(参考：令和元年度実績)

実施日：令和2年2月13日

実施場所：さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂

(注) 登録検査機関の一覧（関東信越厚生局管内）及び検査精度管理研修会の開催状況は、以

下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（登録検査機関関係）](#)

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuhin_gi_jutsu.html)

4. 輸出食肉認定施設に対する指導、確認及び査察について

（1）制度の概要

国産牛肉や豚肉等を外国へ輸出する際は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合する認定施設で処理されたものであることが必要です。認定施設において適正な管理が行われていることを、定期的な厚生労働省の査察により確認することも認定の要件となっています。

厚生労働省の査察業務については、地方厚生局に移管されており、関東信越厚生局管内の4施設に対し、定期的な査察を行うこととなっています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行された「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、米国向け等輸出食肉取扱施設として認定されている施設に対して定期的な査察を行い、監視・改善指導等を実施しています。

① 輸出食肉認定施設の認定準備作業

- ・ 事前相談（申請者及び自治体等）
- ・ 認定に関する関係者会議への参加等
- ・ 新規認定に係る現地調査への同行

② 認定施設に対する査察及び指導

- ・ 認定施設、食肉衛生検査所及び残留物質等モニタリング指定検査機関への定期的な現地査察
- ・ 査察結果に基づく改善措置を認定施設及び自治体に通知するとともに厚生労働省へ報告
- ・ 輸出先国による査察の際の対象施設への同行

（3）実績

・ 輸出食肉認定施設への査察等

（単位：回）

令和2年度			実績
群馬県	G-1	(株)群馬県食肉卸売市場	9
栃木県	TOC-1	とちぎ食肉センター	9
埼玉県	KOC-1	越谷食肉センター IHミートパッカー(株) 東京ミートセンター	1
埼玉県	SA-1	県北食肉センター協業組合	1

（注）輸出食肉認定施設一覧は、以下のホームページにに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出食肉関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuniku.html

5. 輸出食肉製品施設の認定及び査察等について

（1）制度の概要

食肉又は食鳥肉の加工品（以下、食肉製品）を輸出する場合は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理等の衛生要件に適合する施設で製造加工されたものである必要があります。

そのため、「輸出食肉製品の取扱要綱（シンガポール及び台湾）」に基づき、地方厚生局において、施設の認定及び適正な管理の確認のための定期的な査察を行うこととなっています。

なお、当制度は、「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」の施行に伴い令和2年4月1日より創設されました。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、輸出食肉製品取扱施設の認定業務及び取扱施設に対して定期的な査察を行い、監視・改善指導等を実施しています。

- ・ 輸出食肉製品取扱施設の認定
- ・ 認定施設への定期的な現地査察
- ・ 査察結果に基づく改善措置を認定施設に通知
- ・ 認定施設の変更承認等

（3）実 績

・ 輸出食肉製品認定施設への査察

（単位：件）

令和2年度	実 績
新規承認に関する査察	0
定期的な査察	0
計	0

※ 令和2年4月1日からの新規事業であったため、令和2年度の実績はありませんでした。

（注）輸出食肉製品認定施設一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出食肉製品関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokunikuseihin.html

6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書の発行について

（1）制度の概要

水産食品を輸出する場合は、輸出先国が定める衛生要件に適合する施設で製造加工されたものである必要があります。

また、輸出先国の求めに応じ、輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関等が発行する衛生証明書の添付が求められています。

そのため、輸出国向け「輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、地方厚生局等の公的機関において、施設の認定や適正な管理の確認のための定期的な現地査察及び衛生証明書の発行等を行うこととなっています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行された「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られています。

また、下記業務のインド及びメキシコ向け輸出水産食品に係る施設認定及び衛生証明書発行業務については、令和3年4月1日より農林水産省に移管されました。

（2）業務内容

① EU

関東信越厚生局においては、事業者等から「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更等の手続を実施しています。また、認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 認定施設の査察等

② 米国

関東信越厚生局においては、事業者等から「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更等の手続を実施しています。また、必要に応じて認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 認定施設の査察等

③ ブラジル

関東信越厚生局においては、事業者等から「ブラジル向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、認定施設の査察等を実施します。

- ・ 輸出施設の認定
- ・ 認定事項の変更・取消し
- ・ 衛生証明書の発行
- ・ 認定施設の査察等

④ 韓国

関東信越厚生局においては、事業者等から「大韓民国向け輸出水産食品取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて認定施設の査察等を実施します。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行
- ・認定施設の査察等

⑤ 中国

関東信越厚生局においては、事業者等から「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて登録した認定施設の査察等を実施します。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行
- ・認定施設の査察等

⑥ 台湾

関東信越厚生局においては、事業者等から「台湾向け輸出貝類の取扱要綱」に基づき申請があった場合、その内容を審査し衛生証明書を発行しています。

- ・衛生証明書の発行

⑦ ベトナム

関東信越厚生局においては、事業者等から「ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて」に基づき申請があった場合、その内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

なお、ベトナムに輸出される水産食品については、証明書発行業務の迅速化の観点から、令和元年5月に羽田空港証明書発行窓口が設置されています。

- ・衛生証明書の発行

⑧ インド

関東信越厚生局においては、事業者等から「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行

⑨ メキシコ

関東信越厚生局においては、事業者等から「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、その内容を審査し衛生証明書を発行しています。

- ・衛生証明書の発行

（3）実 績

・ 輸出水産食品施設の新規認定

（単位：件）

令和2年度	実 績
EU向け輸出水産食品施設	2
米国向け輸出水産食品施設	0
ブラジル向け輸出水産食品施設	0
韓国向け輸出水産食品施設	0
中国向け輸出水産食品施設	0
インド向け輸出水産食品施設	3

・ 輸出水産食品認定施設への査察等

（単位：件）

令和2年度	実 績
EU向け輸出水産食品認定施設	5
米国向け輸出水産食品認定施設	2
ブラジル向け輸出水産食品認定施設	10
韓国向け輸出水産食品認定施設	0
中国向け輸出水産食品認定施設	0

（注）輸出水産食品認定施設一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出水産食品関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00001.html

・ 衛生証明書の発行

（単位：件）

令和2年度	実 績
ブラジル向け衛生証明書発行	0
韓国向け衛生証明書発行	127
中国向け衛生証明書発行	20
台湾向け衛生証明書発行	2
インド向け衛生証明書発行	0
メキシコ向け衛生証明書発行	0
ベトナム向け衛生証明書発行	63

（注）衛生証明書の発行については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（衛生証明書関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00003.html

7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する関係機関との連携について

（1）制度の概要

健康増進法第65条において、食品として販売するものは、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示を行い、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとされています。

また、虚偽・誇大広告等の表示に関し、必要があると認めた場合の食品製造施設等への立入及び収去の権限については消費者庁長官から地方厚生局長に委任されています。

なお、健康増進法の改正により、令和2年4月1日から当該規定は法第31条から法第65条に変更となりました。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果を謳う表示について、消費者庁や自治体と連携を図りながら事業者の指導等を行っています。

（3）実績

（単位：件）

令和2年度	実績
自治体からの相談及び指導	3
事業者からの相談及び指導	0

8. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて

（1）制度の概要

平成15年に食品安全基本法の制定及び食品衛生法の改正により、国民の健康保護を優先する新たな食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、その具体的な実施と展開を支える柱として「リスクコミュニケーション」が位置づけられました。厚生労働省では、平成15年から内閣府（食品安全委員会）、農林水産省との連携を図りながら、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなどとのリスクコミュニケーションの取り組みを進めています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、自治体と協力しながらリスクコミュニケーションの実施について取り組みを行っています。

（3）実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

（参考：令和元年度及び平成30年度実績）

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

・平成30年度

「食品工場における食の安全・安心の取組みについて」

（神奈川県食の安全・安心推進会議、海老名市共催）

実施年月日 平成31年2月20日

実施場所 味の素グループうま味体験館

（注）食品の安全性に係る意見交換会の開催結果は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（リスクコミュニケーション関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuhin_risuku.html

（地域包括ケア推進課）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都県を通じた市区町村支援業務を行っています。

1. 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

（1）業務の概要

地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働省、都県と連携しつつ、市区町村における地域包括ケアシステムの取組を推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、効果的な業務の実施を図っています。

（2）実績

（単位：回）

区 分	令和2年度
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の開催	2

2. 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会等の設置・運営について

（1）業務の概要

地域包括ケアシステムの構築支援を的確に実施するため、都県と共同で「関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会」を設置し、現状分析、課題の整理、対策の企画・検討を行っています。また、制度的に対応が必要なものについては厚生労働省へ報告しています。

（2）実績

（単位：回）

区 分	令和2年度
関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会の開催	1
関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会分科会の開催	1

3. 地域包括ケア推進支援について

（1）業務の概要

推進本部や都県協議会等での検討も踏まえ、関東信越厚生局の立ち位置を活かし、地域包括ケアシステムに都県の「役に立つ」ことを念頭に、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行っています。

（２）実 績

（単位：回）

区 分	令和２年度
地域包括ケア応援セミナーの開催	2
地域包括ケア事例研究会の開催	2

４．地域包括ケア推進状況の把握及び助言・支援について

（１）業務の概要

都県及び市区町村の地域包括ケアシステムに関して、視察も兼ねて現地を訪問（又は、オンライン）し、意見交換をすることにより推進状況の把握及び助言・支援を行っています。

（２）実 績

（単位：回）

区 分	令和２年度
都県訪問及び意見交換	7
市区町村訪問及び意見交換	14

５．講演と後援について

（１）業務の概要

講演依頼については、市区町村や事業者団体等まで幅広く対応し、関東信越厚生局長の後援名義等の使用についても、地域包括ケアシステムの構築に資するものについては、規模にかかわらず柔軟に対応しています。

（２）実 績

（単位：回）

区 分	令和２年度
講演依頼等対応	2
後援名義の使用許可	1

６．地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について

（１）業務の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、民間事業者による保健、福祉に関する総合的な施設等の整備（特定民間施設）に関する計画について厚生労働大臣による認定を行っています（整備計画の認定）。

（２）実 績

関東信越厚生局においては、管内１都９県の整備計画の認定（変更）に関する事務を行っています。なお、令和３年３月３１日現在の認定施設は１施設です。

7. 地域支援事業交付金の執行について

（1）業務の概要

地域支援事業交付金に係る執行事務については、本省からの移管を受け、平成30年度から行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び確定等を行っています。

（2）実績

（単位：円）

令和2年度交付決定額	55,181,306,222
------------	----------------

8. 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備・介護従事者の確保）について

（1）業務の概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分等を活用した新たな財政支援制度として、都県に設置された基金です。この基金を財源として、各都県は、それぞれ計画を作成の上、当該計画に基づき事業を実施しています。

（2）実績

関東信越厚生局においては、管内1都9県の計画（変更）のヒアリングや事業量の把握等に関する事務を行いました。

9. 介護保険事業（支援）計画の作成・進捗状況の把握及び助言・支援について

（1）業務の概要

介護保険事業（支援）計画に関する作成状況、取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内の各都県を通じて把握し、助言及び支援を行っています。

（2）実績

関東信越厚生局においては、管内1都9県の第7期介護保険事業（支援）計画に関して、令和元年度の実施状況及び法定報告等に関するヒアリングを実施しました。

（保 険 課）

1. 健康保険組合について

（1）制度の概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者で組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される単一健康保険組合と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される総合健康保険組合があります。

健康保険組合では、法定給付のほか、法令等の範囲で付加給付等の独自の事業とともに、実情に応じた保険料率の設定を行うことができます。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務、各種証明事務及び指導監督等の業務を実施しています。

（3）実 績（令和2年度）

① 各申請書等の処理件数

健康保険組合から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明印鑑証明
令和2年度	2,275	7,756	10,278	2,858

② 指導監督

健康保険組合への実地指導監査は、平成13年3月22日付保発第76号厚生労働省保険局長通知及び令和2年3月2日付保保発0302第1号厚生労働省保険局保険課長通知において示された実地指導監査の実施方針に基づき、総合監査（事業全般にわたる監査）、経理監査（財務・経理事務に特化した監査）及び改善状況確認監査（改善状況の進捗確認が必要な組合に対する改善状況の確認に特化した監査）を実施しました。

	実地指導監査実績	内 訳		
		総合監査	経理監査	改善状況確認監査
令和2年度	66件	45件	12件	9件

③ 事務講習会等への職員派遣

健康保険組合を対象として開催される事務講習会に職員を派遣し、組合の監事業務、個人情報保護、監査からみた留意事項等のテーマに関し、講師として説明を行いました。（計5回）

④ その他

令和2年度における健康保険組合の新設等については、次のとおりです。

<新設>

- ・令和2年4月1日 IQVIAグループ 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 パーソルキャリア 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 がん研究会 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 JMA 健康保険組合

<分割による新設>

- ・令和2年4月1日 住友不動産 健康保険組合

<解散>

- ・令和2年4月1日 釜屋 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 エルナー 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 エヌ・ティ・ティ・データ・
ジェットロニクス 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 長野県食品 健康保険組合

<合併による消滅>

- ・令和2年4月1日 日新製鋼 健康保険組合
- ・令和2年10月1日 日本鋳造 健康保険組合

2. 全国健康保険協会支部について

(1) 制度の概要

全国健康保険協会は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。従来、国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され、全国47都道府県に支部が設置されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務及び同支部に対する立入検査等の業務を実施しています。

(3) 実績

① 各申請書等の処理件数

	認可申請書等の認可
令和2年度	3件

② 立入検査等

平成22年1月7日付保保発0107第1号厚生労働省保険局保険課長通知（平成27年6月1日付保保発0601第01号及び平成28年5月11日

付保保発0511第02号により一部改正)において示された実施方針に基づき、3支部（神奈川、埼玉、長野）に実施しました。

3. 医療保険制度の概要について

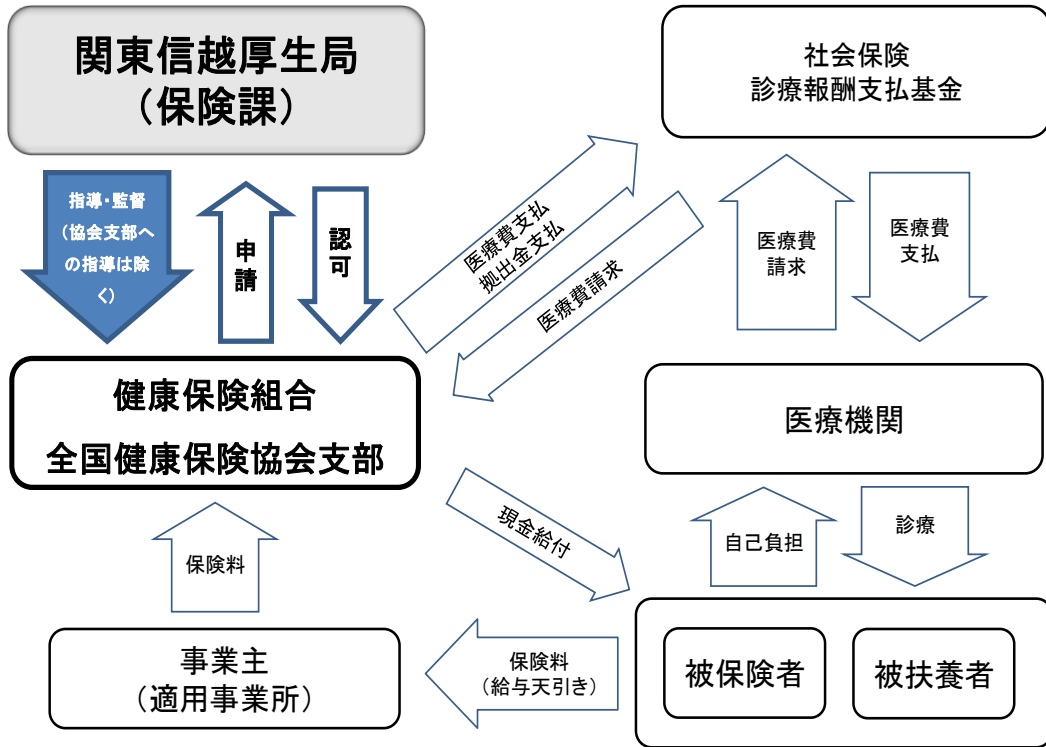
- 医療保険制度とは相互扶助の精神のもとに、企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者が保険料を出し合い、病気、けが、出産、死亡などのときに必要な医療や現金の給付を受けることにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

⇒ 医療保険制度の種類

我が国の医療保険制度は職域保険（被用者保険）と地域保険及び後期高齢者医療制度に大別されます。職域保険には、企業等に雇用されている人たちを対象とした「健康保険」、公務員を対象とした「共済組合」などがあります。このほか地域保険である農業者等を対象とした「国民健康保険」や75歳以上の方等を対象とした「後期高齢者医療制度」により、すべての国民がいずれかの制度に加入する国民皆保険の体制となっています。

	制 度	加 入 者	保 険 者
職域保険	健康保険	企業等に使用される者とその家族	健康保険組合 全国健康保険協会
	船員保険	船員とその家族	全国健康保険協会
	共済組合	国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等とその家族	共済組合
地域保険	国民健康保険	農業者、自営業者等（地域保険の加入者を除く）	市町村（特別区を含む） 国民健康保険組合
	後期高齢者医療制度	75歳以上および65歳～74歳で一定の障害の状態がある者で、広域連合の認定を受けた者	後期高齢者医療広域連合

厚生局と健康保険組合等の関係と健康保険制度の概要



（企業年金課）

1. 確定拠出年金について

（1）制度の概要

確定拠出年金制度は、個人又は企業の事業主が拠出した掛金を個人の自己責任において運営管理機関に資産の運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を年金として受け取ることができるようにした制度です。したがって、給付額は、掛金とその運用収益との合計額をもとに決定されることとなります。

確定拠出年金が導入された背景には、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済状況の変化等があり、これらに十分対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとするため、新たな選択肢として、自己責任を「原則」とする制度として平成13年10月に発足しました。

なお、確定拠出年金の実施形態には、事業主が掛金を拠出する「企業型」と個人で加入して掛金を拠出する「個人型（iDeCo）」とがあります。

（注）確定拠出年金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[確定拠出年金制度](#)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内の1都9県に所在する企業型の確定拠出年金を実施している事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書、規約変更届出書等の受理及び承認を行っています。

（3）実績

事業主から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約承認申請書の承認	規約変更承認書等の承認	規約変更届出書等の受理
令和2年度	134	1,259	4,320

2. 確定給付企業年金について

（1）制度の概要

確定給付企業年金制度は、平成14年4月に発足した制度で、加入した期間や給付水準に応じて予め将来の給付額が決められる仕組みとなっています。

確定給付企業年金の実施形態には、労使で合意した年金規約に基づき、企業の事業主が契約を結んだ信託会社・生命保険会社等が、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の企業年金基金（確定給付企業年金法に基づき厚生労働大臣が認可した法人）を設立したうえで、この基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」とがあります。

（注）確定給付企業年金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[確定給付企業年金制度](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html>)

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内の1都9県に所在する確定給付企業年金を実施している事業主及び企業年金基金（以下、併せて「事業主等」といいます。）からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書、規約変更届出書等の受理、承認・認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び法人証明・印鑑証明の発行のほか、事業主等に対する指導・監督などの業務を行っています。

（３）実 績

① 各申請書等の処理件数

事業主等から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約承認申請書・規約変更承認申請書等の承認等	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和2年度	431	9,112	939

② 指導監督

確定給付企業年金制度の適正かつ効率的な事業運営を確保する観点から、事業主等への指導・監督にあたっては、法令及び規約等に基づき適正に運営されているか個別具体的に確認することとしています。

なお、総合型の企業年金基金に対しては実地監査を、それ以外の事業主等に対しては書面監査を実施しています。

監査実施件数

（単位：件）

	令和2年度	
	書 面	実 地
実 績	720	13

（注）令和2年度の確定給付企業年金監査における主な指摘事項については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等の企業年金課関係に詳細を掲載していますのでご覧ください。

3. 厚生年金基金について

（１）制度の概要

厚生年金基金制度は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行う企業年金制度で、従業員に、より手厚い老後保障を行うことを目的として昭和41年に発足しました。

その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・

改善が図られてきました。平成14年4月の法律改正により、厚生年金基金は代行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになりました。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人として、制度の運営・管理を行っています。

なお、平成25年の法律改正により、平成26年4月以降は、厚生年金基金の新規設立は認められないこととなっています。

（注）厚生年金基金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[厚生年金基金制度](#)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する厚生年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、厚生年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

（3）実績

① 各申請書等の処理件数

厚生年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和2年度	2	93	219

② 指導・監督

厚生年金基金制度の適正な運営等を確保する観点から、厚生年金基金への指導・監督にあたっては、法令・通達等に基づき適正な業務執行が図られていること、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを主眼として実施しています。

また、解散した厚生年金基金に対して、財産目録等承認申請時に監査を実施しています。

監査実施件数

（単位：件）

	令和2年度
実績	9

4. 国民年金基金について

（1）制度の概要

国民年金基金制度は、国民年金に加入する自営業者等の方々と国民年金に上乘

せして厚生年金のある会社員等との年金格差を是正する観点から、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする給付を支給する制度として平成3年4月に発足しました。

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人で、全国国民年金基金並びに同業種ごとに設立された歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金及び日本弁護士国民年金基金があります。

（注）国民年金基金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[国民年金基金制度](#)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059350.html>

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する国民年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、国民年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

（3）実 績

① 各申請書等の処理件数

国民年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
令和2年度	13	14	25

② 指導・監督

基金の自立の推進を図る観点から、国民年金基金への指導・監督にあたっては、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施することとしています。

監査実施件数

（単位：件）

	令和2年度
実 績	1

（管 理 課）

1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

（1）制度の概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて、公益法人等のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

（2）業務内容

① オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院事業を行う法人が医療保健業を、収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

② 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等で無料低額な診療を行う病院事業を行う法人が医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号（第7号は一般社団法人又は一般財団法人に限る。）の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

（3）実 績

① オープン病院事業法人の証明実績

（単位：件）

区 分	令和2年度
証 明 件 数	55

② 福祉病院事業法人の証明実績

（単位：件）

区 分	令和2年度
証 明 件 数	7

2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について

（1）制度の概要

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、特定医療法人として、法人税率の特例を受ける要件（各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの）とされる基準（厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める）を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該事業年度における証明書の交付を行っています。

（3）実績

（単位：件）

区 分	令和2年度
証 明 件 数	93

3. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

（1）制度の概要

国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者は、保険者である共済組合や健康保険組合などに加入しています。

被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして医療機関に行って治療を受けると、その医療費は診療報酬という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金※（以下「支払基金」という。）に請求されます。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者がそれぞれの請求・支払を個別に行うのではなく、保険者から審査と支払を委託されている支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

※社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）です。

（２）業務内容

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている支払基金支部の監督については、「社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督について」（平成20年10月30日付保保発第1030001号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「社会保険診療報酬支払基金支部の实地監査について」（平成21年12月28日付保保発第1228第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき行うこととされています。

関東信越厚生局では、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内（1都9県）の支払基金支部の監査を実施しています。

なお、「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとするべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも3年に1回実施しています。

また、支払基金支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

（３）実 績

（単位：件）

区 分	令和2年度
監査実施支部数	3

4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

（１）制度の概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県及び市町村（特別区を含む）と国民健康保険組合であり、国民健康保険団体連合会は、この制度における診療報酬の審査支払事務、保険者支援事業を実施しています。

（２）業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」（平成31年1月23日付保発0123第2号厚生労働省保険局長通知）及び「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」（平成31年1月23日付保国発0123第2号国民健康保険課長通知）に基づき行われています。

関東信越厚生局における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督

については、これらの通知に基づき実施するほか、保険料（税）収納率の向上、累積赤字額の計画的早期解消、診療報酬明細書点検調査等の充実強化、保健事業の推進を重点事項として、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図りつつ、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

区 分	令和２年度
助 言	15
指 導 監 督	5

① 実地による助言等

- ・令和 2 年 7 月 茨城県・大洗町・茨城県国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150018163）
- ・令和 2 年 9 月 栃木県・栃木市・栃木県国民健康保険団体連合会（法人番号：7700150019226）
- ・令和 2 年 10 月 埼玉県・蕨市・埼玉県国民健康保険団体連合会（法人番号：9700150016824）

② 書面による助言等

- ・令和 2 年 12 月 新潟県・新潟市・新潟県国民健康保険団体連合会（法人番号：1700150022268）
- ・令和 3 年 1 月 神奈川県・横須賀市・神奈川県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150011945）

③ 来局による助言

- ・令和 2 年 10 月～12 月 群馬県・千葉県・東京都・山梨県・長野県

④ 主な助言内容

助言等の対象	主 な 助 言 内 容
都 県	<ul style="list-style-type: none"> ・赤字保険者に対する助言に関する事 ・滞納者対策の助言に関する事 ・保健事業の取組促進の助言に関する事
保 険 者 （市区町村）	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料（税）の徴収活動の改善を要するもの ・保健事業の充実を要するもの
国民健康保険 団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・審査支払業務に関する事 ・財務管理に関する事 ・保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事 ・個人情報等の管理に関する事

5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

（1）制度の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民健康の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

国（厚生労働省）は、後期高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な諸般の措置を講ずるとともに、目的達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他関連施策を積極的に推進することとしています。

（2）業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令の規定に基づき、地方厚生局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

関東信越厚生局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行っています。

（3）実績

（単位：件）

区 分	令和2年度
助 言	20
指 導 監 督	5

① 実地による助言等

- ・令和2年7月 茨城県・茨城県後期高齢者医療広域連合（法人番号3000020119008）・茨城県国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150018163）
- ・令和2年9月 栃木県・栃木県後期高齢者医療広域連合（法人番号4000020098639）・栃木県国民健康保険団体連合会（法人番号：7700150019226）
- ・令和2年10月 埼玉県・埼玉県後期高齢者医療広域連合（法人番号3000020119008）・埼玉県国民健康保険団体連合会（法人番号：9700150016824）

② 書面による助言等

- ・令和2年12月 新潟県・新潟県後期高齢者医療広域連合（法人番号2000020159590）・新潟県国民健康保険団体連合会（法人番号：1700150022268）

- ・令和 3 年 1 月 神奈川県・神奈川県後期高齢者医療広域連合（法人番号8000020148415）・神奈川県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150011945）

③ 来局による助言

- ・令和 2 年 1 0 月 群馬県・群馬県後期高齢者医療広域連合（法人番号8000020109185）
～
- ・令和 2 年 1 2 月 千葉県・千葉県後期高齢者医療広域連合（法人番号1000020128902）
東京都・東京都後期高齢者医療広域連合（法人番号4000020138584）
山梨県・山梨県後期高齢者医療広域連合（法人番号6000020199419）
長野県・長野県後期高齢者医療広域連合（法人番号2000020209791）

④ 主な助言内容

助言の対象	主 な 助 言 内 容
都 県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の保険料収納対策の支援に関する事 ・医療費の適正化に関する事 ・保健事業に関する事
後期高齢者医療 広 域 連 合	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の保険料収納対策の支援に関する事 ・医療費の適正化に関する事 ・保健事業に関する事
国民健康保険 団 体 連 合 会	<ul style="list-style-type: none"> ・審査支払業務に関する事 ・財務管理に関する事 ・保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事 ・個人情報等の管理に関する事

（医療課）

1. 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務について

（1）制度の概要

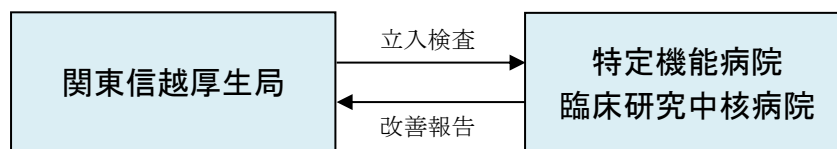
特定機能病院は、高度の医療を提供する能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力があり、高度の医療に関する研修を行うなど様々な機能をあわせもった厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局管内（1都9県）には、令和3年3月31日現在、26の大学（附属）病院、国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院、公益財団法人がん研究会有明病院及び聖路加国際病院の合計31病院が厚生労働大臣から特定機能病院と称することができるものとして承認を得ています。

臨床研究中核病院は、特定臨床研究に関する計画の立案及び実施、他の病院に対する特定臨床研究の実施に関する相談対応及び情報提供等を行う能力を有する厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局管内には、令和3年3月31日現在、6病院が厚生労働大臣から臨床研究中核病院と称することができるものとして承認を得ています。

（2）業務内容

承認を受けた特定機能病院及び臨床研究中核病院が、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療の提供又は特定臨床研究を行う場としてふさわしいものとするために、医療法第25条第3項の規定に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。

立入検査の実施体制としては、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認を行うなどの検査を行っています。



立入検査の実施方法は、厚生労働省医政局地域医療計画課から通知された「特定機能病院への立入検査業務実施要領」及び研究開発振興課から通知された「臨床研究中核病院への立入検査業務実施要領」等に基づき実施しています。

（注）特定機能病院に対する立入検査項目

- ・安全管理体制の確保状況
- ・院内感染防止対策
- ・医薬品に係る安全管理体制
- ・医療機器に係る安全管理体制
- ・平成28年改正省令事項
- ・平成30年改正省令事項
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院としての要件事項等

臨床研究中核病院に対する立入検査項目

- ・特定臨床研究の適正実施の体制等
- ・その他の特定臨床研究の適正実施の体制
- ・臨床研究中核病院としての要件事項等

（3）実 績**① 実施件数**

（単位：件）

区分	令和2年度
特定機能病院	8
臨床研究中核病院	3

② 主な指摘事項

ア 特定機能病院

医療安全管理体制の確保等について徹底を図るため、「医療安全対策に関する通知等に基づき適正に管理されているか」、「院内感染防止に関する通知に基づき適正に管理されているか」などに重点をおいて立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・ 管理者は定期的に医療に係る安全管理の研修を受けること
- ・ 中途採用者及び復職者に対する研修については、現場での業務を開始する前に研修を実施する仕組みを検討すること
- ・ 医療事故調査制度について、制度内容を再確認し、制度に係る院内の運用の見直し及び従業者への周知を検討すること

イ 臨床研究中核病院

特定臨床研究の適正実施体制等の確保等の徹底を図るため、特定臨床研究適正実施体制全般に関する実施計画や実施状況等について、立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・ 特定臨床研究を適正に実施するための体制については、特定臨床研究の不適正事案（疑いや不正経理を含む）に対する病院管理者の権限及び責任を明記した規定・手順書等を改めて整理すること

2. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に対する指導監査について**（1）制度の概要**

保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導及び監査は、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「健康保険法等」という。）の規定に基づき実施します。

指定訪問看護事業者に対する指導及び監査は、指定訪問看護の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法等の規定に基づき実施します。

また、受領委任に係る承諾又は登録を受けた柔道整復施術者及び施術所に対し、指導又は監査を実施します。同様に、受領委任に係る承諾及び登録を受けたはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師及び施術所に対し、はり・きゅう・あん摩マッサージに関する指導及び監査を行います。

（2）業務内容

保険医療機関等又は保険医等に係る指導監督業務は、指導監査課と9か所の都県に所在する事務所（管轄事務所等）が担当しています。（具体的な指導監督業務

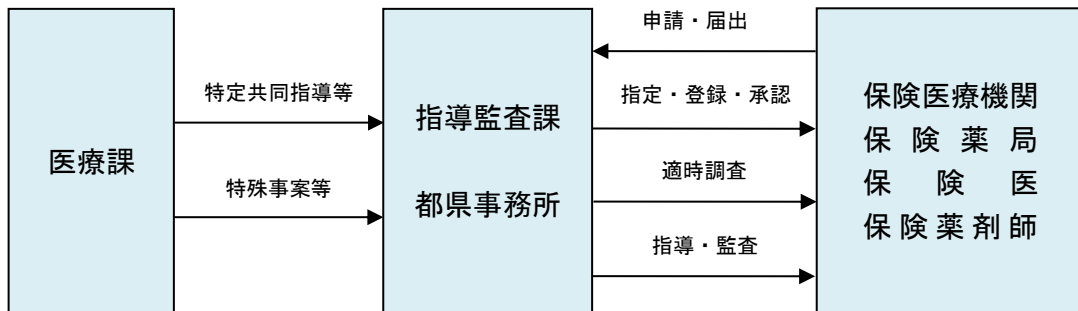
については、「指導監査課・各都県事務所」をご覧ください。）

しかし、特殊な事案や大規模な指導・監査業務において、管轄事務所等で単独に実施することが困難である場合、当課と共同して業務を実施しています。

具体的には、厚生労働本省及び都県と共同で実施する特定共同指導等や、大学付属病院などの大規模な病院などに対する指導等が該当します。

このような案件には、医療指導監視監査官等を現地に派遣し、管轄事務所等と共同して業務を実施しています。

また、窓口を担当する管轄事務所等が業務を円滑に実施できるように、業務指導及び連絡調整等を行っています。



なお、関東信越厚生局管内の保険医療機関は、病院2,414施設、医科診療所31,915施設、歯科診療所28,180施設、薬局21,262施設が指定を受けています。

また、保険医は228,365人、（医師164,708人、歯科医師63,657人）、保険薬剤師は135,914人が登録を受けています。

さらに、訪問看護事業所は4,187件が指定を受けており、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取り扱い施術所は11,356件、柔道整復師は16,834人が受領委任契約を締結しています。（令和3年3月末現在）

（3）実 績

① 実施件数

（単位：件）

区 分	令和2年度
特定共同指導・共同指導の実施保険医療機関等数	0

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況に鑑み、予定していた14件は全て中止しました。

（調 査 課）

1. 保険医療指導部門の情報公開請求について

（1）制度の概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関することを行います。

（2）業務内容

管理課、医療課、調査課、特別指導第一・二課、指導監査課及び各都県事務所の保有する情報開示請求に対する開示内容の統一化、的確に速やかな処理を図ることを目的として開示内容及び進捗の管理を行っています。

（特別指導第一課、第二課）

1. 特定事項に関する監督について

（1）制度の概要

医療保険制度の健全な運営を堅持し、国民に対する適正な保険診療等の提供が行われるよう、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者（以下「保険医療機関等」という）に対する監督に関する事務のうち、関東信越厚生局長が「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項」（以下「特別特定事項」という）について監督を行います。

（2）業務内容

関東信越厚生局長が特別特定事項事案とした保険医療機関等に対し、指導・監査等を行います。

（指導監査課・各都県事務所）

指導監査課及び都県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務を行います。指導監査課は、関東信越厚生局が所在する埼玉県を、また、埼玉県以外の各都県事務所は都県事務所が所在する都県をそれぞれ管轄しています。以下、指導監査課及び都県事務所に共通する業務について説明します。

1. 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査について

（1）制度の概要

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導は保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき実施します。

また受領委任に係る承諾及び登録を受けた柔道整復師及び施術所に対し、柔道整復に関する指導及び監査を行います。同様に、受領委任に係る承諾及び登録を受けたはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師及び施術所に対し、はり・きゅう・あん摩マッサージに関する指導及び監査を行います。

その他指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し、指定訪問看護に関する指導及び監査をそれぞれ行います。

（2）業務内容

① 保険医療機関等に対する指導・監査

指導は、「指導大綱（※1）」に基づき集団指導、集団的個別指導、個別指導等を、講習会形式又は面談懇談形式により、保険医療機関等の開設者及び保険医等に出席を求め保険診療等に関して実施しています。

なお、個別指導等により明らかに不正等が疑われる場合は監査を行います。

その監査は、「監査要綱（※1）」に基づき、診療内容や診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があり、監査を行う必要があると認められる場合に実施します。

監査の結果により、保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消のほか、戒告・注意の措置を行っています。

このうち指定の取消及び登録の取消は、関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得て、行政処分として行っています。

※1 「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付保発第117号厚生省保険局長通知）により定められています。

② 施設基準に関する調査

厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料の施設基準）等に基づき保険医療機関等からの届出について、審査を行っています。

また、施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の届出受理後の調査を実施し、必要に応じ指導等を行っています。

③ 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務と指導・監査及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任契約の締結・登録と指導・監査

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等及び、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する申し出について、審査、受理等を行っています。

受領委任の取扱いを承諾・登録した柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の取扱い等を対象として、講習会形式による集団指導を行っています。

④ 指定訪問看護事業者に対する指導・監査

指導は、「指導要綱（※2）」に基づき集団指導を、講習会形式により、指定訪問看護事業者及び管理者等に出席を求め、保険診療等に関して実施しています。

※2 「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」(平成15年4月1日付保発第0401006号厚生労働省保険局長通知)により定められています。

(3) 実績

① 令和元年度 保険医療機関等の指導・監査状況

(単位:件)

都県名	対象機関	新規 個別指導	集団指導	集团的 個別指導	個別指 導	監査
茨城県	医 科	32	449	68	46	0
	歯 科	37	126	64	35	0
	薬 局	48	179	93	46	1
栃木県	医 科	27	106	49	38	0
	歯 科	24	66	54	31	0
	薬 局	25	133	63	30	0
群馬県	医 科	21	142	62	42	0
	歯 科	17	14	70	37	0
	薬 局	24	48	62	34	0
埼玉県	医 科	79	242	173	53	1
	歯 科	70	303	252	73	2
	薬 局	106	285	205	74	0
千葉県	医 科	109	367	159	61	1
	歯 科	67	260	227	47	1
	薬 局	86	317	162	77	0
東京都	医 科	495	1,127	578	137	4
	歯 科	310	859	750	88	6
	薬 局	309	727	405	118	1
神奈川県	医 科	206	535	324	68	1
	歯 科	154	436	307	35	5
	薬 局	167	419	260	146	0

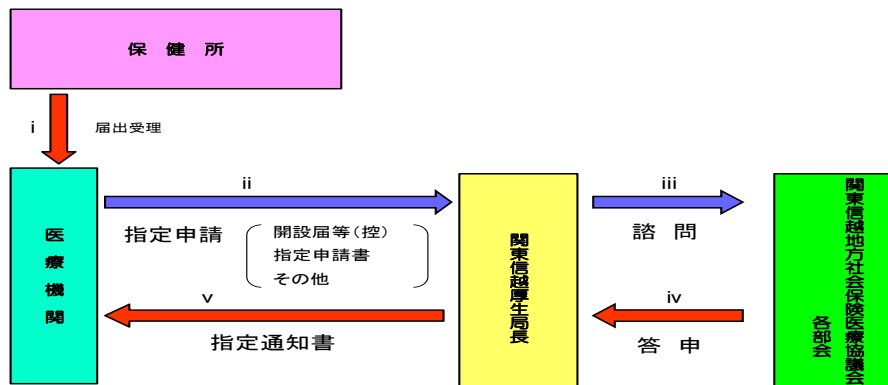
新潟県	医 科	13	135	35	39	0
	歯 科	27	107	94	20	0
	薬 局	32	266	71	40	2
山梨県	医 科	12	60	22	12	0
	歯 科	5	38	33	16	0
	薬 局	8	80	33	17	0
長野県	医 科	20	172	56	32	0
	歯 科	11	73	61	37	0
	薬 局	28	145	47	32	0
合 計	医 科	1,014	3,335	1,526	528	7
	歯 科	722	2,282	1,912	419	14
	薬 局	833	2,599	1,401	614	4

2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

(1) 制度の概要

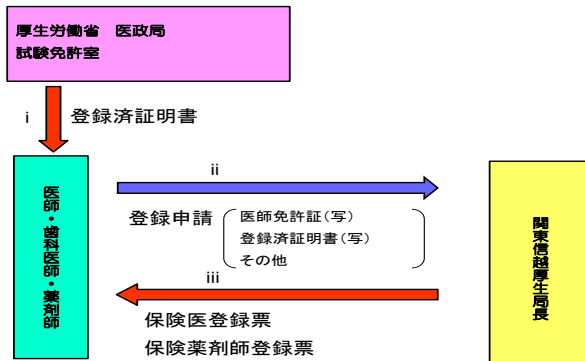
保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師の登録のしくみ

① 保険医療機関等の指定申請手続きについて



- i 医療機関の届出が受理される
- ii 指導監査課及び各都県事務所に指定申請書を提出
- iii、iv 関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得る
- v 指定通知書の交付

② 保険医・保険薬剤師の登録申請手続きについて



- i 医師免許証への登録済証明書が送付される
- ii 申請書に登録済証明書の写等を添付し申請
- iii 保険医登録票等の発行

※ 指定・登録が行われない場合

- ・指定・登録の取消を受けて5年を経過していないとき
- ・医療機関等が保険給付に関し診療または調剤内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて関東信越厚生局による指導を受けたとき
- ・保険医療機関等や保険医等として著しく不相当と認められるとき

(2) 業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師及び歯科医師の保険医の登録や、保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険薬剤師の登録を行います。

(3) 実績

① 令和2年度 保険医療機関等の指定状況

(単位:件)

都県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指定	廃止等	指定	廃止等	指定	廃止等
茨城県	183	178	140	144	208	193
栃木県	127	121	86	95	153	131
群馬県	169	171	101	92	160	136
埼玉県	559	509	398	384	547	492
千葉県	494	458	350	350	407	366
東京都	2,014	1,782	1,359	1,249	1,115	1,040
神奈川県	938	874	557	533	633	593
新潟県	148	151	121	128	172	151

山梨県	78	77	44	45	61	49
長野県	176	176	88	93	126	111

② 令和2年度 指定訪問看護事業者の指定状況 (単位：件)

都県名	指定	廃止等
茨城県	24	3
栃木県	19	3
群馬県	32	5
埼玉県	89	14
千葉県	64	14
東京都	161	49
神奈川県	104	31
新潟県	17	3
山梨県	7	1
長野県	10	5

③ 令和2年度 保険医等の登録状況 (単位：人)

都県名		新規登録	抹消等	異動	
				転入	転出
茨城県	医師	168	28	195	192
	歯科医師	34	8	29	51
	薬剤師	87	2	98	80
栃木県	医師	170	17	323	361
	歯科医師	10	14	39	30
	薬剤師	132	5	144	130
群馬県	医師	98	23	153	153
	歯科医師	5	5	50	22
	薬剤師	103	7	114	94
埼玉県	医師	426	30	1,183	1,066
	歯科医師	96	10	215	165
	薬剤師	521	8	444	448
千葉県	医師	424	25	1,275	1,156
	歯科医師	156	156	156	237
	薬剤師	430	5	364	398
東京都	医師	1,308	68	3,213	3,230
	歯科医師	465	29	465	503
	薬剤師	1,251	16	883	1,097
神奈川県	医師	680	43	1,455	1,341
	歯科医師	157	21	219	201
	薬剤師	742	8	522	534

新潟県	医師	98	28	119	127
	歯科医師	71	12	26	73
	薬剤師	95	5	73	66
山梨県	医師	52	3	118	83
	歯科医師	4	3	12	9
	薬剤師	50	2	39	27
長野県	医師	168	28	195	192
	歯科医師	34	8	29	51
	薬剤師	87	2	98	80

3. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の運営について

(1) 概要

関東信越地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、関東信越地方社会保険医療協議会の部会で審議が行われます。

(2) 業務内容

指導監査課及び各都県事務所では、それぞれの都県名を冠した関東信越地方社会保険医療協議会の部会の庶務を行っています。

(3) 実績

管内10部会とも、令和2年4月から令和3年3月まで（主に令和2年5月から令和3年4月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和2年度に関東信越地方社会保険医療協議会（管内10部会）で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

都県名	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
茨城県	48	126	40	95	81	121
栃木県	43	73	17	72	56	93
群馬県	45	116	30	69	54	96
埼玉県	199	361	103	283	205	324
千葉県	180	293	93	251	166	228
東京都	825	1,177	442	897	480	599
神奈川県	323	605	170	378	278	370
新潟県	40	107	27	88	61	104
山梨県	14	67	8	30	17	42
長野県	49	126	23	71	38	77

（麻薬取締部）

1. 麻薬取締部の業務について

麻薬取締部では、①不正な麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物などの薬物犯罪の取締りのほか、②医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬などを取り扱う製薬会社や医療機関への監視・指導、③再乱用防止対策及び④薬物乱用防止啓発活動を実施しています。

2. 薬物犯罪の取締りについて

（1）概要

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指す必要があります。また、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の需要の根絶を図る必要があります。

そのため麻薬取締部では、特別司法警察員として捜査権限を有した麻薬取締官が、薬物犯罪の取締りを行っています。

（2）実績

区 分		令和2年中
検挙人員		164人
主な押収薬物	覚醒剤	約677kg
	大麻	約5.9kg
	大麻草	734株
	麻薬	約2,690g
	向精神薬	751錠

3. 正規麻薬などの流通に対する指導・監督について

（1）概要

麻薬などは、医療上非常に有用ですが、ひとたび乱用されると、各種犯罪の誘因となるなど公共の福祉に多大なる危害をもたらします。

そのため、我が国では、法令によって麻薬などの流通及び使用を正当な目的のみに限定して免許、許可、届出又は指定制とするなどして流通を制限し、保健衛生上の危害の防止を図っています。

(2) 実績

(単位：件)

区 分	令和2年度中
麻薬に関する免許・許可・届出	84
けし、大麻種子に関する輸入	83
向精神薬に関する免許・登録・許可・届出	389
麻薬携帯輸出入許可	61
覚醒剤原料携帯輸出入許可	9
麻薬向精神薬原料に関する指定・許可・届出	657
覚醒剤、覚醒剤原料に関する指定・許可・届出	14
CDB製品輸入に関する申請・質問・対応	2,521

4. 再乱用防止対策について**(1) 概要**

麻薬取締部では、平成23年度から検挙した保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者のうち、希望者に対し再乱用防止プログラムを実施するなどの支援を行っていました。令和元年度からは、公認心理師の資格を有した専門支援員を配置して自習教材を用いたプログラムに実施や面談、薬物乱用者の家族への助言などの支援を行っています。

(2) 実績

区 分	令和2年度中
再乱用防止対策の支援対象者	8名
支援対象者との面談回数(電話・メールを含む)	101回

5. 薬物乱用防止啓発活動について**(1) 概要**

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらない社会環境を構築することが重要です。そのため、麻薬取締部では、学校における薬物乱用防止教室や行政機関、民間団体などに対する薬物乱用防止講演の講師として現職の麻薬取締官を派遣し、薬物乱用防止の予防啓発活動をしています。

(2) 実績

区 分	令和2年度中
講演活動実施件数	3件
講演活動対象人数	約210人

(注) [麻薬取締官ホームページ](#)には、上記のほか、採用情報等を掲載しています。

また、薬物犯罪に関するご意見や情報があれば、[薬物に関する情報提供](#)からお寄せ下さい。

麻薬取締官ホームページ(<https://www.ncd.mhlw.go.jp/>)

薬物に関する情報提供(<https://www.ncd.mhlw.go.jp/form/mail/mail.html>)

（社会保険審査官）

1. 社会保険審査官が行う事務等について

（1）制度の概要（審査請求について）

社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険者等（被保険者、被保険者であった者、受給権者、事業主等）の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求の事件を担当しています。また、社会保険審査官は、事件の審理決定等の審査の事務を行うに当たり、何らの拘束も受けず、審査の決定は、審査官がその名において独立してこれを行うこととされています。

なお、審査請求は、処分を知った日の翌日から3か月以内に行うこととされています。

また、社会保険審査官の決定に不服がある場合や厚生年金保険料に関する審査請求については、厚生労働省に設置された社会保険審査会が担当しています。

※審査請求とは、被保険者等が保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金等）に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な処分（決定）を行っていないと思われる時に社会保険審査官に対し行うものです。

（2）業務内容

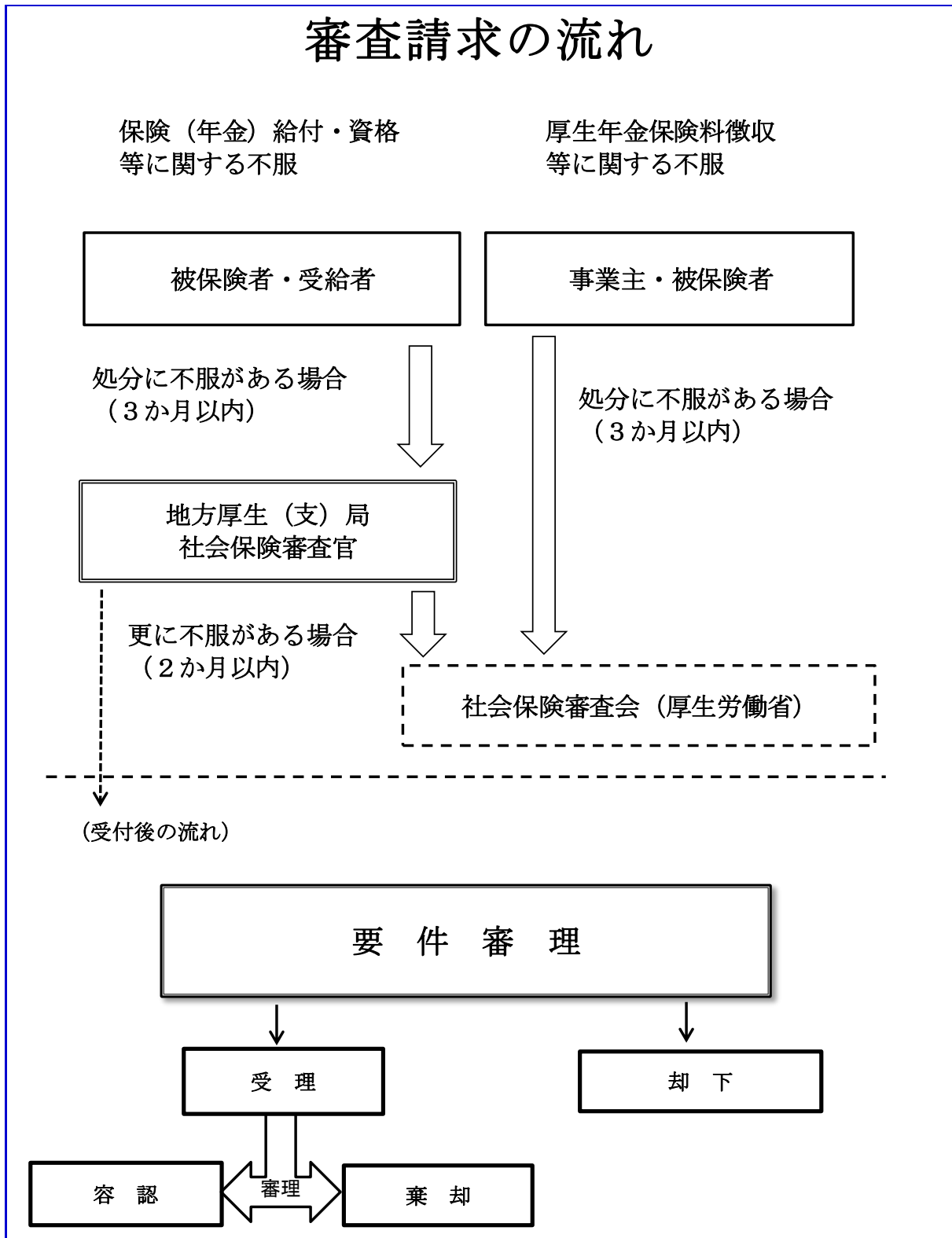
社会保険審査官は、審査請求を受理すべきかを判断した後、本案審理を行い、審査請求人の主張に沿った容認（又は一部容認）あるいは棄却の決定を、文書をもって通知しています。

（3）実績

令和2年度に受付した審査請求事件の件数は1,948件となっており、電話、文書及び訪問等による相談件数も679件となっています。

また、前年度から繰り越した審査請求事件を含めた3,138件の内、2,414件を処理しています。

審査請求の流れ



第Ⅲ章 不正事案への対応など

1. 不正事案への対応

(1) 薬物犯罪の取締り

○ 不正な麻薬、大麻、覚醒剤などの薬物犯罪について、取締りを行いました。

① 法令別検挙人員

(関東信越厚生局における令和2年の実績)

麻薬及び向精神薬取締法	17人
あへん法	2人
大麻取締法	62人
覚醒剤取締法	55人
麻薬特例法	23人
医薬品医療機器等法(旧薬事法)	5人
合計	164人

② 管内の特徴等

検挙人員は164人となり前年と比べて減少しましたが、大麻事犯及び覚醒剤事犯の検挙者だけで全体の約7割を占めており、相変わらず大麻及び覚醒剤の乱用が続いている現状にあります。

麻薬取締部では、国内外の関係機関と連携し密輸入事犯を摘発するとともに若者の間で増えている大麻事犯の取締りを強化しています。

(2) 保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消

- 診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

① 取消の状況

(関東信越厚生局における令和元年度の実績)

保険医療機関等の指定取消 (取消相当含む)	4 件 (平成30年度 7 件)
保険医等の登録取消	3 人 (平成30年度 7 人)

※ 指定の取消相当とは、保険医療機関等が廃止となっているため行政処分はできないものの、指定の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

② 特徴等

- ・ 不正内容は付増請求、振替請求がそのほとんどを占めています。
- ・ 取消に係る端緒は、指導を行った際に不正が強く疑われたことによるものです。

第Ⅳ章 指導監査等の実績

- 主な指摘事項等

1. 健康福祉課関係

(1)令和2年度 児童扶養手当支給事務指導監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
関係機関等との連携の状況	
所得更正の確認	本人及び扶養義務者等の所得更正の確認が不十分であるので、税務関係部局との連携により漏れなく確認し、所得更正決定後の所得により手当額を算出すること。
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
規則に定める様式の整備	自治体が独自に定めている認定請求書及び現況届等、児童扶養手当施行規則に定める様式において、同規則に定める事項(養育費の取り決め欄等)が盛り込まれていないことから、同規則で定める事項を満たすよう改めること。
認定請求書受理の状況	
拘禁を支給事由とする認定請求書の受理	父の拘禁を支給事由とする認定請求において、拘禁期間の一部に未証明の期間があり、1年以上継続して拘禁された事実を証する書類が未添付のまま受理していたため、拘禁証明期間に空白が無く、継続して1年以上拘禁されていることが分かる証明書を徴取すること。
DV保護命令を支給事由とする認定請求書の受理	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令(以下「DV 保護命令」という。)を受けたことを支給事由とする認定請求において、保護命令決定書の謄本はあるものの、確定証明書が未添付のまま受理していたため、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)に基づき、保護命令決定書及び確定証明書があることを確認した上で受理すること。
母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求書の受理	母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求において、事実婚解消等調書が未添付のまま認定されている事例があったため、「児童扶養手当における父母の事実婚解消及び母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする場合の留意事項について」(平成22年7月30日雇児福発0730第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、適正に対応すること。
認定請求書の審査及び決定の状況	
父障害の認定	父障害の事由により認定された事例において、障害認定医への判定依頼はなされているものの、判定結果が添付(保管)されておらず、認定された根拠が明らかでない状況となっていたため、障害認定医への判定の経緯について事後確認できるよう保管し、適切な認定事務を行うこと。
認定事務の迅速化	認定請求書の処理状況を見ると、受理から認定までに2か月以上を要するものが約半数有り、半年を要するものも数件あり事務処理が遅延している状況であったため、事務処理が遅延している原因を究明するとともに、その結果を踏まえ事務処理の迅速化を図ること。

現況届の処理状況	
所得の額(養育費)の確認	現況届で申告のあった養育費について、現年の養育費を所得に算入した事例等があったため、所得算入に当たっては申告内容に誤りがないかの確認を十分行い、入力誤りが起きないようにチェック体制の充実を図ること。
現況届未提出者の資格喪失処理	現況届未提出者の事務処理について、既に対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了しているにもかかわらず、資格喪失処理を行っていない事例があったため、関係公簿により明らかに受給資格に該当しなくなった受給者に対しては、職権により資格喪失処理を行うこと。
受給資格喪失者に係る事務処理状況	
資格喪失届に係る事務処理	資格喪失届に係る事務処理をみると、「障害年金受給」及び「住所変更(市外転出)」を事由とする資格喪失処分が行われている事例があったため、「障害年金受給」及び「住所変更(市外転出)」は資格喪失事由に当たらないことから、当該事由による資格喪失処理は行わないこと。
その他	
児童扶養手当法13条の2に基づく公的年金等の受給による支給制限に係る事務処理	公的年金等の給付と児童扶養手当の差額支給月額算出に当たり、企業年金連合会から老齢企業年金を受給している場合、証明日現在の年金額をそのまま算定したことにより、差額支給月額が過小になった事例があったため、「公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いについて」(平成26年10月17日雇児福発1017第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)の事務処理要領により行うこと。

(2) <参考> 令和元年度 保護施設指導監査での主な指摘事項
(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず。)

指摘項目	主な指摘内容
入所者処遇の充実	
利用者預り金等管理要領について	利用者預り金等管理要領について、実際の取扱いと異なる規定となっているので、適正な管理が行えるよう見直しを行うこと。
施設の運営管理体制の確立	
寮管理規程について	寮管理規程第16条(外出外泊)について、精神障害のある者の行動を制限しているとの誤解を与えかねないので修正を検討すること。
育児・介護休業等に関する規程について	職員の育児・介護休業等に関する規程について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正点(平成29年1月1日及び同年10月1日施行分)が反映されていないので、法人本部において確認のうえ見直しを行うこと。

(3) 令和2年度 生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施)での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
指定医療機関に対する都県市の指導等の実施状況	
個別指導実施計画の策定について	個別指導の実施計画について、年度当初には策定することとし、計画的に指導を実施できるよう努めること。

個別指導における嘱託医の同行について	指定医療機関へ個別指導を実施する際には、嘱託医が同行できる手法を検討すること。
自立支援医療の適用状況	
(指摘事項なし)	
向精神薬における重複処方の改善状況	
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底に関する取組状況について	向精神薬の重複処方における適正受診の徹底に関する福祉事務所における取組状況について確認したところ、一部改善(昨年から引続き)されていない事例があったため、福祉事務所と協力しながら適正受診の徹底を図ること。
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底に関する取組状況について	複数の医療機関から向精神薬を重複して投薬されている者について、嘱託医や主治医等による重複投薬の適正性の審査が行われていない状況が認められたので、嘱託医や主治医への協議等により重複投薬の適正性を審査すること。
向精神薬の重複処方における適正受診の徹底に関する取組状況について	「生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について」(平成28年3月31日社援保発第0331第12号)「1 医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における向精神薬の重複処方への対応について」に係る取組について、当該通知に基づき適切に実施すること。

(4) 令和2年度 障害者自立支援等業務実地指導での主な指摘事項

<県に対する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
業務管理体制の整備に関する事務	・届出書の未提出事業者が把握できていない

<市に対する指摘事項>

なし

(5) 令和2年度 養成施設に対する指導調査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
教員に関する事項	
管理栄養士、栄養士	出勤状況について、記録の不備が見受けられたため、今後は確実に記録すること。 (栄養士養成施設指導要領第6の13)
授業に関する事項	
管理栄養士	・実験及び実習の1単位の授業実施時間数について、学則上は30時間から45時間と定められているが、実態としては60時間実施されていたため、学生に負担が生じないように、実施時間数について見直すこと。 (栄養士養成施設指導要領第8の3) ・栄養士養成施設の履修証明書について、栄養士養成施設で用いている科目の名称が、栄養士法施行規則の教育内容に対応したものとして明示されていないため、明示すること。 (栄養士養成施設指導要領第8の4)

<p>栄養士</p>	<p>実験及び実習の1単位の授業実施時間数は学則上原則45時間と定められているが、給食実務校外実習の単位数を学則上2単位と定める一方で、45時間又は90時間の校外実習を30回の座学講義と別に実施しており、学則に定める時間数を上回って授業が行われていることが確認された。</p> <p>については、学生に負担が生じないよう授業の実施時間数を見直すか、または、単位数として適切に評価するよう検討すること。</p> <p>(栄養士養成施設指導要領第8の3、第8の8)</p>
<p>学生又は生徒に関する事項</p>	
<p>管理栄養士</p>	<p>学生の出席簿について、記録の不備が見受けられたため、今後は確実に記録すること。</p> <p>(栄養士養成施設指導要領第7の9)</p>
<p>介護福祉士</p>	<p>介護福祉士学校として指定しているコースに定員超過が生じているほか、学科の教育研究上の目的やホームページ等による広報内容と規程で定める内容に整合性がない状況であった。については、規程内容を確認し整合を図るように検討すること。検討の結果、見直しを行う場合は在校生に不利益が生じないよう配慮するとともに、変更承認又は届出事項に該当する場合は、速やかに変更承認又届出を適切に行うこと。</p> <p>(「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日19文科高第918号、社援発第0328002号 文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長連名通知)の別添2「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」I-6-(1))</p> <p>(社会福祉士介護福祉士学校指定規則第10条第1項、第2項)</p> <p>(社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項、第2項)</p>
<p>施設等に関する事項</p>	
<p>管理栄養士</p>	<p>給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分が明確にされていないため、作業区域を明確に区分するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設として整備すること。</p> <p>(管理栄養士学校指定規則第2条第1項第9号(別表第2))</p>
<p>諸手続に関する事項</p>	
<p>管理栄養士</p>	<p>学生の定員を変更していたにもかかわらず、内容変更承認申請を行っていなかったため、速やかに必要な申請を行うこと。</p> <p>(栄養士法施行令第12条第1項)(管理栄養士学校指定規則第4条)</p> <p>(栄養士養成施設指導要領第10の1)</p>
<p>学則に関する事項</p>	
<p>(指摘事項なし)</p>	

2. 食品衛生課関係

(1) 令和2年度総合衛生管理製造過程承認施設(関東信越厚生局管内)に係る立入検査の主な指摘事項

事項	不適切な内容	指摘事項	食品の種類
検証	重要管理点（GCP2-1、2-3、2-3）検品の検証にて、金属検出器の校正が規定の回数（1回/半年）行われていなかった。	規定に従い実施するとともに再発防止を検討すること。また、再発防止策については、従事者に周知を徹底すること。	食肉製品
HACCPプラン	GCP 1（生乳受入工程）における官能検査の検体について、ピーカーに入れられた状態で受乳室の電子レンジの上に無造作に置かれており、その後多少の時間差はあったものの、別のローリーから採取された別検体も同様に置かれている状況を認めた。2つのピーカーには識別が無く、置き場所にも決まりがない状況を確認し、また聞き取りにおいて、同時に2つの検体が電子レンジの上に置かれることがあると確認したため、検体の取り違えが危惧された。	官能検査において、2つの検体を同時に取扱う際の取り違え防止策を検討した上で、検体の取扱いに係る規定を作成し、規定どおりに実施すること。また、当該規定をGCP 1に係る従事者へ周知すること。	乳
HACCPプラン	GCP 1（蒸煮工程）のモニタリング方法、頻度、担当者欄（*処理時間）において、以下の事項を認めた。 ・蒸煮開始時間、蒸煮終了時間をチャート紙に記録することと規定しているが、1日の製造終了後にチャート紙に記録していた。 ・当該工程終了後、現場で即座にチャート紙に記録することは、作業現場の構造上困難であった。	モニタリング方法としては、当該工程終了後に蒸煮開始及び終了時間を現場で確認、記録するとともに、逸脱の有無を判断する必要があるため、様式（スモークハウス作業日報等）の記録欄を見直すこと。 また、製造終了後にチャート紙を一通り確認する作業は、検証という位置づけで取り扱うことを検討し、GCP 整理表を記載整備すること。 なお、規定が改定された場合は、その内容について、従事者に周知徹底すること。	食肉製品
一般衛生管理	製品冷却室の蛍光灯カバーが破損しており、破損部分から結露及び水滴の発生があった。	異物混入がないよう当該カバーを速やかに修繕するとともに、当該冷却室の点検頻度を検討し、規定すること。また、加熱後の製品を冷却保管する冷却室であることから、製品への汚染がないよう結露及び水滴の防止対策を講ずること。	食肉製品

<p>一般衛生管理</p>	<p>平成30年8月20日付関厚発0520第162号の通知に対して、平成30年10月15日付「総合衛生管理製造過程承認施設の立入検査結果について」の回答において、改善措置として1F受乳タンク室の衛生的な環境の維持、管理を報告しているが、以下①及び②のとおり当該措置の徹底が確認できなかった。</p> <p>①1F受乳タンク室の衛生状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管からの水漏れによる水たまり ・受乳タンクからの乳漏れによる乳の混ざった水たまり ・洗浄時の水撥ねによる天井の黒色カビ様汚れ <p>②防虫委託業者による防虫記録において、以下のチョウバエの大量発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受乳ストレージタンク室：6月-500頭、7月-116頭、8月-185頭 ・牛乳殺菌室：6月-44頭、7月-20頭、8月-16頭 ・飲料充填室：6月-126頭、7月-182頭、8月-42頭 	<p>改めて、現場担当者へ清掃方法の教育を実施し、施設の衛生的な環境を維持すること。</p> <p>②については、防虫委託業者からの毎月の報告に対し、適切な改善・是正措置を行う体制を構築し、実施すること。</p>	<p>乳</p>
---------------	---	--	----------

(2)令和2年度 登録検査機関に係る立入検査での主な指摘事項

指摘項目	確認事項	指摘内容
組織(文書)	動物を用いる検査区分の検査実施標準作業書についての改定すべき事項(追記事項)を3年以上改定していなかった。	動物を用いる検査区分責任者は、標準作業書の定期的な見直しを行い、必要に応じて改定すること。また、他の標準作業書においても同様に事例がないことを確認すること。
	スルファジミジンの検査実施標準作業書について、HPLCの測定条件が妥当性確認をした条件と異なる記載を認めた。	スルファジミジンの検査実施標準作業書について、検査区分責任者はHPLCの測定条件を妥当性確認をした条件に改定するとともに、検査部門責任者はそれを承認すること。また、当該標準作業書の改定について、検査員に周知徹底すること。さらに、他の項目について、同様の事例がないか確認し、必要に応じて標準作業書の見直しを行うこと。
試薬等の管理	試薬の表示について、試薬等管理標準作業書に基づいた表示ラベルを付しておらず、保存方法及び使用期限を表示していなかった。また、標準微生物の株の表示について、標準菌株取扱い作業書においては保存温度等を記載したシールを試験管に貼ることとしていたが、実際には、保存方法が記載されていなかった。	細菌学的検査区分責任者は、試薬等の管理について、検査員を指揮監督し、各標準作業書に基づき適切な表示をさせること。また、信頼性確保部門責任者は、内部点検において、試薬等の管理が標準作業書のとおり適切に実施されていることを確認すること。
	「粉末培地管理記録簿」の「廃棄年月日」及び「全量使用年月日」の項目について、検査区分責任者が確認済みであるが、記録が漏れている箇所が複数認められた。	検査員は、試薬等の記録について、確実に記録すること。また、検査区分責任者は記録の確認を適切に行うとともに、検査員に対し記録の徹底について周知すること。
機械器具の管理	孵卵器、冷蔵庫、冷凍庫の温度について、機械器具保守管理標準作業書に定期点検における管理基準は規定されていたが、日常点検の管理基準は規定されていなかった	検査区分責任者は、温度管理が必要な機械器具について、検査の目的に応じた日常点検の管理基準を機械器具保守管理標準作業書に規定すること。また、検査員に規定した管理基準を周知し、適切な管理体制を構築すること。

<p>精度管理</p>	<p>検査員の技能評価について、「不良」評価の場合の対応及び改善措置を、検査区分責任者及び信頼性確保部門責任者は、標準作業書の規定と異なる手順により講じていた。また、検査区分責任者は、技能評価に関わる書類を作成し、製品検査部門責任者に提出、承認を得た後、信頼性確保部門あらかじめ指定した者に提出する旨規定しているにもかかわらず、製品検査部門責任者が、承認しないまま、信頼性確保部門あらかじめ指定した者に提出していた。さらに、信頼性確保部門責任者が、改善措置が必要である旨製品検査部門責任者に文書により報告を行っていたにもかかわらず、製品検査部門責任者は、講じた改善措置を文書により報告していなかった。</p>	<p>検査員の技能評価の結果、「不良」評価の場合の改善措置に係る手順を見直し精度管理の方法を記載した文書を改訂すること。また、検査区分責任者は、精度管理の結果について、適切に製品検査部門責任者を通じて信頼性確保部門責任者又はあらかじめ指定した者にその写しを提出すること。さらに、製品検査部門責任者は、規則第40条第1号口に掲げる改善措置を講じた場合には、その内容を信頼性確保部門責任者に文書により報告すること。</p>
<p>検査の操作等の管理</p>	<p>「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）」の第1のDの冷凍食品の成分規格の細菌数（生菌数）の測定法では、検査しようとする原液、10倍液、100倍液及び1000倍液のそれぞれについて、滅菌ペトリ皿を2枚以上用意し、対応するペトリ皿に1mlずつ正確に滅菌ピペットで採り、標準寒天培養基を加え、培養し、細菌数を算定することが規定されているが、各検液について滅菌ペトリ皿1枚のみで培養し、結果を判定していた。</p>	<p>製品検査実施標準作業書を改定し、規格基準で示された試験法で実施できるようにするとともに、当該検査以外についても、検査項目に関する省令、告示、関係通知等で定められた方法に基づき製品検査実施標準作業書を作成しているか確認すること。また、併行して実施した精度管理等から、昨年度以降の検査に問題がなかったか検証し、検査区分責任者は、検査員に対し改善措置の内容について周知徹底すること。さらに、信頼性確保部門責任者は、内部点検において、措置が適切に実施されていることを確認すること。</p>
	<p>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下、乳等省令という）で定める乳等の成分規格の試験法において、アイスクリーム類の検体の採取及び試料の調製法では、「採取後4時間以内に試験に供しなくてはならない。」とされているが、アイスクリーム類の検査実施標準作業書（生菌数、大腸菌群）に、「採取後4時間以内に検査に供試し、6時間を超えた場合は、その旨を検査成績書に記載する。」としていた。</p>	<p>アイスクリーム類の検査について、乳等省令で定める乳等の成分規格の試験法で定められた方法で検査を行うよう、検査実施標準作業書を見直すこと。</p>

3. 保険課関係

(1) 令和2年度 健康保険組合への実地指導監査における主な指摘事項

<庶務関係>

項目	主な指摘内容
個人情報保護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・システム等運用管理規程に基づき、データ保護管理者は、情報システム及びデータを取り扱う担当者として、当該取扱いが必要となる業務ごとに「事務担当者」を任命すること。 ・機密文書管理規程に基づき、機密文書の保管庫の施錠及び開錠は、機密文書管理責任者又は機密文書管理責任者が文書で指定した担当者が行うこと。 ・システム等運用管理規程に基づき、部外者の立ち入りを制限する執務室に部外者が立ち入る場合には、入退室記録を作成し、同伴者等を含めて管理すること。 ・個人情報保護管理規程に基づき、教育研修等を実施すること。 ・被保険者等の個人情報に関する処理を外部の業者に委託する場合は、個人情報の保護に関する法律及び関係通知に掲げる事項を遵守するよう委託契約書上に漏れなく明記するとともに、業務処理状況の調査及び監査を現地に赴き定期的に行うこと。 ・個人情報の保護に関する法律及び健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づき、個人情報の利用目的の特定及び公表を定期的に行うこと。
役員の職務執行状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・常務理事は、その職責を自覚し事業全般を把握するとともに、適正な事務執行について常に配慮すること。 ・平成 23 年 12 月 26 日付保保発 1226 第 1 号通知及び平成 24 年 4 月 13 日付保保発 0413 第 4 号通知に基づき、常務理事又は監事が自己点検シートによる確認を行うこと。 ・公印の管理及び保管については、規程に基づき管理責任者が行うこと。
組合会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・選定議員の選定にあたり、健康保険組合から代表事業主を指定することは適正ではないので改めること。 ・選挙長は、互選議員の立候補届を受理したときは、規程に基づき届出書の余白等に受理年月日を記載したうえで、理事長に通知すること。 ・議員の選出にあたっては、公平厳正に行わなければならないことから、同一被保険者が複数の立候補者の推薦者になることは適当ではないので改めること。 ・選定議員の選定を代表事業主が行う場合は、他の事業主の委任状を漏れなく添付させること。
監事監査の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・監事選挙については、法令、規約及び規程に基づき厳正に行うこと。
規約・諸規程等の整備 (会計事務取扱規程及び財産管理規程を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の整備を図ること。 ・諸規程の整備を図ること。
公告の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・公告は、理事長の決裁を受けた後に行うこと。 ・公告すべき事項は、漏れなく公告すること。 ・公告は、規約で定めている方法により行うこと。

<保健事業関係>

項目	主な指摘内容
健康管理事業推進委員会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合事業運営指針に基づき、保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定及び実施計画の分析・評価を行うため、健康管理事業推進委員会を設置すること。
保健事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の実施計画(データヘルス計画)については、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 16 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 308 号)に基づき公表すること。 ・特定健康診査等実施計画については、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 150 号)に基づき、実施計画において定めるべき事項を早急に整備すること。また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、計画書で定める方法により公表すること。 ・特定保健指導については、組合構成員の健康増進に寄与するとともに、医療費適正化にも資することから、実施計画に基づく着実な実施に努めること。

＜医療費適正化対策関係＞

項 目	主 な 指 摘 内 容
医療費通知等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 60 年 4 月 30 日付保文発第 274 号及び平成 22 年 5 月 21 日付保保発 0521 第 4 号通知に基づき、減額査定通知の実施を検討すること。 ・医療費通知については、審査請求等の対象とならないため、教示文の記載は行わないこと。
レセプト点検等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化の観点から、診療報酬明細書に係る外傷原因の調査を実施すること。

＜業務関係＞

項 目	主 な 指 摘 内 容
標準報酬の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬月額決定にあたっては、現物給与の内容を十分に確認のうえ行うこと。 ・標準報酬月額の随時改定にあたっては、報酬の変動要因を十分に確認のうえ改定すること。
資格取得及び喪失の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託として再雇用された者については、平成 25 年 1 月 25 日付保保発第 0125002 号通知に基づき、その者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(事業主の証明等)を添付させること。 ・適用関係届書に係る確認(決定)通知書は、理事長名で通知すること。 ・各種届書の事務処理は、事実発生後に行うこと。 ・被保険者の資格の取得及び喪失の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の決定等を行ったときは、健康保険法第 49 条に基づき、事業主に通知すること。
任意継続被保険者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者の資格取得に伴う被保険者証については、保険料納付の有無にかかわらず速やかに交付すること。 ・任意継続被保険者が適用事業所に使用されたとき等については、健康保険法施行規則第 43 条に基づき、被保険者より申出書を提出させること。 ・任意継続被保険者に係る前納保険料の還付にあたっては、健康保険法施行規則第 141 条に基づき、還付請求書を提出させること。 ・任意継続被保険者に対して、保険料の前納制度について周知を図ること。
被保険者証・高齢受給者証の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証は、日々受払いの管理を行うとともに、定期的に管理責任者において現品と受払簿の突合を行うこと。 ・被保険者証については、理事長から委任を受けた常務理事の決裁後に発送すること。
被保険者証の検認及び更新	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の検認については、平成 16 年 10 月 29 日付保発第 1029004 号及び保保発第 1029005 号通知に基づき、毎年実施すること。
介護保険適用除外の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用除外等該当届については、必要書類の添付を求め、住所の異動確認を十分に行うこと。
教示事項の取扱状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各種処分通知書及び保険料納入告知書については、平成 28 年 3 月 28 日付事務連絡「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」に基づき、教示文を整備すること。 ・任意継続被保険者に係る保険料の納付書については、審査請求等の教示文を記載しないこと。
現金給付の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付に係る支給決定通知書及び不支給決定通知書は、理事長名で通知すること。 ・現金給付に係る支給申請書については、事故防止の観点から、受付経過簿を備えて受付後の処理経過を明らかにすること。 ・現金給付の支払いを事業主経由で行う場合には、被保険者から事業主への受領委任が必要であるので厳正に確認したうえで支払いを行うこと。
第三者行為の給付に関する求償状況	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為に係る求償事務については、処理経過を的確に把握し管理すること。

<経理全般>

項 目	主 な 指 摘 内 容
経理関係規程の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務に関し適正な事務処理を行うため、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき、会計事務取扱規程を整備すること。 ・適正な財産管理を行うため、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知及び平成19年3月30日付保保発第0330001号通知に基づき、財産管理規程を整備すること。
金庫・通帳の保管・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫・通帳の管理については、財産管理規程に基づき財産管理責任者が行うこと。
現金出納簿及び歳入・歳出簿	<ul style="list-style-type: none"> ・会計諸帳簿への記帳は、適正に行うこと。 ・会計諸帳簿は、昭和61年11月28日付保険発第104号通知及び事故防止の観点から、編綴し保管すること。
その他の経理関係帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・「収支差引残」並びに「一時借入金及び準備金繰替使用簿」については、平成14年9月26日付保保発第0926002号通知に基づき、「歳出簿」の末尾に綴ること。 ・「歳入歳出外現金出納整理簿」への記帳を適正に行うこと。
現金出納簿と関係諸帳簿との突合	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の収支残金から現年度へ充当する場合は、「前年度収支残金一時充当」の処理を経て行うこと。 ・介護勘定に不足が生じた際に、「前年度収支残金一時充当」・「一般・介護勘定間の借入」等の経理処理を経ずに支出しないこと。

<歳入関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
現金領収状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の領収にあたっては、会計事務取扱規程に基づき、任命された出納員又は収入員が行うこと。
保険料調定・収入	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者の保険料の取扱いについては、適正に行うこと。 ・適用事業所の保険料の調定決議は、法令等で定められた届出期限経過後に行うこと。
利子収入	<ul style="list-style-type: none"> ・利子収入については、事実発生の都度収入し、会計諸帳簿に記帳すること。
返戻金・戻入金	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度の保険給付金の過誤払に関する返納金については、(款)「雑収入」(項)「返納金」(目)「返納金」に収入すること。 ・現年度の過誤払に係る返納金については、支出した科目へ戻入金として処理すること。 ・現年度の保険料の過誤納金については、収入した科目から返戻金として処理すること。

<歳出関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
支出状況(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入支出の執行にあたっては、会計事務取扱規程に基づき、常務理事の命令(決裁)に基づいて行うこと。 ・収入支出予算科目の取扱いは、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。
支出状況(給与等)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合役職員に係る給与について、規程等に基づき適正に支出すること。 ・出向職員等に係る人件費を母体事業所に支払う際は、契約書、覚書等において対象者及び負担割合を明確にすること。
支出状況(旅費)	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の支給については、旅費規程等に基づき適正に支出すること。 ・公用車を使用した際には、使用状況を明らかにするための使用簿を備え、適切に管理すること。
支出状況(物品の購入)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の備品の購入については、営繕費から支出すること。
支出状況(金券の購入)	<ul style="list-style-type: none"> ・切手等、金券の管理については、事故防止の観点から、定期的に現物と受払簿の残枚数を確認し、決裁を受けること。
支出状況(職員厚生費)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員厚生に係る費用を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。 ・慶弔金等を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。
支出状況(雑費)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合の事業運営が、事業主及び被保険者から納付される保険料によって賄われること等を踏まえ、事業運営に真に必要な支出に限り行うとともに、支出決議書は、その必要性が分かるよう詳細に記載すること。
支出状況(保健事業費)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業に係る補助金等を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。

支出状況 (その他)	・事務室の賃料、光熱水料等の負担について母体事業所から無償で提供を受ける場合は、覚書や契約書等によりその内容を明確にすること。
科目流用及び 予備費充当	・予備費の充当は、規約(予備費の費途)に定められた予算科目に限られること。 ・組合会の議決事項である各項目間の科目流用を、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受け、次の組合会で報告し承認を得ること。
前金払い	・前金払は会計事務取扱規程等に基づき、支払先の義務履行が会計年度内(4月から翌年3月まで)に得られるものに限ること。 ・前金払を行ったものについては、会計事務取扱規程等に基づき前金払整理簿を備え、その状況を明らかにしておくこと。
予算の変更	・予算の変更は、予算の不足を来す前に行い、その執行は、健康保険法施行令第16条に基づき予算変更届出書を地方厚生局に届け出た後に行うこと。 ・予算変更届出書は、年度末(3月31日)までに地方厚生局に届け出ること。 ・組合会の議決事項である予算変更の手続きを、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受けるとともに、次の組合会で報告し承認を得ること。

<証拠書関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
証拠書への支払済表示	・支出証拠書については、事故防止のため「支払済」等の表示をすること。

<財産関係>

項 目	主 な 指 摘 内 容
決算の状況	・決算残金処分は、決算組合会での議決を得た後、速やかに行うこと。 ・繰越金は、予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰越をする場合には、執行前に予算変更の手続きを行うこと。
積立金の繰入	・各種積立金の繰入は、予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰入をする場合には、執行前に予算変更の手続きを行うこと。
積立金の繰替使用	・準備金等より繰替使用を行う場合は、各種積立金台帳の内訳簿に「繰替使用中」を設け、管理すること。 ・準備金等の繰替使用を行った場合は、年度内(3月31日まで)に返還すること。
一般・介護勘定間の 借入処理	・介護勘定に不足が生じた際は、介護準備金の繰替使用を優先し、なお不足する場合に限り一般勘定からの借入を行うとともに、「一時借入金及び準備金繰替使用簿」「現金出納簿」に記帳すること。
管理状況 (保管替)	・財産の保管替決議書については、漏れなく作成すること。 ・積立金で保有する社会保険診療報酬支払基金の委託金を積み増す場合は、支払余裕金より支出することなく積立金より支出すること。
管理状況 (確認)	・各種台帳は、財産管理規程に基づき、毎年度1回以上財産と照合し、その結果を明らかにするため確認年月日の記載並びに確認者印の押捺を受けること。
管理状況 (理事会)	・準備金等財産の保有及び管理の具体的方法については、規約に基づき理事会の決定等所定の手続きを経ること。
台帳と預貯金の確認 (台帳の作成)	・各種積立金台帳については、事故防止の観点から、編綴し保管すること。 ・各種積立金台帳は、財産の移動の経過を的確に記帳するとともに、財産管理責任者等による重層的かつ定期的な点検を行い、常に厳正に管理を行うこと。
積立金の保有状況等	・支払余裕金と準備金及び任意積立金について、適正な財産管理の観点から、同一口座で混在して保有することを避け、各々別口座で管理すること。 ・支払余裕金と各種積立金の間での保管替を行わないこと。
台帳の整備状況	・固定資産台帳及び備品台帳の整備を図ること。 ・耐用年数が一年以上かつ取得価格が10万円以上の備品については、財産管理規程に基づき償却資産として固定資産台帳に記帳し減価償却を行うこと。

<経理事事故等>

項 目	経理事事故等の内容
歳 入	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合への返還金を組合財産に歳入処理せず、簿外管理されていたもの。
歳 出	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合職員の給与等を水増しし、他団体の職員給与等に不正流用されていたもの。 ・事実のない出張旅費を不正支出していたもの。 ・職員の私用車のガソリン給油代金を、健康保険組合の公用車のガソリン給油代金として不正支出されていたもの。 ・健康保険組合の保健事業に使用するために購入した備品を、役職員が私的に使用していたもの。 ・健康保険組合の保健事業の体育奨励のために購入した施設の入場券を、組合役職員に配付していたもの。 ・理事長の指示により、長期間にわたり、①理事長に係る用途不明な飲食費等の支出、②理事会、組合会等の前後に行われた幹部役職員による打合せの際の過度の飲食費の支出、③理事長に係る会館内レストランを通じた自家用食材の支出、等が繰り返し行われたもの。 ・組合役員が、給与規程に基づく通常の給与等の他、規程に基づかない日々(土日祝日を含む。)の手当を受けていたもの。 ・組合役員が、服務規程に違反して恒常的に自家用バイクで通勤するとともに、組合には電車利用による通勤届を提出し、通勤定期相当の手当を受けていたもの。 ・役員に係るゴルフのプレー代をはじめ、飲食等に要する支出が散見されたもの。 ・保養所の維持管理等の理由により、役職員の一部が保養所を利用した際、飲食費等を支出していたもの。 ・役職員の私的旅行代を組合用務に係る出張として不正支出されていたもの。
その他の経理事事故	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の法定準備金が、銀行口座から不正に出金されていたもの。 ・保健事業の推進に係る国庫補助金の一部が対象外の経費に使用されたり、対象外の期間に使用されたもの。
個人情報の漏洩	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを収録したCDを誤って廃棄処分したもの。 ・被保険者データを収録したUSBメモリにパスワードを設定せずに普通郵便で発送した結果、封筒が破れ紛失したもの。

※各事案について個別に改善報告を求めるとともに、経理事事故等の事案に対しては返還請求等の措置を講じるよう指導している。

※上記の他、重要財産処分に係る認可申請について、意思決定手続きに適正を欠く事実が認められたため、報告徴収及び指導を行った事案があった。

4. 企業年金課関係

(1) 令和2年度 確定給付企業年金書面監査及び実地監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
規約管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。 ○ 事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。 ○ 規約において、資産管理運用機関等の名称を定めること。
事業周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の概況について、加入者に周知すること。 ○ 業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
給付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
資産運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積立金の運用に関する基本方針を作成すること。 ○ 政策的資産構成割合を策定すること。
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。 ○ 個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
代議員及び理事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選定代議員及び互選代議員の選出の手続きについては、法令及び規約に基づき適正に行うこと。

5. 指導監査課・都県事務所関係

(1) 令和元年度 保険医療機関(医科)に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項

<診療録及び基本診療料等に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
診療録	
診療録の取扱いが不適切なので改めること。診療録は保険請求の根拠となるものであり、保険医は診療の都度、遅滞なく必要事項を記載すること。	
診療録の記載	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療録へ記載すべき必要事項において次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診時の主訴・現病歴及び既往歴の記載が乏しい。 ・ 医師による日々の診療内容の記載が乏しい。 ○ 診療録の記載がなければ医師法で禁止されている無診察治療とも誤解されかねないので改めること。 ○ 紙媒体の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修正液、修正テープ、塗りつぶし、又は貼紙により修正しているため修正前の記載内容が判別できない。修正は二重線により行うこと。 ・ 複数の保険医が一人の患者の診療にあたっている場合において、署名又は記名押印が診療の都度なされていないため、診療の責任の所在が明らかでない。
傷病名等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病名を診療録の傷病名欄から削除している。当該傷病に対する診療が終了した場合には、傷病名を削除するのではなく、転帰を記載すること。 ○ 単なる状態や傷病名ではない事項を傷病名欄に記載している。傷病名以外で診療報酬明細書に記載する必要のある事項については、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。 ○ 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名(いわゆるレセプト病名)が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること。診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。
基本診療料等	
初診料、再診料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性疾患等明らかに同一の疾病又は傷病の診療を行った場合に、初診料を算定している。 ・ 外来管理加算 患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載が不十分である。
入院料等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院診療計画書の記載が不備である例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明に用いた文書について、参考様式で示している「病棟(病室)」、「主治医以外の担当者名」、「治療計画」、「検査内容及び日程」、「特別な栄養管理の必要性」、「その他(看護計画、リハビリテーション等の計画)」の項目について記載がない、又は画一的である。 ・ 医師のみが計画を策定し、関係職種が共同して策定していない。 ○ 医療安全管理体制を適正に実施していない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 院内で発生した医療事故、インシデント等が報告され、その内容分析に基づく改善策が実施できる体制を整備していない。 ○ 栄養管理を適正に実施していない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養管理計画書に必要な事項(栄養状態の評価と課題等)の記載が不十分である。
入院基本料等加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療管理加算の算定において、加算対象の状態ではない患者について算定している例が認められたので改めること。 ○ 入退院支援加算の算定において、退院先を診療録に記載していない。

<特掲診療料に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
医学管理	○ 医学管理料の算定において、必要事項の記載が乏しい診療録が見られ、また、判読できない例が認められたので改めること。この項目の算定に当たっては、特に、指導内容・治療計画等診療録に記載すべき事項が、算定要件としてそれぞれの医学管理料ごとに定められていることに留意すること。 (特定疾患療養管理料、悪性腫瘍特異物質治療管理料、診療情報提供料 等)
在宅医療	
往診料	○ 定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療したものについて算定している例が認められたので改めること。
在宅患者訪問診療料	○ 診療録への訪問診療の計画、診療内容の要点の記載がない又は不十分である例が認められたので改めること。
在宅自己注射指導管理料	○ 在宅自己注射指導管理料の算定において、診療録に当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の記載がない、又は、乏しい例が認められたので改めること。

<看護・食事に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
看護	
看護管理・病棟管理・勤務計画等	○ 入院基本料の看護要員数の算出について、当該病棟から他部署(外来等)へ支援を行った時間を病棟勤務時間に含めている。 ○ 重症度、医療・看護必要度について、次の不適切な例が認められたので改めること。 ・ 重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか、定期的な院内での検証を実施していない。 ・ 評価票の記入を、院内研修を受けたものにより行っていない。
食事	
食事療養	○ 入院時食事療養(Ⅰ)について、次の不適切な例が認められたので改めること。 ・ 特別食加算 特別食に該当しない食事に対して、算定している。 特別食を提供している患者について対象となる傷病名を診療録に記載していない。

<その他事務的な事項に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
管理・請求事務等	○ 請求事務について、診療部門と医事会計部門との十分な連携を図り、適正な保険請求に努めること。 ○ 診療報酬の請求に当たっては、全ての診療報酬明細書について保険医自らが診療録との突合を行い、記載事項や算定項目に誤りや不備がないか十分に確認すること。
院内掲示	○ 院内掲示を適切に行っていない例が認められたので改めること。 ・ 施設基準に関する届出事項について掲示していない。 ・ 厚生労働大臣が定める掲示事項等に定める事項について掲示していない。 (保険外負担に関する事項、特別の療養環境の提供に関する事項、入院期間が180日を超える入院に関する事項等)
保険外負担	○ 保険外負担等について、次の不適切な事項が認められたので改めること。 ・ 療養の給付とは直接関係ないサービスとはいえないものについて患者から費用を徴収している。
一部負担金	○ 一部負担金の受領について、次の不適切な事項が認められたので改めること。 ・ 受領すべき者から受領していない。(従業員、家族) ・ 計算方法に誤りがある。

(2) 令和元年度 保険医療機関(歯科)に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項

＜診療録及び基本診療料等に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
診療録	診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項(症状、経過など)は、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。 保険医は「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。
診療録の記載	○ 診療録第1面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 ・ 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない、不十分である又は間違っている。 ・ 傷病名に P、G、C、Pul、Per の略称病名で病態に係る記載がない。 ○ 診療録第2面の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 ・ 症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、投薬内容、材料名、診療方針、診療年月、部位、点数、一部負担金徴収額について記載がない、不十分又は画一的である。
基本診療料等	○ 再診相当であるものを、初診料で算定している例が認められたので改めること。

＜特掲診療料に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
医学管理	○ 医学管理について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項(管理内容等)の記載が充実していない例が認められたので改めること。 また、患者への文書提供が算定要件となっているものについては、患者への文書提供を行うとともに診療録へその写しを添付すること。
在宅医療	○ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。 ・ 実施時刻(開始時刻と終了時刻) ・ 歯科訪問診療の際の患者の状況等(急変時の対応の要点を含む)
歯周治療	○ 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」(平成30年3月 日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。 ○ 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実に努めること。
歯冠修復及び欠損補綴	○ 補綴時診断料 ・ 診療録に記載すべき欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

＜その他事務的な事項に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
事務的取り扱いに係る事項	○ 届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に届出事項の変更届を提出すること。 ○ 厚生労働大臣が定める掲示事項(施設基準の届出事項)について、適切に行うこと。
一部負担金に係る事項	○ 一部負担金の取扱いにおいて、不適切な例が認められたので改めること。 ・ 徴収すべき者から徴収していない。

(3)令和元年度 保険薬局に対する個別指導等で改善を求めた主な指摘事項

<処方せん、調剤録及び調剤内容に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
処方箋の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「処方」欄の用法記載不備のある処方箋について、疑義照会をせずに調剤を行っている例が認められたので改めること。 ○ 調剤済処方箋について、次の事項の記載が不明瞭な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調剤済年月日、保険薬局の所在地・名称、保険薬剤師の姓名の記載・押印 ・ 医師への照会日時、具体的疑義内容及び回答
調剤技術料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。 ・ 治療上の必要性が認められない場合に算定している。(一包化は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである。) ○ 自家製剤加算の算定において、不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調剤録等に製剤工程を記載していない。 ・ 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
薬学管理料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤服用歴管理指導料の算定について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の体質(アレルギー歴、副作用歴) ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像 ・ 疾患に関する情報(既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの) ・ 併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む)等の状況 ・ 服薬状況(残薬の状況を含む) ○ 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤服用歴の記録の第一面について、患者情報の追加・更新が行われていない。 ・ 薬剤服用歴の記録を最終記入日から起算して3年間保存していない。 ・ 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。 ・ 同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。 ・ 二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している。(修正前の記載内容が判読不能である)

<その他事務的な事項に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
事務的取り扱いに係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求事務について、診療部門と医事会計部門との十分な連携を図り、適正な保険請求に努めること。 ○ 掲示が適切に行われていない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬局の表示、届出されている施設基準の内容を局内に掲示すること。 ・ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨が掲示されていない。 ○ 届出事項の変更届(開局日、開局時間、常勤・非常勤の変更、管理薬剤師の変更)を提出していない例が認められたので改めること。 ○ 一部負担金の取扱いについて、不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領すべき者から受領していない。(従業員、家族)

第V章 資料・データ集

1. 主な所掌事務（課別）
2. 所在地・連絡先一覧

1. 主な所掌業務（課別）

（総務課）

- ・ 関東信越厚生局の総務
- ・ 関東信越厚生局職員の人事、教養、訓練及び研修等に関する事
- ・ 厚生労働省共済組合に関する事
- ・ 行政文書の開示に関する事
- ・ 個人情報保護に関する事
- ・ 各種国家試験に関する事

国家試験の種類

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士
--

- ・ 国有財産の管理及び処分

（企画調整課）

- ・ 関東信越厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会の運営

（年金指導課）

- ・ 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の任命に係る認可に関する事
- ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る権限の認可に関する事
- ・ 日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関する事
- ・ 日本年金機構が行う立入検査等に係る権限の認可に関する事
- ・ 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関する事
- ・ 前記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関する事
- ・ 厚生年金保険料等の納付の猶予等に係る許可に関する事

（年金調整課）

- ・ 社会保険労務士に関する事
- ・ 年金委員に関する事
- ・ 政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関する事
- ・ 国民年金法第109条の2第1項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関する事
- ・ 国民年金法第109条の3第1項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第3項の規定による情報提供に関する事
- ・ 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体、その他の関係者との連絡調整に関する事

（年金審査課・各年金審査分室）

- ・ 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録等に係る訂正請求に関する調査
- ・ 関東信越地方年金記録訂正審議会の運営

（管理課）

- ・ 保険医療機関等の指導業務に関する総合調整
- ・ 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務
- ・ 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険事業関係業務を除く。）の監督
- ・ 後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する技術的助言
- ・ 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての助言・指導監督

（医療課）

- ・ 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査
- ・ 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ・ 関東信越厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督

（調査課）

- ・ 保険医療指導部門の情報公開請求に関する事務
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する情報の収集、管理及び分析
- ・ 指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整

（特別指導第一課・特別指導第二課）

- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項

（指導監査課）

- ・ 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養の給付に関する監督（埼玉県内）
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督（埼玉県内）
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営

（都県事務所）

所在都県（埼玉県を除く）内における以下の業務

- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養の給付に関する監督
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ・関東信越地方社会保険医療協議会担当部会の運営

○健康福祉部

（健康福祉課）

- ・生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定等（国が開設したものに限る。）
- ・三種病原体等の所持・輸入の届出及び監督
- ・温室効果ガス算定排出量報告受付等
- ・民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名
- ・地方厚生局に委任された補助金等に関する書類審査、交付、精算確定等

補助金等の種類

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金

次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、結核医療費国庫負担（補助）金、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金、児童扶養手当給付費国庫負担金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、婦人保護費国庫負担（補助）金、児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・児童扶養手当の支給事務に関する都県及び市町村の指導（技術的助言）
- ・都県、指定都市及び中核市が設置する保護施設の指導監査
- ・生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の監督
- ・障害者総合支援法及び地方自治法による都県等の事務の指導（技術的助言）
- ・障害福祉サービス事業者等に対する検査
- ・各種養成施設（所）の指定等

養成施設の種類

あん摩マッサージ指圧師養成施設、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、福祉系高等学校、介護福祉士実務者学校

- ・各種講習会（社会福祉士実習演習担当教員講習会、社会福祉士実習指導者講習会、介護教員講習会、介護福祉士実習指導者講習会、実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会）の届出、実施報告書等の受理等

（医事課）

- ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する業務
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発
- ・臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保等
- ・医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等
- ・医師確保に関する業務
- ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施等
- ・再生医療等の安全性の確保
- ・看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査及び指導等
- ・臨床研究に対する信頼の確保
- ・地域医療構想の達成に向けた取組の推進
- ・災害時における医療の確保の支援
- ・医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定
- ・地方厚生局に委任された補助金等に関する業務

補助金の種類

医師臨床研修費等補助金

（薬事監視指導課）

- ・生物学的製剤、放射性医薬品等の医薬品及び再生医療等製品の製造業等の許可
- ・医薬品等の輸入監視

（食品衛生課）

- ・HACCPの普及促進に係る業務

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは1960年代に米国で考案された宇宙計画向けの食品衛生管理方法で、膨大な数の検体を必要とする最終製品検査システムではなく、製造における重要な行程を連続的に監視することにより、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理方法である。

- ・食中毒に係る調整事務
- ・食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等
- ・輸出食肉認定施設に対する指導、確認及び査察
- ・輸出食肉製品施設の認定及び査察等
- ・輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書の発行
- ・健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する関係機関との連携
- ・食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

（地域包括ケア推進課）

- ・地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画及び立案並びに調整
- ・地域包括ケアシステムの構築の支援の実施
- ・地域包括ケアシステムの普及及び啓発
- ・地域支援事業の実施状況の把握及び推進のための助言及び支援

- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分及び施設整備分に限る）の実施状況の把握及び助言
- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十三条第一項に規定する整備計画の認定
- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条に規定する認定事業者の監督
- ・ 認知症施策の実施状況の把握及び推進のための助言、支援、普及及び啓発
- ・ 課の所掌事務に係る補助金等の交付

（保険課）

- ・ 健康保険組合の行う業務についての指導及び監督
- ・ 全国健康保険協会支部に対する立入検査等

（企業年金課）

- ・ 厚生年金基金の認可、指導監督等
- ・ 国民年金基金の認可、指導監督等
- ・ 確定拠出年金（企業型年金に限る）の承認、指導監督等
- ・ 確定給付企業年金の認可、承認及び指導監査等

○麻薬取締部

- ・ 薬物犯罪の取締りに関すること
- ・ 正規麻薬などの流通に対する指導・監督に関すること
- ・ 再乱用防止対策に関すること
- ・ 薬物乱用防止啓発活動に関すること

○社会保険審査官

- ・ 年金給付等の処分決定に係る不服申立の審査請求に関すること

2. 所在地・連絡先一覧

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
総務課		048-740-0711(代)	048-601-1325
企画調整課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0830	048-601-1330
年金指導課		048-740-0712	048-601-1346
年金調整課		048-740-0714	048-601-1346
年金審査課		048-600-0730	048-601-1327
千葉年金審査分室	〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター10階	043-379-6994	043-380-8749
東京年金審査分室	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル21階	03-6863-3778	03-6863-4009
神奈川年金審査分室	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎5階	045-270-9156	045-274-1405
健康福祉課		048-740-0744	048-601-1332
医事課		048-740-0754	048-601-1331
薬事監視指導課		048-740-0800	048-601-1336
食品衛生課		048-740-0761	048-601-1335
地域包括ケア推進課		048-740-0793	048-601-0512
保険課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0772	048-601-1337
企業年金課		048-740-0782	048-601-1338
管理課		048-740-0811	048-601-0514
医療課		048-740-0815	048-601-0514
調査課		048-740-0811	048-601-0514
特別指導第一・二課		048-740-0816	048-601-0514

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
指導監査課	〒330-9727 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟2階	048-851-3060	048-851-3067
社会保険審査官	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館5階	048-851-1030	048-857-0177
食品衛生課 羽田空港衛生 証明書発行窓口	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-3 羽田空港貨物合同庁舎内3階 (令和3年4月1日より)	03-3747-1030 当面の間、月及び木曜日 (祝日を除く)開庁	03-3747-1032

【麻薬取締部】

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
九段 第3合同庁舎	〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎17階 東京メトロ九段下駅徒歩3分	03-3512-8688(代)	03-3512-8689
	(麻薬・覚せい剤相談)	03-3512-8690	—
横浜分室	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎2階 みなとみらい線馬車道駅徒歩1分	045-201-0770(代)	045-212-2840
	(麻薬・覚せい剤相談)	045-201-0770	—

【都県事務所】

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
茨城事務所	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階	029-277-1316	029-277-1336
栃木事務所	〒320-0043 栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎5階	028-341-8486	028-341-8520
群馬事務所	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-2-6 前橋ファーストビルディング7階	027-896-0488	027-896-0540
千葉事務所	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル7階	043-379-2716	043-379-2800
東京事務所	〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階	03-6692-5119	03-6698-5447
神奈川事務所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1-6 ICON関内6階	045-270-2053	045-270-5276
新潟事務所	〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階	025-364-1847	025-364-1862
山梨事務所	〒400-0858 山梨県甲府市相生1-4-23 損保ジャパン鮎川ビル5階	055-206-0569	055-206-0571
長野事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第2合同庁舎4階	026-474-4346	026-474-4397

第V章 資料・データ集

3. 所掌事務に係る参考資料・データ集（課別）

(総務課関係)

1. 国有財産の処理状況

(1) 関東信越厚生局に所属替された国有財産の処理状況一覧

令和3年3月31日現在

売却等処分年度	口座名	所在地	台帳数量(㎡)
平成21年度 (建物は解体をもって 管理完了)	社会保険板橋寮	東京都板橋区板橋1-47-4	建物のみ(土地は日本年金機構に出資)
	社会保険板橋独身寮	東京都板橋区板橋1-47-4	建物のみ(土地は日本年金機構に出資)
平成22年度	社会保険庁分室	東京都渋谷区恵比寿南3-9-8	931.16
	東京船員保険病院東ヶ丘医師宿舎	東京都目黒区東が丘1-28-5	158.42
	新発田社会保険事務所長宿舎	新潟県新発田市東新町3-6-19	197.12
平成23年度	社会保険庁原宿宿舎	東京都渋谷区神宮前2-31-11	738.44
	社会保険庁千歳台宿舎	東京都世田谷区千歳台1-11-8	1,357.96
	社会保険庁高井戸東宿舎	東京都杉並区高井戸東3-30-2	508.29
	東北沢第1公務員宿舎	東京都渋谷区上原3-27-6	163.37
	東北沢第2公務員宿舎	東京都渋谷区上原3-27-8	171.56
	社会保険練馬共同宿舎	東京都練馬区豊玉中3-2-16	236.92
	社会保険若林共同宿舎	東京都世田谷区若林4-24-9	309.97
	社会保険井荻共同宿舎	東京都杉並区下井草4-28-3	226.05
	東京社会保険病院国分寺職員宿舎	東京都国分寺市東恋ヶ窪3-9-8	423.23
	社会保険群馬中央総合病院岩神町医員住宅	群馬県前橋市岩神町2-7-18	156.19
	栃木社会保険事務所長公務員宿舎	栃木県栃木市日の出町6-11	168.46
	社会保険庁三郷宿舎	埼玉県三郷市早稲田5-11-7	1,034.19
	社会保険職員宿舎小深住宅	千葉県千葉市稲毛区小深町62-1	1,686.73
	東京船員保険病院柏医師宿舎用地	千葉県柏市伊勢原1-14-150	737.42
	新発田公務員宿舎	新潟県新発田市東新町1-5-18	192.38
	新潟社会保険事務所長宿舎	新潟県新潟市西区寺尾上3-3-7	220.12
	松本社会保険事務所長公舎	長野県松本市白板1-7-49	198.11
	松本社会保険事務所職員宿舎	長野県松本市大字里山辺字南畑1718-5	346.21
	伊那社会保険事務所職員宿舎	長野県伊那市上牧6481-3	459.84
	甲府社会保険事務所長宿舎	山梨県甲府市北新2-14-25	194.54
平成24年度	社会保険桜上水研修所	東京都世田谷区上北沢1-20-2	7,487.19
	社会保険庁北新宿宿舎	東京都新宿区北新宿1-23-21	690.04
	社会保険庁狛江宿舎	東京都狛江市中和泉5-28-20	788.51
	社会保険庁二子玉川宿舎	東京都世田谷区鎌田1-15-8	1,290.26
	社会保険庁西落合宿舎	東京都新宿区西落合2-22-17	389.42
	東京厚生年金病院(下宮比町)	東京都新宿区下宮比町4-4	9.74
	東京社会保険事務局神田分室	東京都千代田区神田小川町1-6	157.02
	旧港社会保険事務所	東京都港区三田2-9-1	364.76
	日向荘飛び地A	東京都青梅市日向和田2-302-8	44.93
	日向荘飛び地B	東京都青梅市日向和田2-302-6	29.38
	旧神田社会保険事務所	東京都千代田区神田神保町1-38	241.19
	前橋市元総社町公務員宿舎	群馬県前橋市元総社町字稲葉335-13	221.46
	旧西濃運輸健康保険組合碧荘	神奈川県足柄下郡湯河原町宮下字聖ヶ窪698-17	338.39

売却等処分年度	口座名	所在地	台帳数量(㎡)
平成24年度	社会保険庁生田宿舎	神奈川県川崎市麻生区多摩美1-2-4	727.22
	五十嵐公務員宿舎	新潟県新潟市西区五十嵐中島3-7-13	271
	社会保険敷島宿舎(1号)	山梨県甲斐市中下条1440	434.36
平成25年度	健康保険保養所日向荘跡地	東京都青梅市日向和田2-299-5	1,748.57
	東京厚生年金病院(津久戸町)	東京都新宿区津久戸町23-6	35.17
	健康保険二子玉川園スポーツセンター	東京都世田谷区鎌田1-184-13	1,182.56
	日向荘飛び地C	東京都青梅市日向和田2-303-4	15.02
	前橋市緑ヶ丘町公務員宿舎	群馬県前橋市緑が丘町20-7	223.56
	一般職員用宇都宮第3公務員宿舎	栃木県宇都宮市末広2-1119-33	235.94
	健康保険湯河原保養所	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字入谷261-46	771.86
	駐在員宿舎	神奈川県横須賀市林3-918-8	105.64
	旧柏崎公務員宿舎跡地	新潟県柏崎市栄町2131-12	328.28
旧柏崎公務員宿舎跡地と統合	柏崎社会保険事務所長宿舎	新潟県柏崎市栄町18-43	188.84
	飯田社会保険事務所長公舎	長野県飯田市正永町1-1218-47	217.22
	東久留米寮	東京都東久留米市滝山7-17-20	1,183.51
	長野S1・S2宿舎	長野県長野市川中島町上氷飽1725-1	1,421.17

※ 網掛けした口座については、売却等処分が完了しています。

(2) 国有財産の処理状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
行政財産の用途廃止	0物件	0物件	0物件
公用・公共用取得要望の有無の確認	0物件	0物件	0物件
売払いに係る厚生労働大臣承認申請	0物件	0物件	0物件
売払いに係る財務大臣承認申請	0物件	0物件	0物件
譲与に係る厚生労働大臣承認申請	0物件	0物件	0物件
一般競争入札(財務局へ事務委任)			
①開催回数	1回	1回	2回
②対象物件	1物件	1物件	4物件
③落札(再度入札を含む)	0物件	0物件	0物件
先着順(財務局へ事務委任)			
①開催回数	1回	1回	0回
②対象物件	1物件	1物件	0物件
③申込数	0物件	0物件	0物件
縁故随契	0物件	0物件	0物件
貸付			
①有償貸付	2物件	2物件	2物件
②無償貸付	1物件	1物件	1物件
鑑定評価額検討会議の開催			
①開催回数	0回	0回	0回
②対象物件	0物件	0物件	0物件

(企画調整課関係)

1. 関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの保険医療機関及び保険薬局の審議状況

(単位:件)

都道府県名	新規・更新	科目	令和2年度	令和元年度	平成30年度
茨城県	新規指定	医科	48	54	62
		歯科	40	43	54
		薬局	81	72	89
		計	169	169	205
	指定更新	医科	126	136	267
		歯科	95	92	259
		薬局	121	154	209
		計	342	382	735
栃木県	新規指定	医科	43	32	47
		歯科	17	24	19
		薬局	56	42	73
		計	116	98	139
	指定更新	医科	73	118	229
		歯科	72	62	143
		薬局	93	119	132
		計	238	299	504
群馬県	新規指定	医科	45	44	37
		歯科	30	25	31
		薬局	54	66	41
		計	129	135	109
	指定更新	医科	116	129	228
		歯科	69	87	146
		薬局	96	104	128
		計	281	320	502
埼玉県	新規指定	医科	199	179	207
		歯科	103	123	121
		薬局	205	189	248
		計	507	491	576
	指定更新	医科	361	371	644
		歯科	283	349	578
		薬局	324	284	418
		計	968	1,004	1,640
千葉県	新規指定	医科	180	163	175
		歯科	93	103	103
		薬局	166	125	158
		計	439	391	436
	指定更新	医科	293	331	524
		歯科	251	251	562
		薬局	228	255	378
		計	772	837	1,464

(単位:件)

都道府県名	新規・更新	科目	令和2年度	令和元年度	平成30年度
東京都	新規指定	医科	825	814	760
		歯科	442	448	403
		薬局	480	543	611
		計	1,747	1,805	1,774
	指定更新	医科	1,177	1,304	1,823
		歯科	897	976	1,661
		薬局	599	644	893
		計	2,673	2,924	4,377
神奈川県	新規指定	医科	323	347	335
		歯科	170	173	180
		薬局	278	298	296
		計	771	818	811
	指定更新	医科	605	676	920
		歯科	378	453	809
		薬局	370	376	574
		計	1,353	1,505	2,303
新潟県	新規指定	医科	40	48	29
		歯科	27	27	37
		薬局	61	70	70
		計	128	145	136
	指定更新	医科	107	121	212
		歯科	88	98	210
		薬局	104	185	173
		計	299	404	595
山梨県	新規指定	医科	14	20	22
		歯科	8	14	8
		薬局	17	28	14
		計	39	62	44
	指定更新	医科	67	38	110
		歯科	30	30	69
		薬局	42	62	60
		計	139	130	239
長野県	新規指定	医科	49	41	46
		歯科	23	28	19
		薬局	38	27	55
		計	110	96	120
	指定更新	医科	126	137	205
		歯科	71	62	157
		薬局	77	118	147
		計	274	317	509
新規指定合計			4,155	4,210	4,350
指定更新合計			7,339	8,122	12,868
指定総合計			11,494	12,332	17,218

※ 指定日は原則として、部会開催日の翌月初日(遡及指定を除く)です。

(年金指導課関係)

1. 認可等件数の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
徴収職員・収納職員の認可			
① 徴収職員	325 人	379 人	369 人
② 収納職員	270 人	320 人	303 人
滞納処分等の認可			
① 厚生年金保険関係	534,500 件	720,231 件	669,828 件
② 国民年金関係	53 件	44,961 件	37,917 件
立入検査等の認可			
① 事業所関係	286,783 件	311,684 件	348,937 件
② 受給権者・被保険者関係	1 件	135 件	41 件
厚生年金保険料等の納付の猶予許可等			
① 許可	8 件	1 件	3 件
② 不許可	0 件	0 件	1 件
滞納処分等の結果報告の確認			
① 厚生年金保険関係	19,811 件	45,664 件	41,403 件
② 国民年金関係	6,341 件	21,024 件	19,891 件
立入検査等の結果報告の確認			
① 実施	126,817 件	158,626 件	188,785 件
② 実施不能	1,661 件	2,896 件	1,036 件
③ 未実施	178,182 件	175,672 件	153,698 件

(年金調整課関係)

1. 社会保険労務士会員数(過去3年間の推移)

都 県 名	令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		平 成 30 年 度	
	会 員 数 (人)	社 労 士 法 人 会 員 数	会 員 数 (人)	社 労 士 法 人 会 員 数	会 員 数 (人)	社 労 士 法 人 会 員 数
茨 城 県	509	21	508	19	503	17
栃 木 県	356	22	350	19	351	17
群 馬 県	582	16	583	13	586	10
埼 玉 県	1,968	54	1,941	49	1,906	45
千 葉 県	1,611	41	1,566	36	1,540	32
東 京 都	11,024	590	10,853	539	10,562	483
神 奈 川 県	2,725	68	2,693	63	2,644	55
新 潟 県	542	26	533	22	534	19
山 梨 県	187	10	180	7	178	7
長 野 県	633	22	623	22	632	21
合 計	20,137	870	19,830	789	19,436	706

2. 年金委員委嘱件数(過去3年間の推移)

区 分	令 和 2 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度
職 域 型	2,436	1,773	1,662
地 域 型	339	428	499
合 計	2,775	2,201	2,161

3. 年金委員解嘱件数(過去3年間の推移)

区 分	令 和 2 年 度	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度
職 域 型	2,320	1,793	2,188
地 域 型	193	204	610
合 計	2,513	1,997	2,798

4. 年金委員委嘱者数(過去3年間の推移)

都 県 名	令 和 2 年 度			令 和 元 年 度			平 成 30 年 度		
	職域型(人)	地域型(人)	合 計	職域型(人)	地域型(人)	合 計	職域型(人)	地域型(人)	合 計
茨城県	2,302	79	2,381	2,277	76	2,353	2,237	76	2,313
栃木県	1,975	96	2,071	1,733	70	1,803	1,712	62	1,774
群馬県	1,938	150	2,088	1,883	114	1,997	1,834	108	1,942
埼玉県	2,920	138	3,058	2,828	128	2,956	2,832	123	2,955
千葉県	2,747	112	2,859	2,693	113	2,806	2,648	85	2,733
東京都	5,970	213	6,183	6,240	184	6,424	6,299	97	6,396
神奈川県	3,295	183	3,478	3,272	179	3,451	3,243	134	3,377
新潟県	3,851	103	3,954	3,922	85	4,007	4,026	43	4,069
山梨県	1,207	43	1,250	1,221	40	1,261	1,214	41	1,255
長野県	4,074	99	4,173	4,083	81	4,164	4,125	77	4,202
合 計	30,279	1,216	31,495	30,152	1,070	31,222	30,170	846	31,016

5. 学生納付特例事務法人一覧表

令和3年3月31日現在

所在地	法人番号	学生納付特例事務法人	指定年月日
茨城県	水戸市	2000020080004 茨城県立産業技術短期大学校	H20. 5. 13
	つくば市	7050005005388 学校法人 つくば文化学園 つくば国際ペット専門学校	H20. 5. 20
	稲敷郡阿見町	2000020080004 茨城県立医療大学	H20. 5. 28
	神栖市	4010505000647 社会福祉法人 白十字会 白十字看護専門学校	H20. 8. 14
	東茨城郡茨城町	3050005000087 学校法人 田村学園 横浜経理専門学校	H25. 10. 9
	水戸市	4050005000094 学校法人 八文字学園 (※)	H27. 3. 13
	常陸大宮市	2050005008676 学校法人 志村学園 茨城北西看護専門学校	H27. 3. 25
	稲敷市	4050005007668 医療法人 盡誠会 宮本看護専門学校	H27. 7. 21
	日立市	7050005007582 公益財団法人日立メディカルセンター 日立メディカルセンター看護専門学校	R 2. 10. 7
栃木県	宇都宮市	9060005000816 学校法人 三友学園 (※)	H20. 10. 27
	栃木市	4060005005456 学校法人 産業教育事業団 (※)	H26. 9. 16
	足利市	3060005006380 学校法人 足利大学 足利大学	H27. 4. 15
	宇都宮市	3060005000821 学校法人 須賀学園 (※)	H27. 6. 12
	足利市	5060005006379 学校法人 白百合学園 (※)	H28. 7. 21
	さくら市	6060005001635 学校法人 東洋育英会 さくら総合専門学校	H29. 7. 10
	宇都宮市	8060005000825 学校法人 ティビィン学院 (※)	H30. 8. 29
	小山市	8060005005122 学校法人中央学園 (※)	R 2. 12. 10
群馬県	前橋市	2070005000796 学校法人 群馬英数学館 育英メディカル専門学校	H26. 7. 22
	伊勢崎市	6070005004182 一般社団法人 伊勢崎佐波医師会 伊勢崎敬愛看護学院	H27. 5. 29
	太田市	8070005005757 学校法人 平成学園 東群馬看護専門学校	H27. 11. 4
	前橋市	5070005000802 学校法人 群馬理容学園 群馬県理容専門学校	H29. 2. 14
	高崎市	7070005003027 学校法人 群馬パース学園 群馬パース大学福祉専門学校	R 2. 3. 26
	前橋市	9070005008296 公益社団法人前橋積善会 前橋東看護学校	R 2. 10. 8
埼玉県	深谷市	2030005014214 学校法人 智香寺学園 埼玉工業大学	H20. 5. 30
	熊谷市	7030005013038 学校法人 郷学舎 アルスコンピュータ専門学校	H20. 7. 7
	飯能市	8030005014761 学校法人 駿河台大学 (※)	H23. 3. 1
	飯能市	4030005014757 学校法人 大川学園 大川学園医療福祉専門学校	H24. 1. 6
	上尾市	5030005006555 学校法人 康学舎 横浜中央看護専門学校	H26. 9. 9
	朝霞市	4030005015482 一般社団法人 朝霞地区医師会 (※)	H27. 1. 20
	さいたま市	6030005000870 学校法人 九里学園 (※)	H27. 3. 30
	戸田市	4030005003074 一般社団法人蕨戸田市医師会 蕨戸田市医師会看護専門学校	H28. 1. 19
	行田市	5030005013989 学校法人 伊東学園 テクノ・ホルティ園芸専門学校	H28. 2. 25
	入間市	2030005003984 学校法人 入間平成学園 入間看護専門学校	H28. 10. 1
	入間郡越生町	7030005011017 学校法人 一川学園 (※)	H28. 10. 14
	川越市	7030005008566 学校法人 医学アカデミー 専門学校医学アカデミー	H28. 12. 14
	幸手市	6030005005473 学校法人 共済学院 (※)	H30. 7. 4
	さいたま市	7030005000853 学校法人 明の星学園 青森明の星短期大学 (注1)	H30. 9. 5
	秩父市	1030005014917 一般社団法人 秩父郡市医師会 秩父看護専門学校	H30. 10. 3
	所沢市	5030005003461 学校法人 浅野学園 国際航空専門学校	H30. 10. 23
	戸田市	5030005003016 医療法人社団 東光会 戸田中央看護専門学校	H30. 12. 27
	上尾市	9030005006452 学校法人 葵学園 (※)	H31. 1. 16
	熊谷市	5030005013031 学校法人 今昌学園 (※)	H31. 3. 28
	行田市	5030005013997 学校法人ものつくり大学 ものつくり大学	R 2. 10. 30

(注1) 法人等の主たる事務所の所在地が管内にあるため、関東信越厚生局で学生納付特例事務法人の指定を行っています。

所在地	法人番号	学生納付特例事務法人	指定年月日
千葉県	香取市	4000020128040 国保小見川総合病院付属 看護専門学校	H20. 6. 23
	千葉市	7011405000197 学校法人 大乘淑徳学園 淑徳大学	H20. 10. 15
	東金市	4000020120006 千葉県立農業大学校	H20. 12. 1
	君津市	6040005008434 学校法人 君津あすなろ学園 千葉医療福祉専門学校	H24. 4. 9
	千葉市	1040005000750 千葉県美容業生活衛生同業組合 千葉美容専門学校	H27. 4. 15
	鴨川市	8040005016014 学校法人 鉄蕉館 (※)	H27. 5. 21
	千葉市	1040005001419 学校法人 秋葉学園 東京豊島IT医療福祉専門学校	H27. 10. 9
	旭市	1040005019015 地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院 旭中央病院附属看護専門学校	H30. 7. 25
	船橋市	5040005002826 学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校	H30. 11. 1
	市川市	9040005004026 学校法人 昭和学院 昭和学院短期大学	R 1. 7. 12
東京都	渋谷区	5011005000384 学校法人 花田学園 東京有明医療大学	H23. 2. 8
	板橋区	4011405000068 医療法人財団 明理会 イムス横浜国際看護専門学校	H23. 7. 20
	江戸川区	3011705000495 学校法人 アゼリー学園 東京リハビリテーション専門学校	H23. 9. 26
	新宿区	1011105000916 学校法人 大志学園 (※)	H23. 9. 26
	港区	6010405001669 学校法人 東洋英和女学院 (※)	H25. 4. 17
	新宿区	3011105000930 学校法人 敬心学園 (※)	H25. 5. 15
	豊島区	1013305000431 学校法人 大正大学 大正大学	H26. 2. 25
	板橋区	1011405000062 医療法人社団 明芳会 板橋中央看護専門学校	H26. 10. 2
	中野区	6011205000167 学校法人 嘉栄学園 渋谷外国語専門学校	H26. 11. 13
	江戸川区	8011705000499 学校法人 滋慶学園 (※)	H26. 12. 2
	荒川区	9011505000624 学校法人 国際共立学園 国際理容美容専門学校	H27. 1. 28
	小平市	4012705000071 学校法人 白梅学園 (※)	H27. 2. 6
	港区	6040005003798 独立行政法人地域医療機能推進機構 (※)	H27. 2. 19
	豊島区	3013305000438 学校法人 村上学園 専門学校日本医科学大学校	H27. 4. 13
	渋谷区	8011005000357 学校法人 国際代々木学園 日本デザイン福祉専門学校	H27. 4. 15
	練馬区	1011605000457 学校法人 武蔵野音楽学園 武蔵野音楽大学	H27. 4. 23
	江東区	2010605001332 学校法人 東京YMCA学院 東京YMCA医療福祉専門学校	H27. 4. 28
	文京区	9010005021123 学校法人 ABK学館 ABK学館日本語学校	H27. 7. 15
	新宿区	5011105000929 学校法人 素霊学園 東洋鍼灸専門学校	H27. 9. 7
	港区	6010405002452 日本赤十字社 助産師学校	H27. 10. 21
	練馬区	5011605000445 学校法人 杏文学園 東京柔道整復専門学校	H27. 11. 12
	新宿区	8011105001544 学校法人 東京眼鏡学園 東京眼鏡専門学校	H27. 12. 15
	江東区	1010605002380 公益財団法人 東京YMCA 東京YMCA社会体育・保育専門学校	H28. 3. 8
	葛飾区	2011805000859 学校法人 鬼木医療学園 国際鍼灸専門学校	H28. 4. 28
	町田市	7012305000171 学校法人 榎本学園 町田美容専門学校	H28. 5. 12
	世田谷区	1010905000778 学校法人 日本菓子学園 日本菓子専門学校	H28. 7. 1
	千代田区	3010005002343 学校法人 駿河台学園 (※)	H28. 9. 21
	調布市	5012405001286 国立大学法人 電気通信大学	H28. 10. 14
	千代田区	9010001027297 株式会社ビジネス・ブレイクスルー ビジネス・ブレイクスルー大学	H29. 1. 4
	港区	1010405001673 学校法人 原学園 専門学校青山ファッションカレッジ	H29. 6. 29
	北区	6011505000635 学校法人 東京朝鮮学園 朝鮮大学校	H29. 9. 1
	武蔵野市	1012405001554 学校法人 古屋学園 (※)	H29. 11. 20
	新宿区	1011105000957 学校法人 早稲田医療学園 (※)	H30. 1. 15
	千代田区	8010005002339 学校法人 城西大学 城西国際大学観光学部キャンパス	R 1. 11. 15
	日野市	4013405000634 学校法人 東邦歯科学院 東邦歯科医療専門学校	R 1. 12. 23
	世田谷区	4010905000750 学校法人 駒澤大学 駒澤大学	R 2. 1. 23
	足立区	2011805000586 医療法人社団大和会 聖和看護専門学校	R 2. 9. 10

所在地	法人番号	学生納付特例事務法人	指定年月日	
神奈川県	横浜市	4020005003182	学校法人 岩崎学園 (※)	H23. 7. 21
	横浜市	3020005003167	学校法人 浅野工学園 浅野工学専門学校	H23. 9. 26
	鎌倉市	6021005002081	学校法人 早見芸術学園 鎌倉早見美容芸術専門学校	H26. 7. 22
	相模原市	7021005002816	学校法人 平井学園 神奈川柔整鍼灸専門学校	H26. 8. 7
	横須賀市	6021005005737	学校法人 衛生学園 (※)	H26. 9. 18
	川崎市	8020005008979	学校法人 横山学園 関東美容専門学校	H27. 4. 13
	横浜市	6021005001629	学校法人 湘南ふれあい学園 (※)	H28. 2. 23
	横浜市	2020005006575	学校法人 桜井学園 横浜ファッションデザイン専門学校	H28. 2. 23
	川崎市	4020005008553	学校法人 深堀学園 外語ビジネス専門学校	H28. 7. 13
	横浜市	3020005010634	学校法人 栄戸学園 横浜未来看護専門学校	H31. 3. 7
	横浜市	7020005002058	学校法人 YSE学園 横浜システム工学院専門学校	R 1. 9. 30
新潟県	柏崎市	4110005006671	学校法人 新潟工科大学 新潟工科大学	H21. 7. 7
	長岡市	4110005011283	学校法人 中越学園 長岡大学	H26. 5. 14
	上越市	1110005015196	公立大学法人 新潟県立看護大学	H28. 2. 1
	三条市	4110005005533	一般社団法人 三条市医師会 三条市医師会准看護学院	H30. 4. 24
	上越市	2110005009461	国立大学法人 上越教育大学	H31. 4. 24
	新潟市	8110005000794	学校法人新潟福祉医療学園 (※)	R 2. 6. 15
	長岡市	2110005011277	学校法人エイシンカレッジ (※)	R 2. 6. 24
	長岡市	7110005011289	学校法人北陸学園 (※)	R 2.10. 7
山梨県	甲府市	5090005000239	学校法人 看護学園 甲府看護専門学校	H20. 4. 1
	大月市	8000020192066	大月短期大学	H20. 4. 7
	甲府市	1090005000234	学校法人 伊藤学園 専門学校甲府医療秘書学院	H30. 3. 28
	富士吉田市	1000020192023	富士吉田市立看護専門学校	R 2.10. 7
長野県	長野市	1000020200000	長野県農業大学校	H20. 4. 22
	佐久市	6100005002926	学校法人 佐久学園 (※)	H20. 6. 2
	塩尻市	8100005006743	学校法人 松本歯科大学 (※)	H20. 9. 9
	駒ヶ根市	1000020200000	長野県看護大学	H23. 7. 7
	塩尻市	3100005007119	学校法人 松樹学園 (※)	H23. 8. 30
	飯田市	1100005009513	学校法人 高松学園 飯田女子短期大学	H27. 2. 27
	伊那市	1000020200000	長野県公衆衛生専門学校	H27. 7. 15
	上田市	3100005004314	学校法人 成田会 長野医療衛生専門学校	H28.12.26
	上伊那郡南箕輪村	1000020200000	長野県南信工科短期大学校	H29.12.26
	松本市	3100005005592	公益財団法人青葉 松本衣デザイン専門学校	R 2. 9. 10
	上田市	1000020200000	長野県工科短期大学校	R 2.10. 7

(※)

	法人名	学校名
水戸市	八文字学園	水戸看護福祉専門学校／水戸自動車大学校
宇都宮市	三友学園	IFC調理師専門学校／IFC栄養専門学校／IFC製菓専門学校
栃木市	産業教育事業団	マロニエ医療福祉専門学校／小山歯科衛生士専門学校
宇都宮市	須賀学園	宇都宮共和大学／宇都宮短期大学
足利市	白百合学園	足利デザイン・ビューティ専門学校／足利製菓福祉専門学校
宇都宮市	ティビィンシイ学院	国際情報ビジネス専門学校／国際介護福祉専門学校／国際自動車・ビューティ専門学校／国際テクニカルデザイン・自動車専門学校／国際TBC調理・パティシエ専門学校／国際テクニカル美容専門学校／国際ファッションビューティ専門学校／国際ペット総合専門学校／国際ティビィンシイ看護専門学校／国際テクニカル調理製菓専門学校／国際テクニカル理容美容専門学校／国際ティビィンシイ小山看護専門学校
小山市	中央学園	中央福祉医療専門学校／中央アートスクール
飯能市	駿河台大学	駿河台大学／駿河台大学法科大学院
朝霞市	朝霞地区医師会	朝霞地区看護専門学校／朝霞准看護学校
さいたま市	九里学園	浦和大学／浦和大学短期大学部
入間郡越生町	一川学園	越生自動車大学校／清和学園高等学校
幸手市	共済学院	日本保健医療大学幸手北キャンパス／日本保健医療大学幸手南キャンパス
上尾市	葵学園	埼玉医療福祉専門学校／葵メディカルアカデミー
熊谷市	今昌学園	埼玉県栄養専門学校／埼玉県調理師専門学校／埼玉県製菓専門学校
鴨川市	鉄蕉館	亀田医療大学／亀田医療技術専門学校
新宿区	大志学園	専門学校早稲田国際ビジネスカレッジ／武蔵野学芸専門学校
港区	東洋英和女学院	東洋英和女学院大学／東洋英和女学院大学大学院
新宿区	敬心学園	日本福祉教育専門学校／日本リハビリテーション専門学校／臨床福祉専門学校／日本児童教育専門学校／日本医学柔整鍼灸専門学校
江戸川区	滋慶学園	東京医薬専門学校／東京ベルエポック美容専門学校
小平市	白梅学園	白梅学園大学／白梅学園短期大学
港区	(独)地域医療機能推進機構(注2)	JCHO東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校／JCHO東京山手メディカルセンター附属看護専門学校／JCHO船橋中央病院附属看護専門学校／JCHO横浜中央病院附属看護専門学校／JCHO中京病院附属看護専門学校／JCHO大阪病院附属看護専門学校／JCHO神戸中央病院附属看護専門学校
千代田区	駿河台学園	駿台電子情報&ビジネス専門学校／駿台法律経済&ビジネス専門学校／駿台観光&外語ビジネス専門学校／駿台外語&ビジネス専門学校／駿台トラベル&ホテル専門学校
武蔵野市	古屋学園	二葉ファッションアカデミー／二葉栄養専門学校／二葉製菓学校
新宿区	早稲田医療学園	人間総合科学大学蓮田キャンパス／人間総合科学大学岩槻キャンパス
横浜市	岩崎学園	情報セキュリティ大学院大学／横浜カレッジ／横浜保育福祉専門学校／情報科学専門学校／横浜医療情報専門学校／横浜実践看護専門学校／横浜デジタルアーツ専門学校／横浜リハビリテーション専門学校
横須賀市	衛生学園	神奈川衛生学園専門学校／東京衛生学園専門学校
横浜市	湘南ふれあい学園(注3)	湘南医療大学／茅ヶ崎看護専門学校／茅ヶ崎リハビリテーション専門学校／下田看護専門学校／医療ビジネス観光情報専門学校
新潟市	新潟福祉医療学園	日本こども福祉専門学校／看護リハビリ新潟保健医療専門学校
長岡市	エイシンカレッジ	新潟医療福祉カレッジ／シェフパティシエ専門学校
長岡市	北陸学園	北陸食育フードカレッジ／北陸福祉保育専門学校
佐久市	佐久学園	佐久大学／信州短期大学
塩尻市	松本歯科大学	松本歯科大学／松本歯科大学院／松本歯科大学衛生学院
塩尻市	松樹学園	信州介護福祉専門学校／信州リハビリテーション専門学校

(注2、3)法人等の主たる事務所の所在地が管内にあるため、関東信越厚生局で学生納付特例事務法人の指定を行っています。

6. 国民年金等事務取扱交付金交付実績

令和2年度 都県別の内訳

都 県 名	市区町村数	概算交付額(円)	精算交付額(円)	交付決定額(円)
茨城県	44	336,701,770	374,821,611	711,523,381
栃木県	25	206,574,230	234,947,889	441,522,119
群馬県	35	210,729,422	217,213,830	427,943,252
埼玉県	63	828,492,539	788,583,835	1,617,076,374
千葉県	54	698,197,224	661,235,946	1,359,433,170
東京都	62	1,779,858,154	1,991,860,713	3,771,718,867
神奈川県	33	1,049,481,000	1,007,896,156	2,057,377,156
新潟県	30	215,085,073	285,661,269	500,746,342
山梨県	27	99,171,000	108,363,790	207,534,790
長野県	77	234,886,614	273,491,756	508,378,370
合 計	450	5,659,177,026	5,944,076,795	11,603,253,821

過去3年間の推移

都 県 名	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	市区町村数	交付決定額(円)	市区町村数	交付決定額(円)	市区町村数	交付決定額(円)
茨城県	44	711,523,381	44	581,272,090	44	629,675,550
栃木県	25	441,522,119	25	364,248,110	25	401,121,332
群馬県	35	427,943,252	35	357,703,056	35	386,205,491
埼玉県	63	1,617,076,374	63	1,449,186,763	63	1,564,009,023
千葉県	54	1,359,433,170	54	1,209,936,503	54	1,294,170,111
東京都	62	3,771,718,867	62	3,085,781,121	62	3,294,605,744
神奈川県	33	2,057,377,156	33	1,823,909,578	33	1,942,343,989
新潟県	30	500,746,342	30	361,966,104	30	423,066,610
山梨県	27	207,534,790	27	168,468,935	27	181,100,264
長野県	77	508,378,370	77	409,326,703	77	482,533,684
合 計	450	11,603,253,821	450	9,811,798,963	450	10,598,831,798

7. 健康保険事務指定市町村交付金交付実績

令和2年度 都県別の内訳

都 県 名	指定市町村数	申請市町村数	交付実績額	
			件数	金額(円)
茨城県	1	1	17	1,476
群馬県	1	0	0	0
埼玉県	1	1	69	5,994
千葉県	7	7	43	3,731
東京都	15	10	27	2,338
神奈川県	4	3	23	1,997
合 計	29	22	179	15,536

過去3年間の推移

都 県 名	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	指定市町村数	交付実績額(円)	指定市町村数	交付実績額(円)	指定市町村数	交付実績額(円)
茨城県	1	1,476	1	1,911	1	3,878
群馬県	1	0	1	0	2	0
埼玉県	1	5,994	1	7,992	1	8,014
千葉県	7	3,731	8	4,426	8	5,512
東京都	15	2,338	16	2,253	16	3,528
神奈川県	4	1,997	4	1,823	4	2,239
合 計	29	15,536	31	18,405	32	23,171

8. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付実績

年金生活者支援給付金支給事務に対する交付決定額
令和2年度 都県別の内訳

都 県 名	市区町村数	申請市区町村数(※)	交 付 決 定 額 (円)
茨 城 県	44	44	14,245,076
栃 木 県	25	25	8,328,192
群 馬 県	35	35	11,913,079
埼 玉 県	63	63	31,307,460
千 葉 県	54	54	29,889,400
東 京 都	62	60	54,740,254
神 奈 川 県	33	33	48,787,556
新 潟 県	30	30	16,077,544
山 梨 県	27	27	5,240,482
長 野 県	77	77	17,859,949
合 計	450	448	238,388,992

※ 一部の市区町村において交付申請が0円のところがあったため、市区町村数と相違しています。

過去2年間の推移(令和元年10月制度施行)

都 県 名	令和2年度		令和元年度	
	申請市区町村数(※)	交付決定額(円)	申請市区町村数(※)	交付決定額(円)
茨 城 県	44	14,245,076	1	1,911
栃 木 県	25	8,328,192	1	0
群 馬 県	35	11,913,079	1	7,992
埼 玉 県	63	31,307,460	8	4,426
千 葉 県	54	29,889,400	16	2,253
東 京 都	60	54,740,254	17	2,254
神 奈 川 県	33	48,787,556	18	2,255
新 潟 県	30	16,077,544	19	2,256
山 梨 県	27	5,240,482	20	2,257
長 野 県	77	17,859,949	4	1,823
合 計	448	238,388,992	105	27,427

※ 一部の市区町村において交付申請が0円のところがあったため、市区町村数と相違しています。

(年金審査課・各年金審査分室関係)

1. 令和2年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)

制度名	件数の区分	年金審査課	千葉年金審査分室	東京年金審査分室	神奈川年金審査分室	合計
国民年金	受付件数	32	21	62	13	128
	処理件数	35	17	66	16	134
	関東信越厚生局で処理	33	16	55	16	120
	訂正決定	6	0	5	1	12
	不訂正決定	27	16	50	15	108
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	1	0	1
訂正請求の取下げ等	2	1	10	0	13	

厚生年金保険	受付件数	416	80	1,412	239	2,147
	処理件数	409	89	851	401	1,750
	関東信越厚生局で処理	108	35	149	80	372
	訂正決定	77	19	94	58	248
	不訂正決定	30	16	55	21	122
	請求却下	1	0	0	1	2
	日本年金機構で記録訂正	268	47	652	300	1,267
訂正請求の取下げ等	33	7	50	21	111	

脱退手当金	受付件数	5	0	2	3	10
	処理件数	3	0	3	4	10
	関東信越厚生局で処理	3	0	3	3	9
	訂正決定	1	0	1	0	2
	不訂正決定	2	0	2	2	6
	請求却下	0	0	0	1	1
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0
訂正請求の取下げ等	0	0	0	1	1	

計	受付件数	453	101	1,476	255	2,285
	処理件数	447	106	920	421	1,894
	関東信越厚生局で処理	144	51	207	99	501
	訂正決定	84	19	100	59	262
	不訂正決定	59	32	107	38	236
	請求却下	1	0	0	2	3
	日本年金機構で記録訂正	268	47	653	300	1,268
訂正請求の取下げ等	35	8	60	22	125	

※ 厚生労働省HPより抜粋(速報値につき、変動することがあります。)

※ 受付件数は、関東信越厚生局管内の日本年金機構の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

※ 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

2. 令和元年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)

制度名	件数の区分	年金審査課	千葉年金審査分室	東京年金審査分室	神奈川年金審査分室	合計
国民年金	受付件数	46	15	79	18	158
	処理件数	38	15	61	16	130
	関東信越厚生局で処理	33	13	55	15	116
	訂正決定	4	1	6	0	11
	不訂正決定	29	11	48	15	103
	請求却下	0	1	1	0	2
	日本年金機構で記録訂正	1	0	1	0	2
訂正請求の取下げ等	4	2	5	1	12	

厚生年金保険	受付件数	725	80	750	268	1,823
	処理件数	727	71	711	108	1,617
	関東信越厚生局で処理	113	29	102	61	305
	訂正決定	75	23	64	35	197
	不訂正決定	38	6	38	26	108
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	581	32	582	38	1,233
訂正請求の取下げ等	33	10	27	9	79	

脱退手当金	受付件数	2	0	6	2	10
	処理件数	2	1	8	5	16
	関東信越厚生局で処理	2	1	7	5	15
	訂正決定	1	0	0	1	2
	不訂正決定	1	1	7	4	13
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0
訂正請求の取下げ等	0	0	1	0	1	

計	受付件数	773	95	835	288	1,991
	処理件数	767	87	780	129	1,763
	関東信越厚生局で処理	148	43	164	81	436
	訂正決定	80	24	70	36	210
	不訂正決定	68	18	93	45	224
	請求却下	0	1	1	0	2
	日本年金機構で記録訂正	582	32	583	38	1,235
訂正請求の取下げ等	37	12	33	10	92	

※ 厚生労働省HPより抜粋(速報値につき、変動することがあります。)

※ 受付件数は、関東信越厚生局管内の日本年金機構の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

※ 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

3. 平成30年度 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)

制度名	件数の区分	年金審査課	千葉年金審査分室	東京年金審査分室	神奈川年金審査分室	合計
国民年金	受付件数	37	21	68	26	152
	処理件数	45	19	71	31	166
	関東信越厚生局で処理	38	17	67	27	149
	訂正決定	5	4	9	5	23
	不訂正決定	33	13	58	22	126
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	2	1	1	0	4
訂正請求の取下げ等	5	1	3	4	13	

厚生年金保険	受付件数	582	58	511	106	1,257
	処理件数	660	73	389	81	1,203
	関東信越厚生局で処理	115	38	141	54	348
	訂正決定	81	18	88	20	207
	不訂正決定	34	20	53	34	141
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	512	31	228	16	787
訂正請求の取下げ等	33	4	20	11	68	

脱退手当金	受付件数	3	2	4	5	14
	処理件数	5	1	2	2	10
	関東信越厚生局で処理	4	1	1	2	8
	訂正決定	0	0	0	0	0
	不訂正決定	4	1	1	2	8
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0
訂正請求の取下げ等	1	0	1	0	2	

計	受付件数	622	81	583	137	1,423
	処理件数	710	93	462	114	1,379
	関東信越厚生局で処理	157	56	209	83	505
	訂正決定	86	22	97	25	230
	不訂正決定	71	34	112	58	275
	請求却下	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	514	32	229	16	791
訂正請求の取下げ等	39	5	24	15	83	

※ 厚生労働省HPより抜粋(速報値につき、変動することがあります。)

※ 受付件数は、関東信越厚生局管内の日本年金機構の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

※ 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

(健康福祉課関係)

1. 指定医療機関等の指定等の状況

(1) 指定医療機関等

(単位:施設)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
生活保護指定医療機関 (国が開設したもの)	74	74	75

(2) 指定等

(単位:件)

生活保護指定医療機関 ※1	令和2年度	令和元年度	平成30年度
指定 ※2	0	1	1
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理 ※2	21	15	15
指定更新	0	1	6
指定辞退の申出の受理	0	0	0

※1 指定等を行った場合は、官報告示により公表することとなっています。

※2 指定医療機関の移転に伴う廃止届の受理及び指定を含みます。

2. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督の状況

(単位:件)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
三種病原体等所持者からの届出・変更届出の受理	13	8	15
三種病原体等所持施設等へ立入検査	8	10	12

3. 温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る処理の状況

(単位:件)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
排出量報告書の受理(温対法)	29	26	30
特定事業者の中長期計画書及び定期報告書の受理(省エネ法)	553	549	534
特定荷主の中長期計画書及び定期報告書の受理(省エネ法)	10	7	9

4. 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名の状況

(単位:件)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
民生委員・児童委員の委嘱	1,317	61,136	1,001
民生委員・児童委員の解嘱	958	689	1,014
主任児童委員の指名	107	5,679	90
厚生労働大臣表彰状の授与	124	1,898	107
厚生労働大臣感謝状の授与	342	14,981	317
計	2,848	84,383	2,529

5. 児童扶養手当支給事務指導監査の状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
監査実施都県・市区	17市(都県なし)	3都県28市区	3県35市区

6. 保護施設に対する指導監査の状況

(単位:施設)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
監査実施施設	0	1	1

7. 生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正)の状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
監査実施都県市	8県12市	7都県7市	10都県17市

8. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等の状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
指導等実施都県市	0	2県2市	1都6市

9. 障害者自立支援等業務実地指導の実施実績

年度別	令和2年度	令和元年度	平成30年度
指導実施都県市数	3	10	8

10. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査の状況

年度別	令和2年度	令和元年度	平成30年度
事業者数	10	13	16

11. 経営力向上計画の認定状況

(単位:件)

	令和2年度	令和元年度
認定件数	827	2,640

※ 令和元年度は東海北陸厚生局を除くすべての厚生局分の件数であり、令和2年度は、原則、北海道・東北・関東信越の各厚生局分の件数です。

12. 補助金等の交付の状況

	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
保健衛生施設等施設整備費補助金	33件	320,548,000	20件	181,419,000	10件	270,073,000
保健衛生施設等設備整備費補助金	154件	423,908,000	381件	713,250,000	181件	507,093,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金	0計画	0	0計画	0	0計画	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	380計画	2,754,953,000	383計画	1,654,500,000	121計画	649,132,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	138計画	2,487,583,000	129計画	2,969,250,000	115施設	2,285,553,000
保育所等整備交付金	437計画	16,436,328,000	443施設	38,904,617,000	465施設	38,263,088,000
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	273施設	7,548,030,000	287施設	8,261,034,000	162施設	3,513,103,000
小計		29,971,350,000		52,684,070,000		45,488,042,000
結核医療費国庫負担金		832,189,874		924,808,808		950,151,824
結核医療費国庫補助金		112,499,124		126,907,857		111,273,773
原爆被爆者健康診断費交付金		80,090,110		97,381,643		98,554,201
原爆被爆者手当交付金		5,184,444,258		5,467,165,742		5,534,391,904
原爆被爆者葬祭料交付金		150,385,586		142,081,404		137,094,491
児童扶養手当給付費国庫負担金		45,539,522,032		59,152,641,267		47,442,758,298
特別児童扶養手当事務取扱交付金		302,229,388		302,747,591		298,362,035
特別障害者手当等給付費国庫負担金		12,636,399,251		12,384,701,950		12,210,651,311
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金		718,281,870		728,559,630		708,441,687
児童入所施設措置費等国庫負担金		44,809,176,784		42,289,549,561		39,844,792,548
小計		110,365,218,277		121,616,545,453		107,336,472,072
合計		140,336,568,277		174,300,615,453		152,824,514,072

	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	10件	105,675,000	0件	0	0件	0
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(平成28年度台風9号等)	153件	3,204,958,000	13件	22,959,000	0件	0
合計		3,310,633,000		22,959,000		0

13. 激甚災害に伴う特別財政援助に係る交付決定の状況

	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
豪雨災害(社会福祉施設)	103施設	3,129,798,000				
合計		3,129,798,000				

14. 財産処分の処理の状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
保健衛生施設関係	9件	16件	13件
保健衛生施設関係(包括承認)	13件	8件	15件
社会福祉施設関係(※)	65件	71件	72件
社会福祉施設関係(包括承認)	122件	120件	157件

※ 補助財産取得時の抵当権設定に係る件数は含みません。

15. 都県別養成施設(所)学校数

(令和2年4月1日現在)

区 分	都 県 別										
	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合 計
あん摩・はり師・きゅう師	0	0	0	2	0	9	3	0	0	0	14
栄養士	3	4	3	8	2	22	4	2	1	2	51
管理栄養士	4	0	3	5	4	16	6	4	1	2	45
社会福祉士	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
介護福祉士	0	3	3	4	4	9	5	3	2	4	37
福祉系高等学校等	4	3	2	1	1	2	2	0	1	2	18
介護福祉士実務者	0	1	0	1	3	0	0	0	1	2	8
計	11	11	11	21	14	59	20	9	6	12	174

16. 各種養成施設等の指定・廃止の年度別推移

施 設 種 別	処 理 件 数					
	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	指 定	取 消	指 定	取 消	指 定	取 消
	(認定)	(廃止)	(認定)	(廃止)	(認定)	(廃止)
あ・は・き師等養成施設(※)	0	0	0	0	0	0
栄養士養成施設	1	0	0	1	2	0
管理栄養士養成施設	0	0	0	0	1	0
社会福祉士養成施設	0	0	0	0	0	0
介護福祉士養成施設	0	1	1	1	0	0
福祉系高等学校等	1	0	0	0	0	0
介護福祉士実務者養成施設	0	0	1	0	0	0
計	2	1	2	2	3	0

※ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

(注1) 上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

・指定(認定): 新規指定(認定)

・取消(廃止): 申請による指定の取消しの承認(管理栄養士、栄養士は届出事項)

(注2) 社会福祉士養成施設には、社会福祉士学校を、介護福祉士養成施設には介護福祉士学校を、介護福祉士実務者養成施設には介護福祉士実務者学校をそれぞれ含みます。

17. 令和2年度に指定した養成施設(所)一覧

○ 栄養士養成施設

(令和3年4月開設分)

No.	都県	設置者 (法人番号)	養成施設(所)名	課程	入学 定員
1	群馬県	学校法人 共愛学園 (9070005000815)	共愛学園前橋国際大学短期大学部生活学科栄養専攻	2年	50

○ 福祉系高等学校等

No.	都県	設置者 (法人番号)	養成施設(所)名	課程	入学 定員
1	東京都	東京都 (800002013001)	東京都立赤羽北桜高等学校福祉学科介護福祉科	昼間 3年	35

18. 令和2年度に廃止した養成施設(所)一覧

○ 介護福祉士学校

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	松本短期大学専攻科(福祉専攻)	学校法人 松本学園	長野県松本市笹賀3118	R3.4.1

(医事課関係)

1. 臨床研修に関する業務

1-1 医師の臨床研修について(臨床研修費等補助金含む)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
医籍登録の状況			
医籍登録件数	3,790	3,609	3,558
臨床研修費等補助金の交付状況 交付先及び交付額			
交付先	1都9県 (309件)	1都9県 (310件)	1都9県 (306件)
交付額	38億 3,803万円	38億 2,811万円	35億 2,982万円
臨床研修病院等の実地調査の状況			
既指定臨床研修病院	5	0	4

1-2 歯科医師の臨床研修について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歯科医籍登録の状況			
歯科医籍登録件数	1,097	1,051	1,078
指導歯科医講習会における講演			
指導歯科医講習会への講師派遣件数	0	6	11
新規指定申請等の審査の状況(全国)			
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	78	92	80
臨床研修プログラムの変更申請に係る審査	77	145	104
臨床研修施設等の実地調査の状況(全国)			
大学病院・指定臨床研修施設	37	44	54

◀臨床研修施設指定状況▶

① 都県別指定施設数

都 県 名	施設数		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度
茨 城 県	1	2	2
栃 木 県	1	1	1
群 馬 県	2	2	1
埼 玉 県	10	8	8
千 葉 県	10	10	10
東 京 都	26	26	26
神 奈 川 県	15	15	15
新 潟 県	1	1	1
山 梨 県	1	1	1
長 野 県	4	5	5
合 計	71	71	70

② 医科大学・歯科大学(附属)病院数

都 県 名	施設数		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度
茨 城 県	1	1	1
栃 木 県	2	2	2
群 馬 県	1	1	1
埼 玉 県	3	3	3
千 葉 県	6	6	6
東 京 都	13	13	13
神 奈 川 県	5	5	4
新 潟 県	2	2	2
山 梨 県	1	1	1
長 野 県	2	2	2
合 計	36	36	35

2. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
「医療安全に関するワークショップ」開催状況 延べ受講者数(修了証発行者数)	—(—)	690(514)	253(215)

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業 に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席	1	1	1

4. 医師の確保について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方公共団体からの医師派遣申請	申請なし	申請なし	申請なし
厚生労働省が開催する検討会への出席		1回	

5. 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
個別研修計画書受理	4	8	1
個別研修修了証交付	6	5	4

6. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
指定入院医療機関の指定	0	0	0
指定通院医療機関の指定	57	71	49
指定入院医療機関の選定及び移送	94	103	85
指定通院医療機関の選定	89	65	82
精神保健判定医の名簿収載	317	316	345
精神保健参与員の名簿収載	292	317	329
診療報酬請求の審査・支払	9,220	9,660	9,493
指定入院医療機関に対する指導監査	13	13	13
指定通院医療機関に対する指導監査	0	13	10

7. 再生医療等の安全性の確保について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
再生医療等提供計画の受理	476	402	448
特定細胞加工物製造届出受理又は許可	239	227	170
再生医療等委員会の認定	11	2	0
提供状況定期報告書の受理	1,664	1,445	1,508
製造状況定期報告書の受理	1,039	934	943

8. 看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
指定研修機関の指定等に係る審査の状況			
指定申請に係る審査	20	45	7
特定行為区分の変更申請に係る審査	15	21	7
研修研修機関の変更届出に係る審査	137	49	22
年次報告に係る審査件数	43	27	24
特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理の状況			
報告書の受理	50	32	23
指定研修機関の実地調査の状況			
指定研修機関申請者	0	27	7
指定研修機関	2	1	1

9. 臨床研究に対する信頼の確保について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
特定臨床研究の実施計画の受理	182	153	423
特定臨床研究実施計画事項変更届の受理	1,152	-	-
定期報告の受理	456	-	-
臨床研究審査委員会の認定	11	7	35

※ 「特定臨床研究実施計画事項変更届の受理」「定期報告の受理」は、令和2年度から集計しています。

10. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務について

	令和2年度
医師少数区域経験医師の認定申請件数	7

※ 令和2年4月1日施行

(薬事監視指導課関係)**1. 医薬品等の製造業の許可について**

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
医薬品・再生医療等製品製造業の許可等件数	127	121	96

2. 輸入確認証(旧 薬監証明)発給業務について

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
発給件数	87,614	84,607	76,102
電話照会件数	約1,000/月	約1,000/月	約1,000/月

(食品衛生課関係)

1. 総合衛生管理製造過程の承認に関する立入検査件数(HACCPの普及促進に係る業務)

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
新規承認に関する立入検査	1	2	0
変更承認に関する立入検査	1	1	3
更新承認に関する立入検査	0	18	28
その他の立入検査	13	3	17
計	15	24	48

2. 食中毒速報等収集件数

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
食中毒速報等収集	59	128	142

3. 登録検査機関への立入検査件数

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
新規登録に関する立入検査	2	0	0
変更事項に関する立入検査	0	0	0
登録の更新に関する立入検査	3	3	29
定期立入検査	35	36	12
臨時立入検査	1	0	2
計	41	39	43

4. 輸出食肉認定施設への査察等件数

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
群馬県 G-1 (株)群馬県食肉卸売市場	9	12	13
栃木県 TOC-1 とちぎ食肉センター	9	—	—
埼玉県 KOC-1 越谷食肉センター IHミートパッカー(株) 東京ミートセンター	1	—	—
埼玉県 SA-1 県北食肉センター協業組合	1	—	—

5. 輸出食肉製品認定施設への査察等件数

実績	令和2年度
新規承認に関する査察	0
定期的な査察	0
計	0

6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書発行件数

・施設の新規認定

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
EU向け輸出水産食品施設	2	0	0
米国向け輸出水産食品施設	0	2	0
ブラジル向け輸出水産食品施設	0	—	—
韓国向け輸出水産食品施設	0	1	1
中国向け輸出水産食品施設	0	0	0
インド向け輸出水産食品施設	3	3	4

・認定施設の査察等

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
EU向け輸出水産食品認定施設	5	10	10
米国向け輸出水産食品認定施設	2	6	6
ブラジル向け輸出水産食品認定施設	10	—	—
韓国向け輸出水産食品認定施設	0	0	0
中国向け輸出水産食品認定施設	0	0	0

・衛生証明書の発行

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
ブラジル向け衛生証明書発行	0	—	—
韓国向け衛生証明書発行	127	119	124
中国向け衛生証明書発行	20	44	40
台湾向け衛生証明書発行	2	1	6
インド向け衛生証明書発行	0	2	0
メキシコ向け衛生証明書発行	0	0	0
ベトナム向け衛生証明書発行	63	18	—

7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する相談等件数

実績	令和2年度	令和元年度	平成30年度
自治体からの相談及び指導	3	5	16
事業者からの相談及び指導	0	0	0

(地域包括ケア推進課関係)

1. 補助金等の交付の状況

(単位:円)

	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
地域支援事業交付金	434件	55,181,306,222円	434件	55,162,817,800円	434件	53,004,957,901円

(保険課関係)

1. 健康保険組合等の状況

(1) 健康保険組合数

年度	組合数	対前年度 増減	増減の内訳					
			増加			減少		
			新設	分割	転入	解散	合併	転出
平成30年度	794	△2	3	0	0	2	3	0
令和元年度	793	△1	4	0	0	4	1	0
令和2年度	792	△1	4	1	0	4	2	0

(2) 所在地別の健康保険組合数(令和2年度)

所在地	組合数	設立形態別		
		単一	連合	総合
茨城県	7	5	0	2
栃木県	9	7	0	2
群馬県	11	8	0	3
埼玉県	32	24	1	7
千葉県	38	29	1	8
東京都	585	491	7	87
神奈川県	73	55	0	18
新潟県	14	13	0	1
山梨県	4	2	1	1
長野県	19	13	0	6
合計	792	647	10	135

(3) 全国健康保険協会支部数

所在地	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
支部数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

2. 業務処理状況

(1) 認可申請等の処理状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1. 規約改正等認可	2,275	2,504	2,713
規約変更(事業所編入)	1,118	1,140	1,284
規約変更(事業所脱退)	157	250	180
規約変更(事業所関係以外)	318	146	322
重要財産処分	29	26	35
保険料率変更	87	94	104
滞納処分	566	848	788
2. 届出の受理・確認	7,756	7,567	7,793
規約変更(事業所削除)	676	792	863
規約変更(事業所名称・所在地変更等)	1,578	998	920
追加更生予算	360	554	397
理事長就退任	332	335	286
予算書・決算書	3,911	3,950	3,955
保険料率変更	356	389	348
その他(規程変更等)	543	549	1,024
3. 大臣への提出(月報等)	10,278	10,312	10,570
4. 証明事務(公法人証明・印鑑証明等)	2,858	2,679	2,680
合計	23,167	23,062	23,756

(2) 実地指導監査等の実施状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1. 健康保険組合	66	136	138
総合監査	45	89	91
経理監査	12	47	47
改善状況確認監査	9	—	—
2. 全国健康保険協会支部	3	3	4
合計	69	139	142

(3) 事務講習会等への職員派遣状況

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
事務講習会	5	9	11
予算編成事務講習会	—	6	6
予算編成事務相談会	—	4	6
合計	5	19	23

※ 令和2年度の予算編成事務講習会及び相談会については、新型コロナウイルス感染症の拡大により職員派遣の実績はありませんでした。

(企業年金課関係)

1. 確定拠出年金の状況

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存数 規約数
		増加	減少		
		転入等	終了等	転出	
令和2年度	134	8	36	3	3,672
令和元年度	155	8	21	2	3,569
平成30年度	210	3	39	1	3,429

2. 確定給付企業年金の状況

(1) 確定給付企業年金(規約型)

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存数 規約数
		増加	減少		
		転入等	終了等	転出	
令和2年度	37	9	151	6	4,960
令和元年度	45	9	175	5	5,071
平成30年度	53	6	175	6	5,197

(2) 確定給付企業年金(基金型)

年度	認可数		認可後の増減			現存 基金数	
			増加	減少			
	厚生年金基金 から移行	新規	転入等	解散等	転出		
令和2年度	3	2	1	0	7	0	402
令和元年度	0	0	0	0	9	0	406
平成30年度	17	10	7	1	7	0	415

(3) 確定給付企業年金(合計)

年度	現存規約・基金数
令和2年度	5,362
令和元年度	5,477
平成30年度	5,612

3. 厚生年金基金の状況

年度	基金数	対前年度増減	増減の内訳								
			増加			減少					
			新設	分割	転入	合併	解散	確定給付企業年金へ		転出	
						規約型	基金型				
令和2年度	5	△2	0	0	0	0	0	2	0	2	0
令和元年度	7	△1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
平成30年度	8	△14	0	0	0	0	4	10	0	10	0

(管理課関係)**1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明件数**

(1) オープン病院事業法人(いわゆるオープン病院事業を行う医師会・歯科医師会)

(単位:件)

区分(年度)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
証明件数	55	53	59

(2) 福祉病院事業法人(無料低額な診療を行う病院事業を行う法人)

(単位:件)

区分(年度)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
証明件数	7	7	7

2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数

(単位:件)

区分(年度)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
証明件数	93	94	97

3. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督件数

(単位:件)

区分(年度)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
監査実施支部数	3	4	3

4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督件数

(単位:件)

区分(年度)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
助言	15	15	15
指導監督	5	5	5

5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督件数

(単位:件)

区分(年度)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
助言	20	20	20
指導監督	5	5	5

(医療課関係)

1. 特定機能病院等一覧

(1) 特定機能病院

令和3年3月31日現在

	都道府県名	施設名	開設者	所在地
1	茨城県	筑波大学附属病院	国立大学法人	茨城県つくば市天久保2-1-1
2	栃木県	自治医科大学附属病院	学校法人	栃木県下野市薬師寺3311-1
3	栃木県	獨協医科大学病院	学校法人	栃木県下都賀郡壬生町北小林880
4	群馬県	群馬大学医学部附属病院	国立大学法人	群馬県前橋市昭和町3-39-15
5	埼玉県	埼玉医科大学病院	学校法人	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38
6	埼玉県	防衛医科大学校病院	防衛省	埼玉県所沢市並木3-2
7	千葉県	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1
8	千葉県	国立がん研究センター東病院	国立研究開発法人	千葉県柏市柏の葉6-5-1
9	東京都	国立がん研究センター中央病院	国立研究開発法人	東京都中央区築地5-1-1
10	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	学校法人	東京都文京区本郷3-1-3
11	東京都	日本医科大学附属病院	学校法人	東京都文京区千駄木1-1-5
12	東京都	日本大学医学部附属板橋病院	学校法人	東京都板橋区大谷口上町30-1
13	東京都	東邦大学医療センター大森病院	学校法人	東京都大田区大森西6-11-1
14	東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	学校法人	東京都港区西新橋3-19-18
15	東京都	慶應義塾大学病院	学校法人	東京都新宿区信濃町35
16	東京都	昭和大学病院	学校法人	東京都品川区旗の台1-5-8
17	東京都	杏林大学医学部附属病院	学校法人	東京都三鷹市新川6-20-2
18	東京都	帝京大学医学部附属病院	学校法人	東京都板橋区加賀2-11-1
19	東京都	東京医科歯科大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区湯島1-5-45
20	東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区本郷7-3-1
21	東京都	東京医科大学病院	学校法人	東京都新宿区西新宿6-7-1
22	東京都	がん研究会有明病院	公益財団法人	東京都江東区有明3-8-31
23	東京都	国立国際医療研究センター病院	国立研究開発法人	東京都新宿区戸山1-21-1
24	東京都	聖路加国際病院	学校法人	東京都中央区明石町9-1
25	神奈川県	北里大学病院	学校法人	神奈川県相模原市南区北里1-15-1
26	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1
27	神奈川県	東海大学医学部附属病院	学校法人	神奈川県伊勢原市下糟谷143
28	神奈川県	横浜市立大学附属病院	公立大学法人	神奈川県横浜市金沢区福浦3-9
29	新潟県	新潟大学医歯学総合病院	国立大学法人	新潟県新潟市中央区旭町通一番町754
30	山梨県	山梨大学医学部附属病院	国立大学法人	山梨県中央市下河東1110
31	長野県	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	長野県松本市旭3-1-1
	合計	31施設		

(2) 臨床研究中核病院

令和3年3月31日現在

	都道府県名	施設名	開設者	所在地
1	千葉県	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1
2	千葉県	国立がん研究センター東病院	国立研究開発法人	千葉県柏市柏の葉6-5-1
3	東京都	国立がん研究センター中央病院	国立研究開発法人	東京都中央区築地5-1-1
4	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	学校法人	東京都文京区本郷3-1-3
5	東京都	慶應義塾大学病院	学校法人	東京都新宿区信濃町35
6	東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区本郷7-3-1
	合計	6施設		

(3) 立入検査状況

・ 特定機能病院に対する立入検査実施状況

	計 画	実 績	実施率
令和2年度	31	6	19%
令和元年度	30	30	100%
平成30年度	29	29	100%

・ 臨床研究中核病院に対する立入検査実施状況

	計 画	実 績	実施率
令和2年度	6	3	50%
令和元年度	5	5	100%
平成30年度	5	5	100%

2. 保険医療機関等の指導・監査状況

(令和元年度分)

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
茨城県	医 科	32	449	68	46	0
	歯 科	37	126	64	35	0
	薬 局	48	179	93	46	1
栃木県	医 科	27	106	49	38	0
	歯 科	24	66	54	31	0
	薬 局	25	133	63	30	0
群馬県	医 科	21	142	62	42	0
	歯 科	17	14	70	37	0
	薬 局	24	48	62	34	0
埼玉県	医 科	79	242	173	53	1
	歯 科	70	303	252	73	2
	薬 局	106	285	205	74	0
千葉県	医 科	109	367	159	61	1
	歯 科	67	260	227	47	1
	薬 局	86	317	162	77	0
東京都	医 科	495	1,127	578	137	4
	歯 科	310	859	750	88	6
	薬 局	309	727	405	118	1
神奈川県	医 科	206	535	324	68	1
	歯 科	154	436	307	35	5
	薬 局	167	419	260	146	0
新潟県	医 科	13	135	35	39	0
	歯 科	27	107	94	20	0
	薬 局	32	266	71	40	2
山梨県	医 科	12	60	22	12	0
	歯 科	5	38	33	16	0
	薬 局	8	80	33	17	0
長野県	医 科	20	172	56	32	0
	歯 科	11	73	61	37	0
	薬 局	28	145	47	32	0
合 計	医 科	1,014	3,335	1,526	528	7
	歯 科	722	2,282	1,912	419	14
	薬 局	833	2,599	1,401	614	4

(平成30年度分)

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導	監査
茨城県	医 科	34	468	54	44	0
	歯 科	26	290	94	29	0
	薬 局	46	219	91	48	1
栃木県	医 科	24	184	54	35	0
	歯 科	23	124	61	37	0
	薬 局	30	135	63	31	0
群馬県	医 科	22	266	43	41	0
	歯 科	19	239	59	29	0
	薬 局	34	189	33	33	0
埼玉県	医 科	114	441	161	81	1
	歯 科	96	539	194	75	2
	薬 局	122	482	209	76	0
千葉県	医 科	63	599	116	67	0
	歯 科	87	900	209	50	1
	薬 局	112	704	179	74	0
東京都	医 科	656	370	499	116	2
	歯 科	310	257	714	101	3
	薬 局	301	243	274	122	0
神奈川県	医 科	212	619	303	68	1
	歯 科	112	530	355	30	4
	薬 局	198	579	265	144	0
新潟県	医 科	21	237	37	46	0
	歯 科	17	223	96	19	1
	薬 局	31	198	84	41	0
山梨県	医 科	11	237	26	10	0
	歯 科	4	189	34	16	0
	薬 局	15	150	33	16	0
長野県	医 科	32	205	54	47	0
	歯 科	18	181	51	31	1
	薬 局	27	189	55	31	0
合 計	医 科	1,189	3,626	1,347	555	4
	歯 科	712	3,472	1,867	417	12
	薬 局	916	3,088	1,286	616	1

(平成29年度分)

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導	監査
茨城県	医 科	28	1,494	65	31	0
	歯 科	28	1,763	97	50	1
	薬 局	42	1,326	89	42	0
栃木県	医 科	19	1,468	52	29	0
	歯 科	27	1,209	64	38	0
	薬 局	35	963	59	24	0
群馬県	医 科	28	919	65	40	0
	歯 科	22	1,134	75	30	0
	薬 局	52	938	45	32	0
埼玉県	医 科	113	2,041	182	75	0
	歯 科	77	2,549	208	89	1
	薬 局	128	2,114	153	78	0
千葉県	医 科	79	1,889	150	58	0
	歯 科	86	2,601	255	74	1
	薬 局	112	2,441	132	76	0
東京都	医 科	451	7,351	440	120	5
	歯 科	282	3,990	786	61	8
	薬 局	306	3,340	355	124	0
神奈川県	医 科	203	2,765	200	73	1
	歯 科	89	2,567	302	37	3
	薬 局	250	3,470	150	108	0
新潟県	医 科	27	1,460	56	36	0
	歯 科	25	1,467	95	7	2
	薬 局	44	1,247	85	39	0
山梨県	医 科	14	669	28	14	0
	歯 科	7	534	34	15	0
	薬 局	15	503	32	16	0
長野県	医 科	31	1,407	55	36	0
	歯 科	16	1,273	65	33	1
	薬 局	22	945	48	33	0
合 計	医 科	993	21,463	1,293	512	6
	歯 科	659	19,087	1,981	434	17
	薬 局	1,006	17,287	1,148	572	0

3. 指定訪問看護事業者の指導・監査状況

(令和元年度分)

都道府県名	集団指導	個別指導	監査
茨城県	15	0	0
栃木県	10	0	0
群馬県	19	0	0
埼玉県	402	0	0
千葉県	39	0	0
東京都	152	0	0
神奈川県	94	3	0
新潟県	146	0	0
山梨県	0	0	0
長野県	12	0	0
合計	889	3	0

(平成30年度分)

都道府県名	集団指導	個別指導	監査
茨城県	14	0	0
栃木県	12	0	0
群馬県	26	0	0
埼玉県	385	0	0
千葉県	40	0	0
東京都	1,067	1	0
神奈川県	641	0	0
新潟県	10	0	0
山梨県	4	0	0
長野県	11	0	0
合計	2,210	1	0

(平成29年度分)

都道府県名	集団指導	個別指導	監査
茨城県	9	0	0
栃木県	3	0	0
群馬県	17	0	0
埼玉県	355	0	0
千葉県	40	0	0
東京都	128	1	0
神奈川県	66	0	0
新潟県	7	0	0
山梨県	56	0	0
長野県	4	0	0
合計	685	0	0

4. 保険医療機関等の指定状況

(令和2年度分)

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等	指 定	廃止等	指 定	廃止等
茨城県	183	178	140	144	208	193
栃木県	127	121	86	95	153	131
群馬県	169	171	101	92	160	136
埼玉県	559	509	398	384	547	492
千葉県	494	458	350	350	407	366
東京都	2,014	1,782	1,359	1,249	1,115	1,040
神奈川県	938	874	557	533	633	593
新潟県	148	151	121	128	172	151
山梨県	78	77	44	45	61	49
長野県	176	176	88	93	126	111
合 計	4,886	4,497	3,244	3,113	3,582	3,262

(注)廃止等欄は廃止、辞退、取消、指定の失効の合計件数です。

(令和元年度分)

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等	指 定	廃止等	指 定	廃止等
茨城県	204	188	132	133	220	195
栃木県	143	143	83	83	156	135
群馬県	162	159	116	121	166	136
埼玉県	576	551	475	470	472	409
千葉県	460	442	361	354	374	355
東京都	2,129	1,868	1,411	1,395	1,206	1,112
神奈川県	1,016	921	629	627	693	630
新潟県	186	199	117	127	250	230
山梨県	70	68	43	43	88	82
長野県	201	219	100	104	141	134
合 計	5,147	4,758	3,467	3,457	3,766	3,418

(注)廃止等欄は廃止、辞退、取消、指定の失効の合計件数です。

(平成30年度分)

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等	指 定	廃止等	指 定	廃止等
茨城県	341	338	361	356	305	313
栃木県	301	298	199	201	208	194
群馬県	303	308	206	207	165	165
埼玉県	886	818	771	770	695	633
千葉県	774	743	766	772	561	527
東京都	2,713	2,528	2,221	2,179	1,515	1,420
神奈川県	1,320	1,250	1,094	1,085	899	851
新潟県	285	292	288	288	261	275
山梨県	134	128	92	93	81	79
長野県	265	263	206	214	216	200
合 計	7,322	6,966	6,204	6,165	4,906	4,657

(注)廃止等欄は廃止、辞退、取消、指定の失効の合計件数です。

5. 指定訪問看護事業者の指定状況

(令和2年度分)

都道府県名	指 定	廃止等
茨城県	24	3
栃木県	19	3
群馬県	32	5
埼玉県	89	14
千葉県	64	14
東京都	161	49
神奈川県	104	31
新潟県	17	3
山梨県	7	1
長野県	10	5
合 計	527	128

(注)廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

(令和元年度分)

都道府県名	指 定	廃止等
茨城県	23	4
栃木県	20	5
群馬県	22	13
埼玉県	70	16
千葉県	55	20
東京都	140	48
神奈川県	88	28
新潟県	13	5
山梨県	3	3
長野県	8	3
合 計	442	145

(注)廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

(平成30年度分)

都道府県名	指 定	廃止等
茨城県	17	5
栃木県	16	3
群馬県	28	7
埼玉県	59	15
千葉県	53	10
東京都	166	51
神奈川県	100	38
新潟県	11	3
山梨県	4	4
長野県	15	6
合 計	469	142

(注)廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

6. 保険医等の登録状況

(令和2年度分)

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等	異動	
				転入	転出
茨城県	医師	168	28	195	192
	歯科医師	34	8	29	51
	薬剤師	87	2	98	80
栃木県	医師	170	17	323	361
	歯科医師	10	14	39	30
	薬剤師	132	5	144	130
群馬県	医師	98	23	153	153
	歯科医師	5	5	50	22
	薬剤師	103	7	114	94
埼玉県	医師	426	30	1,183	1,066
	歯科医師	96	10	215	165
	薬剤師	521	8	444	448
千葉県	医師	424	25	1,275	1,156
	歯科医師	156	156	156	237
	薬剤師	430	5	364	398
東京都	医師	1,308	68	3,213	3,230
	歯科医師	465	29	465	503
	薬剤師	1,251	16	883	1,097
神奈川県	医師	680	43	1,455	1,341
	歯科医師	157	21	219	201
	薬剤師	742	8	522	534
新潟県	医師	98	28	119	127
	歯科医師	71	12	26	73
	薬剤師	95	5	73	66
山梨県	医師	52	3	118	83
	歯科医師	4	3	12	9
	薬剤師	50	2	39	27
長野県	医師	168	28	195	192
	歯科医師	34	8	29	51
	薬剤師	87	2	98	80
合計	医師	3,592	293	8,229	7,901
	歯科医師	1,032	266	1,240	1,342
	薬剤師	3,498	60	2,779	2,954

(注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

(令和元年度分)

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等	異 動	
				転 入	転 出
茨城県	医 師	178	12	434	471
	歯科医師	8	15	55	40
	薬 剤 師	165	0	200	174
栃木県	医 師	138	11	339	350
	歯科医師	7	10	49	32
	薬 剤 師	142	1	124	140
群馬県	医 師	95	35	179	186
	歯科医師	3	10	56	35
	薬 剤 師	126	3	107	105
埼玉県	医 師	392	29	1,179	1,037
	歯科医師	99	16	219	234
	薬 剤 師	565	5	565	544
千葉県	医 師	412	22	1,226	1,127
	歯科医師	149	9	198	265
	薬 剤 師	515	1	511	493
東京都	医 師	1,288	50	3,108	3,208
	歯科医師	441	29	544	537
	薬 剤 師	1,370	12	1,265	1,262
神奈川	医 師	660	30	1,479	1,476
	歯科医師	150	15	232	248
	薬 剤 師	819	2	634	607
新潟県	医 師	113	42	113	142
	歯科医師	90	19	77	112
	薬 剤 師	104	6	63	89
山梨県	医 師	60	5	104	111
	歯科医師	4	3	16	7
	薬 剤 師	45	2	68	54
長野県	医 師	126	33	192	220
	歯科医師	32	12	43	56
	薬 剤 師	80	8	136	100
合 計	医 師	3,462	269	8,353	8,328
	歯科医師	983	138	1,489	1,566
	薬 剤 師	3,931	40	3,673	3,568

(注)抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

(平成30年度分)

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等	異 動	
				転 入	転 出
茨城県	医 師	181	9	476	460
	歯科医師	5	13	65	38
	薬 剤 師	138	5	189	190
栃木県	医 師	143	20	345	405
	歯科医師	10	8	45	25
	薬 剤 師	116	3	124	125
群馬県	医 師	98	18	172	188
	歯科医師	8	10	56	38
	薬 剤 師	115	2	121	107
埼玉県	医 師	386	22	1,141	996
	歯科医師	86	17	227	218
	薬 剤 師	525	7	565	561
千葉県	医 師	388	13	1,118	1,108
	歯科医師	167	5	184	268
	薬 剤 師	463	2	496	531
東京都	医 師	1,269	64	3,141	3,160
	歯科医師	409	39	527	575
	薬 剤 師	1,267	12	1,358	1,290
神奈川	医 師	664	32	1,409	1,401
	歯科医師	164	14	261	249
	薬 剤 師	731	10	617	590
新潟県	医 師	127	29	157	137
	歯科医師	75	15	57	99
	薬 剤 師	108	7	57	78
山梨県	医 師	46	4	93	135
	歯科医師	6	0	12	13
	薬 剤 師	46	0	76	60
長野県	医 師	153	28	161	198
	歯科医師	44	20	33	43
	薬 剤 師	64	4	90	88
合 計	医 師	3,455	239	8,213	8,188
	歯科医師	974	141	1,467	1,566
	薬 剤 師	3,573	52	3,693	3,620

(注)抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

(麻薬取締部関係)

1. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(関東信越厚生局麻薬取締部)

(1) 法令別検挙人員

	令和2年	令和元年	平成30年
麻薬及び向精神薬取締法	17人	26人	35人
あへん法	2人	0人	0人
大麻取締法	62人	111人	124人
覚醒剤取締法	55人	60人	71人
麻薬特例法	23人	18人	8人
医薬品医療機器等法 (旧薬事法)	5人	2人	19人
合計	164人	217人	257人

(2) 主な薬物の押収量

	令和2年	令和元年	平成30年
ヘロイン	0g	0g	0g
コカイン	9.6g	50.6g	43.4g
あへん	0g	0g	0g
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	5.9kg	27.4kg	44.3kg
大麻樹脂 (大麻濃縮物を含む。)	8,111.6g	24.4g	366.2g
覚醒剤	676.8kg	1,100kg	236.2kg
MDMA等錠剤型合成麻薬	8,946錠 2,680.2g	37錠 167g	4錠 19.2g
大麻草	734株	1,015株	2,095株
指定薬物	植物片1.6g 液体192.0g 粉末47.8g	植物片1.0g 液体9.8mL 粉末0g	植物片377.2g 液体3.4L 粉末61.9g

(社会保険審査官関係)

<令和2年度>

1. 令和2年度 審査請求取扱状況

令和2年度 関東信越厚生局

		健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
受付件数	前年度からの繰越	170	5	540	475	1,190
	当年度受付	426	1	721	800	1,948
	計	596	6	1,261	1,275	3,138
取下件数	年度累計	62	0	94	98	254
移送件数	年度累計	6	0	6	1	13
決定件数	却下	26	1	43	50	120
	容認	41	0	16	9	66
	棄却	370	5	764	822	1,961
	計	437	6	823	881	2,147
未処理件数	(60日以内再掲)	51	0	132	132	315
	計	91	0	338	295	724
相談件数	計	345	1	129	204	679

2. 令和2年度 審査請求決定状況

(1) 令和2年度健康保険再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	0	1	7	8	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	1	0	0	1	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	4	1	8	13	
療 養 費	5	21	140	166	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	15	17	213	245	
出 産 給 付	1	1	1	3	
老 齢 給 付	0	0	0	0	
障 害 給 付	0	0	0	0	
遺 族 給 付	0	0	0	0	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	0	0	0	0	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	1	1	
計	26	41	370	437	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(2) 令和2年度船員保険再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	1	0	4	5	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	1	1	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	0	0	0	0	
障 害 給 付	0	0	0	0	
遺 族 給 付	0	0	0	0	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	0	0	0	0	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	0	
計	1	0	5	6	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(3) 令和2年度厚生年金保険再掲

(健 ・ 船 ・ ⑧ ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	2	1	33	36	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	2	1	77	80	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	39	39	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	7	0	47	54	
障 害 給 付	25	14	519	558	
遺 族 給 付	4	0	33	37	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	1	0	14	15	
時 効 特 例	0	0	1	1	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	2	0	1	3	
計	43	16	764	823	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(4) 令和2年度国民年金再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	0	0	1	1	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	4	1	3	8	
障 害 給 付	29	8	637	674	
遺 族 給 付	0	0	1	1	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	14	0	157	171	
未 支 給 保 険 給 付	1	0	3	4	
時 効 特 例	0	0	1	1	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	2	0	19	21	
計	50	9	822	881	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

＜令和元年度＞

3. 令和元年度 審査請求取扱状況

令和元年度 関東信越厚生局

		健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
受付件数	前年度からの繰越	93	0	323	448	864
	当年度受付	481	11	1,221	1,240	2,953
	計	574	11	1,544	1,688	3,817
取下件数	年度累計	45	0	108	79	232
移送件数	年度累計	8	0	5	6	19
決定件数	却下	23	1	46	71	141
	容認	41	0	13	20	74
	棄却	286	5	834	1,036	2,161
	計	350	6	893	1,127	2,376
未処理件数	(60日以内再掲)	66	4	161	189	420
	計	171	5	538	476	1,190
相談件数	計	403	8	215	330	956

4. 令和元年度 審査請求決定状況

(1) 令和元年度健康保険再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	1	0	7	8	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	6	0	4	10	
療 養 費	6	26	99	131	併合 3件→1件
移 送 費	0	0	2	2	
傷 病 手 当 金	9	15	173	197	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	0	0	0	0	
障 害 給 付	0	0	0	0	
遺 族 給 付	0	0	0	0	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	0	0	0	0	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	1	0	1	2	
計	23	41	286	350	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(2) 令和元年度船員保険再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	1	0	1	2	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	0	0	0	0	
障 害 給 付	0	0	1	1	
遺 族 給 付	0	0	3	3	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	0	0	0	0	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	0	
計	1	0	5	6	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(3) 令和元年度厚生年金保険再掲

(健 ・ 船 ・ ⑧ ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	1	0	10	11	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	1	10	11	
標 準 報 酬 (離婚分割)	1	0	13	14	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	19	0	50	69	
障 害 給 付	22	11	704	737	
遺 族 給 付	1	1	33	35	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	1	0	13	14	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	1	0	1	2	
計	46	13	834	893	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(4) 令和元年度国民年金再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	1	0	4	5	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	3	0	7	10	
障 害 給 付	49	19	902	970	
遺 族 給 付	0	1	0	1	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	16	0	120	136	併合 3件→1件
未 支 給 保 険 給 付	0	0	3	3	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	2	0	0	2	
計	71	20	1,036	1,127	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

＜平成30年度＞

5. 平成30年度 審査請求取扱状況

平成30年度 関東信越厚生局

		健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
受付件数	前年度からの繰越	96	13	307	336	752
	当年度受付	449	7	1,007	1,487	2,950
	計	545	20	1,314	1,823	3,702
取下件数	年度累計	46	1	100	137	284
移送件数	年度累計	9	0	4	8	21
決定件数	却下	20	2	37	59	118
	容認	54	0	32	31	117
	棄却	323	17	825	1,133	2,298
	計	397	19	894	1,223	2,533
未処理件数	(60日以内再掲)	49	0	145	290	484
	計	89	0	306	469	864
相談件数	計	390	5	311	655	1,361

6. 平成30年度 審査請求決定状況

(1) 平成30年度健康保険再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	0	0	5	5	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	2	0	2	4	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	1	1	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	3	0	3	6	
療 養 費	5	34	125	164	併合 22件→5件
移 送 費	0	0	2	2	
傷 病 手 当 金	9	19	185	213	併合 49件→16件
出 産 給 付	0	1	0	1	
老 齢 給 付	0	0	0	0	
障 害 給 付	0	0	0	0	
遺 族 給 付	0	0	0	0	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	0	0	0	0	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	1	0	0	1	
計	20	54	323	397	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(2)平成30年度船員保険再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	2	0	10	12	
療 養 費	0	0	1	1	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	0	0	0	0	
障 害 給 付	0	0	1	1	
遺 族 給 付	0	0	4	4	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	0	0	0	0	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	1	1	
計	2	0	17	19	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(3)平成30年度厚生年金保険再掲

(健 ・ 船 ・ ② ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	0	0	19	19	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	2	1	7	10	
標 準 報 酬 (離婚分割)	4	0	13	17	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	5	0	88	93	併合 2件→1件
障 害 給 付	19	31	642	692	併合 4件→2件
遺 族 給 付	2	0	37	39	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	0	0	0	0	
未 支 給 保 険 給 付	1	0	14	15	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	4	0	5	9	
計	37	32	825	894	

(注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。

2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。

3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。

4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。

(4)平成30年度国民年金再掲

(健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

種 別 制 度 別	却 下	容 認	棄 却	計	備 考
被 保 険 者 資 格 (第4種及び任継を含む)	1	0	0	1	
標 準 報 酬 (種別変更を含む)	0	0	0	0	
標 準 報 酬 (離婚分割)	0	0	0	0	
療 養 の 給 付 (継続療養及び特別療養費を含む)	0	0	0	0	
療 養 費	0	0	0	0	
移 送 費	0	0	0	0	
傷 病 手 当 金	0	0	0	0	
出 産 給 付	0	0	0	0	
老 齢 給 付	3	0	34	37	
障 害 給 付	38	27	995	1,060	併合 2件→1件
遺 族 給 付	0	2	5	7	
保 険 料 の 賦 課 徴 収 等	13	1	90	104	併合 2件→1件
未 支 給 保 険 給 付	2	1	8	11	
時 効 特 例	0	0	0	0	
遅 延 加 算 金	0	0	0	0	
そ の 他	2	0	1	3	
計	59	31	1,133	1,223	

- (注) 1. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記しました。
2. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入しました。
3. 寡婦年金・死亡一時金は、遺族給付に含めました。
4. 「2. 決定状況」は、制度別に作成しました。